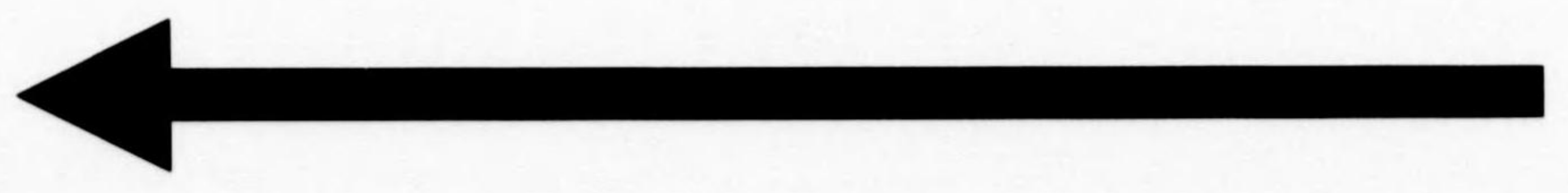


63-242
1200501277495
3
2



始



26.7.26

外 2697
あ

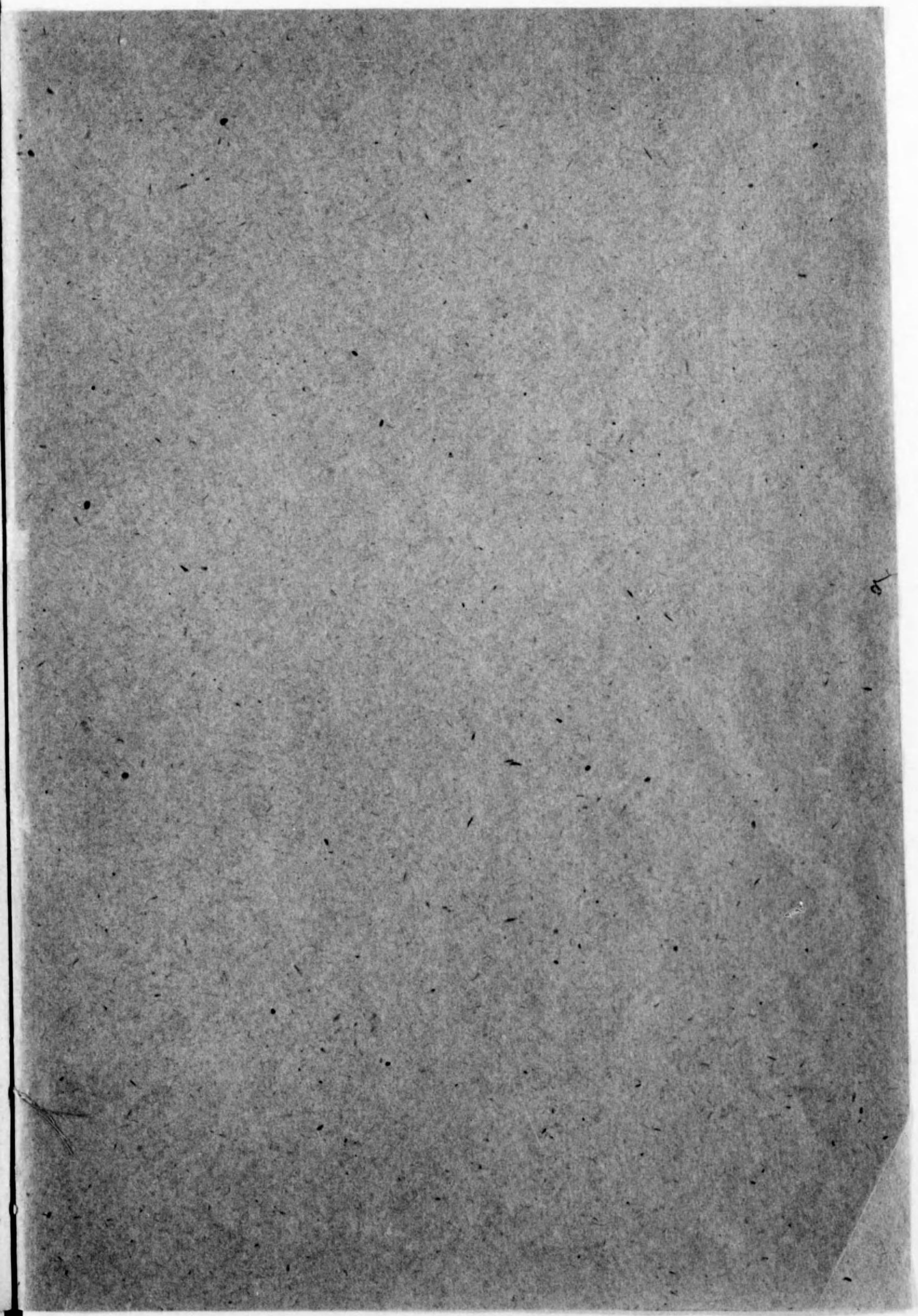


文學博士宮地直一著

諏訪史

第二卷 前編

信濃教育會諏訪部會藏版



序

日本第一大軍神諏訪大明神は、古今に通じ中外に互つて名聲普聞の大神にまします。大神を齋祀る諏訪上下社の歴史は、神祇史上重要な現象として、夙に學者の注意を惹き、之が研究の結果にも見るべきものが甚だ多い。予は先に明治四十三年の夏初めて参拜の機を得、兩三日の間、宮司三村氏の誘導によつて上下社から攝社出早雄神社に到り、一社に關する概念を養ひ得て悦に堪へず、見聞記の一端を録して神社協會雜誌に寄せたことであつた。全國數多き神社の中で、特に本社の歴史に關心し、格別の興味を感じたのは、實に此時である。

その後大正七年の頃かと記憶する。信濃教育會諏訪部會に於ては、諏訪史の一部として神社に關する記述を必要として、畏友今井文學士を介し、予にその任に當らんことを求められた。その際の申出は、新古の學說を取纏めて穩健中正なる批判を加へ、以て郷土を背景とする一社の光輝ある歴史に學術的考察を遂げんこと

にあつて、その年代は鎌倉以前公家時代を通ずる間に止め、且つ限るに十年の日子を以てされたのである。爾後此の方針の許に編纂の歩を進め、今井眞樹氏に主として郡内に於ける史料の蒐集を、三上左明學士に草案の起稿を託し、成るに従つて推敲を経、漸く成案を得たもの即ち本書で、此に先づその前編を公にせうとするのである。

本書は前後の二編より成つて、前編に王代末期に至る間の状勢を概説し、後編に祭神社殿祭祀等各项に互る細致を試み、兩編相俟つて大體觀を完くせんことを期する。思ふに社歴の調査に當り、或は文獻の上よりし、或は地理の點よりし、或はその他の方面よりして、是ほどに難解のところは復あるべしとも思はれないのは、實に我が諏訪神社である。かやうな傾向を有する本社の出緒に對し、幾分にも合理的解釋を試みようとするこの困難は固よりいふまでもないが、殊に吾人の不學を以て之に當るに於てをやである。仍つて本書は専ら大系を辿つて時勢の變遷に伴ふ推移を記述するに止め、敢て私見を加ふることなく、専ら史的見地より之を見ると、ともに努めて地方傳承の遺聞に聽き、以て今後に於ける新研究の陳吳た

るの覺悟を以てしたので、諏訪研究の大成を期する上に於て、此の小著が多少なりとも貢獻出來るとせば、望外の至福とするところである。尙ほ本書の編纂に關しては、郡内は勿論、長野縣下を始め、關係地方の社寺學校諸家より史料の提供を得、その他援助を受けた向も尠くないが、是等の點に關しては、その他の事項と共に後編の末尾に附載することとする。

昭和五年十二月

宮地直一識

目次

第一章 諏訪の地理的環境…………… 一

第二章 諏訪地方の原始信仰…………… 三

第三章 諏訪神社の鎮坐…………… 九

 第一節 古典に於ける建御名方神 上…………… 九

 第二節 古典に於ける建御名方神 下…………… 九

 第三節 上下社鎮坐の起源 上…………… 一〇

 第四節 上下社鎮坐の起源 下…………… 一四

第四章 上代に於ける諏訪神社…………… 一六

 第一節 大化改新以前の状勢…………… 一六

 第二節 大化改新以降の状勢…………… 一八

第五章 平安盛世期に於ける諏訪神社…………… 二五

 第一節 内外に向つた勢威の振暢 上…………… 二五

附 録

一 神氏系圖……………一
二 諏訪湖神渡表……………一九

別 圖 版 目 次

第一圖	原始信仰分布圖	第一一圖	生島足島神社平面略圖
第二圖	建御名方神入諏傳説分布圖	第一二圖	廣田西宮兩宮繪圖
第三圖	前宮附近地形圖	第一三圖	古事記上卷抄其一
第四圖	上社本宮附近地形圖	第一四圖	古事記上卷抄其二
第五圖	下社附近地形圖	第一五圖	古事記上卷抄其三
第六圖	神使巡行地圖	第一六圖	古事記上卷抄其四
第七圖	社領官牧郷位置圖	第一七圖	古事記上卷抄其五
第八圖	丹生川上神社四至圖	第一八圖	古事記上卷抄其六
第九圖	穗高神社四至圖	第一九圖	古事記上卷抄其七
第一〇圖	小縣郡郷位置圖	第二〇圖	古事記の一節(眞福寺本)

第二一圖	神皇正統記の一節(白山本)	第四〇圖	諏訪湖の遠望其一
第二二圖	神皇正統記の一節(守矢本)	第四一圖	諏訪湖の遠望其二
第二三圖	諏訪縁起畫詞の一節(權祝本)	第四二圖	諏訪湖神渡其一
第二四圖	神氏系圖の一節(前田本)	第四三圖	諏訪湖神渡其二
第二五圖	類聚神祇本源の一節(神宮文庫本)	第四四圖	池生池址
第二六圖	神名祕書の一節(神宮文庫本)	第四五圖	葛井池
第二七圖	伊那廻之日記(矢島文書)	第四六圖	瀧ノ湯と湯膳様
第二八圖	大祝職次第書(守矢文書)	第四七圖	尖石
第二九圖	融通念佛縁起所載神名帳の一節	第四八圖	兒玉石
第三〇圖	八ヶ嶽遠望	第四九圖	小袋石
第三一圖	八ヶ嶽山上の祠	第五〇圖	御座石其一
第三二圖	蓼科山遠望	第五一圖	御座石其二
第三三圖	蓼科山上の祠	第五二圖	三本松
第三四圖	鷲ヶ峰及び霧ヶ峰遠望	第五三圖	尾掛松
第三五圖	八嶋池全景	第五四圖	峰灌木
第三六圖	守屋山遠望其一	第五五圖	杏石
第三七圖	守屋山遠望其二	第五六圖	上社及び前宮遠望
第三八圖	守屋山頂上	第五七圖	下社春秋社遠望
第三九圖	守屋山上の祠とお七堂巡りの石	第五八圖	前宮遠望其一

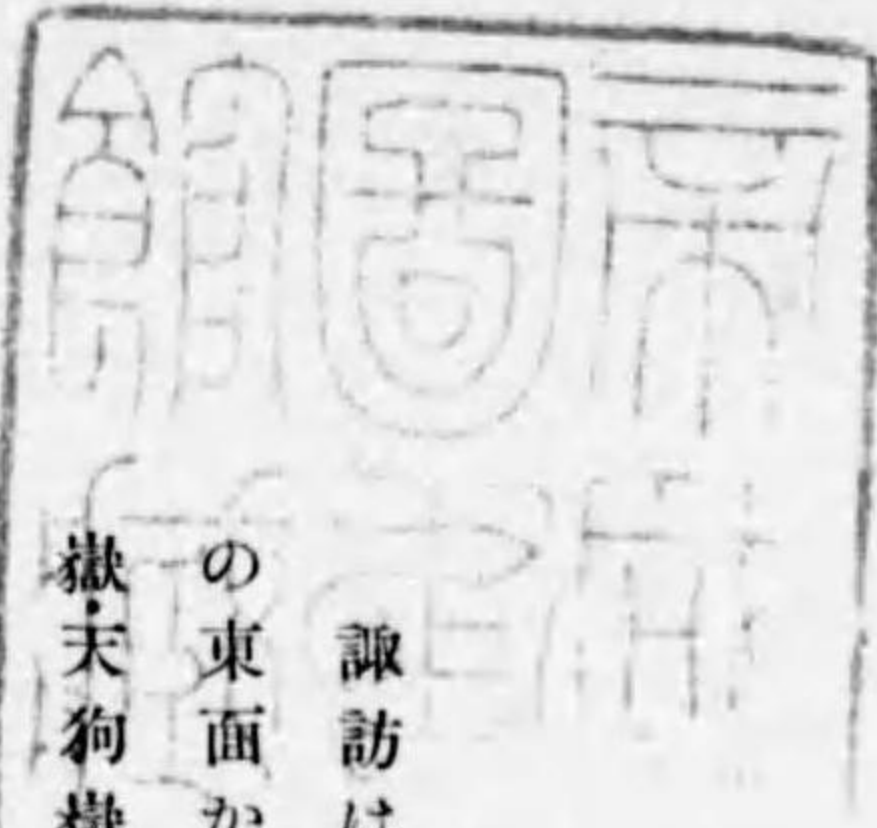
- 第五九圖 前宮遠望其二
- 第六〇圖 上社本宮遠望
- 第六一圖 上社本宮東面入口
- 第六二圖 春宮遠望
- 第六三圖 秋宮遠望
- 第六四圖 洩矢社と藤島社
- 第六五圖 赤石明神

- 第六六圖 穂高嶽
- 第六七圖 穂高神社奥宮見取圖
- 第六八圖 青塚古墳其一
- 第六九圖 青塚古墳其二
- 第七〇圖 薙録
- 第七一圖 天正の薙録

諏訪史 第二卷 前編

諏訪神社の研究

第一章 諏訪の地理的環境



諏訪は信濃國の東南部に位し、四面に山を繞らす一盆地で、面積約四十餘方里を計上する。その東面から北面にかけては、富士火山帯の八ヶ嶽火山彙に屬する主峰赤嶽に起り、阿彌陀嶽硫黄嶽夫狗嶽横嶽蓼科山霧ヶ峰鷲ヶ峰等の高峰を経て、和田の峻嶺三峰山二ツ山鉢伏山等が連互し、鉢伏山からは南に向つて、鹽尻峠勝弦峠等一帶の丘陵性山脈が起伏してゐる。又その南面には赤石楔狀地の北縁に相當する釜無山脈が蟠繞して、所々に釜無山入笠山守屋山等の屈起するを見る。而して守屋山の南方鞍部を通ずるのが所謂杖突峠である。

かくの如く周圍に天然の障壁を立廻らして自らの別天地を形づくる諏訪の地は、そのやゝ西南部に偏して沖積盆地を開き、その中に今なほ周廻四里餘の諏訪湖を湛へてゐる。而して此に注目を要するは、諏訪湖及びその周圍の低地を挟む東北と西南面との兩山系の地形の相違である。先づ前者は郡境に平均一八〇〇米より二五〇〇米の間を上下する火山の楯比する餘波を受け、裾野の部分が割合に廣汎に隨所に高原を展開しつゝ、漸次平低地へと移化して、その途中裾

野帯に、⁽¹⁾かの山鹿鹽原等式内牧の所在を包擁してゐる。然るに後者に至つては、之と全く趣を異にして、山腹が殆ど一直線狀に可なりの急勾配を以て盆地部に及び、その山麓線中湖水に近いあたりには、山脚が直ちに湖汀線に迫つてゐる所もある。従つて此の方面の水流は、何れも小さい谷川となり、之が平野への出口に當り、やゝ急傾斜の小扇狀地を作出してゐるに過ぎない。この外、湖水唯一の排水口たる天龍川が盆地の西北隅から西南方に向つて所謂川岸狹隘の地を流れ、その底地に沿ふ帶狀沖積地に段丘を作つてゐるが如きも、併せて一應の注意を要する。かくて諫訪の地は多く火山岩地帯なるが故に、裾野地帯には、所々に巨大なる火山岩が散在し、又地質地形的状態よりして、到る所に清泉の湧出を見るのである。

さて此の青山環繞の間に横たはる諫訪湖は、もと東南から西北にかけて今日よりも擴大してゐたが、その東南隅に注ぐ宮川、六斗川、上川、又北よりする砥川、横河川等の流入による搬出物の堆積と、前記川岸狹隘部の侵蝕とにより漸次縮少するに至り、今もなほその傾向を持続しつゝあるやうである。今日湖邊の東南方及び西北隅に連なる沖積性の沃野は、蓋しかゝる事由に發生の起源を託するもので、従つて湖岸線の形狀は、時代により幾分の相違あるを免れない。

續いて此の地方の氣候に及ぶと、最も低い湖面に於て、既に海拔七五九米の高度を有するだけに、氣温は一般に低い。試みに大正十四年度に於ける平均數値を挙げると、最高は八月に二四度、二最低は一月に零下二度を示し、大體に於て冬夏寒暑の開きが大きい。然れば、早くも十一月に入れば降雪を見、十二月又は一月ともなれば、湖面も全部結氷し、……稀に之を見ない年もある：

：古くから諫訪七不思議の一として人口に膾炙する神渡の現象を出現せしめる。神渡とは一般湖沼の結氷上に於ける現象で、冬季に著しく乾燥して降雪の量の少い地方に起るもので、我國では、諫訪湖の外松原湖や榛名湖等に於て之を見る。次にその大體を説明すれば、その初め湖面の結氷熟期に際し、氷層が増厚しつゝある間、夜間に於ける氷盤の冷却縮少のため、奇異なる音響を伴つて裂隙を生じ、表面の全氷殻を數個の氷盤に分離せしめる。此の裂隙は小さい曲折をもつ直線形をなすを常とするが、時に彎曲する場合もある。かくて裂隙内に出た水は忽ち結氷して新しい氷脈をつくる。然るに晝間に至り氣温に伴ふ氷温の上昇につれて、氷盤は膨脹を始めるが、前夜生成した新氷脈の介在するため、氷盤の間に非常に強い横壓力を生ずる。此の横壓力發生の結果は、氷盤を湖岸の陸上に押上げ、又は裂隙線に沿つてその破綻を起すこととなり、氷盤が互に衝上げたり、又は折重なつて蜿蜒たる破綻線を現出する。之を神渡と稱するので、この現象を廣く湖面を蔽つた靜寂な氷盤上に目撃する時は、實にいふべからざる神祕崇嚴の感に打たれるのである。而してそれが大きく現れる場合には、前夜必ず氣温の非常なる低下となつて、氷盤の收縮による大裂隙を生せしめるが、裂隙發生の音響は、遠雷の轟くが如く、周圍に反響して深夜の寂寞を破り、湖畔の住民に時ならぬ衝動を與へるのである。さて此の神渡の現れる位置は、田中阿歌麿氏の調査に従ふと

一、湖岸に沿うて存在するもの、

二、湖面を横斷するもの、

三、湖面を縦断するもの、

以上三種に區別せられる。之で見ると、フォン・コルノキのバラトン湖に於ける説明の如く、之が位置の綜合結果を以て二個の圓の連接と見ることが出来る。たゞ諏訪湖に於ては、注入する河川の水量が割合に多い許りでなく、湖底に於ける瓦斯温泉等の湧出が盛であるため、開水面の多くが河口その他氷殻の各所に散在し、殊に暖冬の際には、その面積を一層擴大して、氷盤に堅軟厚薄の度を一樣ならしめないため、神波の方向も亦その影響を蒙り、ために規則正しい一定の位置を示さない場合を往々にして見受けるのである。

本地方の氣温は上に述べた如くで、且つ山間の盆地にある關係上、降水量に乏しく、明治二十五年から四十年に至る十六年間の平均に於て、年量約一二〇〇耗一反歩に付六千六百石を示し、就中多い年で一六〇〇耗一反歩に付八千八百石を超ゆることは至つて稀である。従つて晴天の日が比較的多く、大氣の乾燥するを免れないが、傍らに湖水を控へてゐる丈に、日較差や年較差は、地形に比して幾分調節されてゐる。氣壓は海拔七五九米四の高地に位する爲め、固より小なるべき筈で、明治四十四年より大正元年に至る三ヶ年の平均に於て、水銀柱六九三耗三分八厘に達するに過ぎない。又その高低の差も至つて小で、總かに二六耗八厘を計上される。これ一は土地の乾燥なるにも因るが、一面では低氣壓の襲來が頗る稀なことを示して餘りあるもので、實際諏訪の住民は、暴風らしい暴風に會つた經驗を持たないとさへいはれてゐる。風向は場所により一定しないが、盆地及び八ヶ嶽の山麓部では、地勢の關係上、殆ど北西風及び東南風が卓越する。中にも前者の

方向を取る天龍峽谷の谷風所謂伊那風は、天龍河口から西南面の山脈をかすめ、時に水蒸氣を伴つて湖畔の盆地に雨氣を將來する。俚俗の言に、守屋山頂より雲の離散消滅する時は晴天、之に反して山頂に雲の集合發達する場合は雨天になるといふのは、雨氣を齎らす南風が是等の山塊を越える際に凝結發生する雲を見て雨の前兆とし、西又は北の風となつて、附近に雲の消散し行く光景を晴れの豫報とするもので、かの富士山に於ける笠雲の理と同じく、意義ある見方といはなければならぬ。

終りに温泉に就いて述べる。信濃は土地柄温泉に恵まれた所で、澁田中戸倉別所沓掛鹿教淺間山邊中房白骨等の諸湯は古くから世に名を知られてゐる。中でも本郡に於ては、山浦地方山麓帯に存在する外、盆地の東邊に沿ひ、南方四賀村赤沼から上諏訪を経て下諏訪にかけ、所々に之を見る。なほ盆地の南縁神宮寺附近にも一の存在を指示し得らるゝが、就中上下諏訪町の邊を以て之が密集區域とする。

以上の數項は各方面に互り單にその輪廓を示したに過ぎないので、一般的記述としては固より繁簡宜しきを得ないといへ、その目的が本文に於ける説明の前提とするにあるため、之を直接の必要ある限度に止めたのである。

此外諏訪盆地の地質構造に關しても、若干の記述を必要とするが、此の問題に就いては、特に専門の研究を積まれた諏訪中學校教諭三澤勝衛氏より、諏訪盆地の地質構造に關する考察の一端と題する一篇の寄稿を得たので、そのまゝ之を轉載することゝする。

諏訪盆地は東南より西北に其長軸を持つ一つの紡錘狀の盆地で、其長軸の長さ約一五キロ、短軸に於ては其最も幅の廣い處で約五キロを示して居る。そして其中央よりや、北に偏して、ほぼ梯形に近い形を持つた諏訪湖を湛へて居る。

此諏訪湖の位置がや、北に偏して居ると云ふのは、此諏訪盆地の位置が其受水區域に對して、其中心より著しく西西北に偏して居ると云ふ事も有力な原因と見るべきではあらうが、更に今一つには、此盆地へ注ぐ河川の中、其東南よりする河川の上中流が一般に火山地方で、從つてその噴出物、殊に火山礫砂灰泥等比較的侵蝕され易き岩石からなる地域であるからでもあらう。從つて今日此盆地底を構成して居る物質の殆んど全部は、是等諸川によつて運ばれて來、そしてそこに堆積されたものである事は充分想像する事も出来るが、又事實、昨今此盆地の各所に行はれて居る温泉井、瓦斯井、又は普通飲料水用の井戸の掘鑿に當り、掘り出されてくる物質が明にそれを證明して居る。然も是等堆積物の厚さは極めて厚く、今迄の掘鑿によるレコードでは、上川、宮川等の現在の河口附近に於て地下百二三十間の地點が尙砂礫又は泥土等の堆積からなつて居る事を示して居る。現在諏訪盆地に於ける掘鑿としては、其深度約百三十間を以て其最深レコードとし、それ以深に就ては全く暗黒であるが、然し此の盆地の堆積層の最下部は、更に相當の深處に迄及んで居るもの、如くである。

是れだけから考へると、今日の諏訪盆地が、過去に於て、即ち現在の如く其堆積作用を受けなかつた當時に於ては、極めて深い一大湖沼であり、從つて風波も高く荒かつたもの、如く考へ

られるが、然し必ずしも左様であつたとは思はれない事實が尠くない。其一つは、同じく前記各種の掘鑿井に就ての事實に據るのであるが、それはそれ等の井戸から出て來るものを見るに、此盆地湖南平野の中央より更に北偏の地點である福島部落や小川部落附近の井戸からは地下六七十間の深所から握拳大や鶏卵大の圓礫（何れも上流八ヶ嶽火山又は釜無山脈を構成して居る岩石と同質の）が出て居り、上諏訪驛の西方湖岸では、百間以深に於て徑三寸以上もある圓礫をもつ礫層が存在して居る。是等のものは、其大きさに於て又其岩質に於て、現在此盆地の上を流れて居る上川、宮川等の現河床礫と殆んど同様である。從つて今こそ六七十間乃至百間もの深所に存在して居る礫層も、その堆積當時からそこが現深度であつたとは考へられない。恐らく當時は極めて淺く、或は現河床程度の地貌の處であつたかも知れない。然しそれ等礫層の更に上位に於て綠黑色の泥土層があつたり、更に上層即ち地表から十數間の間が黑色の泥土であつたり、又更に其黑色泥土の中、上部の一二間が「すくも」と稱する現在湖岸又はそれよりや、深所に見られる水草の莖葉又は根等の堆積からなる泥炭様のものからなつて居るところを見ると、此盆地が常に而かも一帯に河床狀であつたとも考へられない。是等の點に就ては、今尙調査不充分で、確實なことは斷言出來ないが、更に茲に注意すべき事實がある。それは即ち、底無池の現象である。「底無池」と云ふのは、現在四賀村役場の北隣甲州街道附近の地形に對し、特に此地方人士の呼ぶ名稱であるが、それはこゝは自然的又は人工的に如何程の土砂を入れられても、その入れただけが沈降してしまふ現象である。現に此底無池の處の甲州街道では、

年々其道路上に約七寸のバラスを置くさうであるが、それが年々沈下してしまつて居る。是れに似た事實は各所にある。上諏訪町の西南、島崎部落の南方には、クンボウ田と云はれて居る處がある。こゝは地盤一帯が低平で、時々氾濫の災を被るので、此處を耕作する農家では努めて土砂を運び込んで其地形を高め様として居るが、やはり入れただけ低くなつてしまふ。是と全く同様の處が田邊部落の西北、文出部落の南や小川部落の南にもある。皆一様の底無池式の處なのである。是を大きく廣めて考へるとこうなる。即ちそれは、此諏訪盆地全體が一大底無盆地でありはしないかと云ふことである。即ち上川や宮川によつて運ばれた土砂の堆積につれ、次第に地盤が沈降するのではあるまいか。そして今百間も下に埋藏されて居る前記の圓礫も、かつては河床近くのものゝ其沈降運動に伴はれて、今日その様な深所へ迄沈下して行つたものと考へたい。神宮寺の東南、前宮の北の邊の小池もこれに似た現象をもつて居る。

此沈下現象の速さに就ては、一層材料が不備であるが、福島の北六斗川畔では古い恐らく徳川中期頃か型の煙管のガングビが地下十數間の深所から出て居る。文出の西、宇八軒尻と云ふ古屋敷の跡からは、今の田面下約二尺の深さに釜戸の上縁の石が掘り出されて居る。従つて其基盤は現水田面から約三四尺下にあつたと考へられる。是れによつて見ると、かなりの速さで沈降して行く事は明である。然し更に注意しなくてはならない事は、此沈下速度が連続的であると考へる事實は殆んど上つて居らない。却つてそれより前記掘鑿井の地層から考へ

て、此盆地の地層が礫層、砂層、泥層と何回も繰返して居る處から考へて、かなりそれが不連続的に行はれたと思はれる事實が多く知られて居る。然し其沈下の量は、一般に此盆地の南部、新井や上金子附近よりも現湖心に近づく程大であつた事は事實である。それは現在此諏訪盆地の中に含まれて居る瓦斯含有層の分布から左様に考へざるを得ない。今日瓦斯を相當豊富に含有して居る地層は、湖南平野ではそれは中門川の下流河口附近から文出部落の南を經て小川部落を通り、北有賀の湖岸へ引いた線から諏訪湖寄りの略三角形に近い地域と、湖北では赤砂部落の湖岸附近の一部だけである。勿論其間現諏訪湖盆の地下には、各所恐らく一帯に包含されて居る。併し更にこゝに注意すべきは、前記甲州街道筋や福島北方六斗川畔の沈下の速さは餘りに大で、或はそれは局部的の現象であるかも知れない。それには更に次のやうな事實が知られて居る。即ち湖南平野へ注ぐ上川の上流を構成して居る八ヶ嶽山麓中、特に北山浦一帯の地域であるが、こゝは地質學的には極めて最近に於て其東方天狗嶽方面の一帯に大爆發に伴ふ泥流によつて、一面に覆はれた處である。尤も今この泥流の上層に石器や土器が散在して居るのであるから、最近と云つても歴史學的には或は相當古いものかも知れない。其泥流地帯を構成して居る特殊の物質が圓礫となつて、それが小川部落の宇鴨池附近に於て現地表から約二十間から三十間の間に著しく堆積して居る。恐らく其噴出當時此附近一帯が比較的低く、そこに多量の砂礫が流れ込んだ事が想像される。此盆地が何故に底無性の盆地であるかの考察に就いては、こゝには差控へて置くが、要するに以上によつて此諏訪盆地が

勿論歴史以前から存在して居つた事、そして其盆地は一大湖沼として存在して居つたと云ふよりも、各所に沼澤又は餘り深くない湖沼を持つた地域で、樹木等も各所に生育して居つたものではあるまいかと考へられる。福島部落では地下四・五尺、六斗川ツリ橋下では四五間も深い處から、徑二尺程の大木の倒れたものが出て居る。(一九三〇年三月一五日稿)

三澤氏の意見は上記の如くである。然らば上に述べ來つた如き地理的環境は、地方の人文發達上に如何なる影響を齎したのであらう。嘗て人類地理學の泰斗フリードリッヒ・ラッセルの高弟チャーチル・セムブルは、史學上の問題に於ける要素として、遺傳と地理的環境との二者の存する點に注目し、就中後者に就いて

此の地理的條件は、人類發展の長い歴史に強く且つ絶えず働く。此にそのもの、重要性がある。それは不變の力であつて決して休む時がない。自然的環境即ち史學上の外的根柢は、我等の生活問題に於ける他の要素とは比較にならぬ程絶對不變のものである。

といつてゐる。地理的環境が、その土地の文化發達上、密接不離なる關係を有するは今更いふを俟たない。而して諏訪の地方が、地形上他のそれに異なるのは、一に湖水の存在であり、二に山麓高原を有することであり、三に氣候が寒冷で、且つ空氣の透明であるといふ三點に歸する。仍つて次に順を追つて敘述するであらう。

先づ河や湖や海の岸が人の移住を誘ふことは、そこから食料となる動植物が手に入り、水が交通の爲めに容易な路となるからで、又一方原始社會を構成してゐる小規模の孤立的存在にとつ

て、水を境界とすることが日常の生活を安固にする所以であるからである。然れば史上の實例に照らしても、野蠻人が村の位置を選定するに當つては、安定を第一要件として、水に圍まれた桃形の半島か、川中島か、若しくは海岸から離れた島上に着目するを常としてゐる。一例をとれば、南米オリノコ河の三角洲グエネズエラの海岸コンゴ河の南方一支流の上流附近のモリア湖畔及びメヤサ湖附近の小湖上に、彼等が營んだ最初の生活状態によつても之を窺ふことが出来るが、なほ近代に至つても、文明の進度の低い民族の間には、依然としてかやうな生活様式が持續されてゐて、彼等は之により社會的や經濟的に受くる弱點を蔽はんとするかの如くに見えるのである。

次に山は本來の性質として、人々がその發展を計らうとする場合に之を防止する。さり乍ら山の中でも、緩かな傾斜地又は臺地は、人間にとつての價值からいへば、最も大切な部分に屬し、山の有する多くの便宜を兼ねると、もに、平野の有する交通の便宜をも備へてゐる。

第三に氣候に於ては、概していへば寒帶的氣候は種々なる間接的影響を持つてゐるが、直接の生理的影響として認むべきものは一もないやうである。寒氣は熱帶の暑熱の如く健康や精力を妨害する所以とならないので、その地が耕作の可能な所である以上、いかほど寒くとも、人の住居たるに支障を來さない。是はその地の冬季が非常に乾燥するを例とするからである。かの中央シベリアの冬は乾燥の度に於て、その最も甚だしいとせらるゝ沙漠の上に出て、いかなる寒天にも、毛皮をさへ纏つて居れば、氣樂に天幕生活を續け得るといはれてゐる。次に風力に至つ

ては他の原因に比して一般に薄弱で、之が作用から免かるゝのは、比較的容易である。かく觀じ來つて諫訪地方の状態に顧みると、その生産的分布地帯は、自ら次の如くに分類し得られるのである。

一、湖の東南西北兩隅の沖積地及び是等沖積地帯の周縁に沿つた山麓扇狀地、

二、天龍河口の流域、

三、東方一帯に互る火山麓高原、

今暫く之れを既往の経過に徴すると、最も古い先史時代(Prehistoric age)の遺跡や遺物は、以上三方面に周布してゐる。然るに原史時代(Protohistoric age)に入ると、古墳はこの中で(一)殊に(一)では山麓扇狀地の下部に發見せられて、聚落の中心地が逐次湖岸に向ひ接近しつゝ、あつた形跡を窺はしめる。蓋し(三)の場所は土地高燥に且つ地味も荒廢してゐるため、進んで農業生活期に入ると、種々の不便を感ぜられたに反し、(一)の地は前に沖積帯の沃野を控へ、物資に富み、交通に便に、生活し頗る好都合の所とせられたからであらう。降つて和名抄によると、諫訪郡には土武佐補美和桑原、神戸山鹿、且良の七郷が置かれてゐるが、中でも土武桑原神戸の三郷は大體(一)の區域を包含する所に之を求めることが出来る。尙ほ今日にあつても、上諫訪下諫訪岡谷等の主なる市街地は皆(一)(二)の方面に發達して、人口の分布も亦頗る周密に、畢竟するに、この地方では湖水の東南及び西北の兩隅が、古來の文化の二大中心地であつたといひ得るのである。今、之を交通路に徴すると、東南の方面からは

一、東南行して金澤・富士見を經、甲府盆地に通ずるもの、

二、杖突峠を南下して市ノ瀬・大原を經、遠州路に通ずるもの、

三、杖突峠を南下する途次、高遠町を西に折れて伊那町に出づるもの、

四、大門峠を經て小縣郡に通ずるもの、

西北の方面からは

五、天龍川に沿うて下り、神坂路を經て美濃に通ずるもの、

六、鹽尻峠を經て北に進み、松本平に出、東北に進んで上州に通ずるもの、

七、鹽尻峠を經て松本平を北進し、姫川を下つて越後に通ずるもの、

八、和田峠を經て小縣郡に通ずるもの、

等の街道が開けてゐる。而して湖の南北の連絡線としては

九、湖の東北岸に沿うて平坦な道路が走つてゐる外、西南岸にも亦一の主要線が通じてゐる。

即ち之を交通系統に徴すると、現在では湖水を中心として四方に通じ、地方を本體とした場合、頗る便宜に富むといふを至當とする。さり乍ら翻つて外圍地方との關係に立つた時は如何。いふまでもなく今日の交通路は、帝都の所在たる東京を中心とする爲め、西の方濃尾の野に至る中間帶たる此の地方は、鐵路・國道ともに湖邊を通じて中山道の幹線に當り、溯つて江戸を本位とする江戸時代に於ても、之に異ならぬ状態にあつたが、遠く古代にあつては必ずしもさうでなかつた。即ち延喜式の官道は京師から近江・美濃を經、神坂峠を越え、天龍の流域に沿つて上野の

一四

方向に抜けてゐるが、今その間に於ける驛家の所在を跡づけると、先づ美濃の神坂を経て本國の阿知に出、次いで育良、賢、錐、宮、田、深、澤、覺、志、錦、織、浦、野、亘、理、清、水、長、倉、等合せて十五所を通じて最後に上野の坂本(碓氷嶺)に導かるゝことゝなる。その中で阿知驛は下伊那郡會地村に、育良以下三驛は天龍川沿ひにそれ〴〵その跡を留めてゐる。深澤驛に就いては、上伊那郡中箕輪村邊とするのと、諏訪郡川岸村三澤とするのとの兩説があるが、相互を比較すると、前者がより真に近く思はるゝ。而して之に續く覺志、錦織兩驛は筑摩郡に、残りの諸驛は小縣、佐久の二郡に求められるので、その道程は今の諏訪郡を避けて、天龍の上流から筑摩に入り、國衙の所在たる今日の松本を過つて北上してゐたのである。その理由は他でもない。信濃から上野、下野へと國府の地を連絡して之を通じてゐたからである。即ち幹線の方向から稍反れた位置を占めた此郡は、當時の官道に沿はない缺陷を持つたといへ、之が爲めに文化の潮流より外れたといふ程の遠距離にあつたのではない。但し近來學者の主張するやうに、古く本國政治上の中心地が小縣郡にあつたとする時は、當時の官道は、多分上伊那の何れかで東北方に折れて湖邊を過ぎ(四)又は(八)の路線により上田平の方に向つて、接近區域に於ける諏訪の沿線に、大切なる意味を持たしめたのであらう。尙ほその他の方面に就いていふと、景行紀の古傳説に、そのかみ日本武尊は凱旋の歸途甲斐を経て信濃に進まれたとあつて、上掲(一)に相當する街道が古くより開始せられ、之によつて甲斐盆地との交渉のあつたことを教へ、その他にも此の道路に因る往來が早くより重きをなした形跡を留めてゐる。蓋しそれは武藏平野との間を結ぶ捷徑として、湖畔を通過し上伊那に入つて官道

に合致したので、地方の開発並に東西兩方面の連絡上頗る重要視さるべき交通路にかゝつたのである。

次に「スハ」の地名は、古く洲羽(古事記天神本紀須波(書紀國造本紀)諏方(續紀地神本紀延喜式和名抄拾芥抄等の字を以て之に當てゝ、ゐたが、後世になつて諏訪の字が一般に通用するに至り、今日では専ら之によることゝなつてゐる。今國家行政上から之を觀るに、稍年代を降つた奈良朝に入り、續紀(八)養老五年六月二十六日の條に

割信濃國始置諏方國

とあつて、爾後天平三年三月の廢合に至る十年許りの間、諏訪の地が獨立の一國として中央政府から承認せられてゐたことを教へる。然らば此にいふ、諏方國はいか程の地域を含んでゐたのであらう。凡そ行政區劃は時代によつて變遷を免れないが、根本原則として、その土地の地形や文化の状態に立脚すべきは、古今を通じて變りのないところである。而してこの見地に立つて廣くこの地方の狀態を觀察するならば、次の結論に達するであらう。

- 一、地形上より諏訪上伊那下伊那三郡は、大田切、三峰川等を境界として、南北に區劃し得ること、
- 二、上下伊那の邊に於ける古墳分布の上からいへば、下伊那の地が諏訪上伊那に比して遙かにその分量に富むこと、

三、考古學的事實により、この兩郡の文化系統に新舊高低要素の多少相違が明かに辨別されること、

以上三項の外之を文獻の援助に求めると、延文の頃に出來た諫方大明神畫詞緣起中に、郡界を示して、北は信濃國佐久郡ト諫方群トノ堺ニ至ルヲホトマリ南は伊那郡ト諫方群トノ堺ニ大田切ト云所とある。ヲホトマリが何れに當るかは明かでないので、確實に地點を指示出來ないが大田切は天龍の右岸上伊那郡宮田村にあつて、今に地字を存する許りでなく、近代に至るまで諫訪方面の勢力は此邊に及び、天龍に流入する三峰川と大田切川との北部を以て、大體の圈内としてゐたのである。是等の點を綜合すると、信濃の南邊に位する下伊那の地は本來一の獨立境をなし、諫訪も亦現時の上伊那の北半を併せた一區域を形づくつてゐたといふを適當とする。即ち下伊那の邊は原史時代民衆の居住に適する聚落の地で、當時の文化は先づ此處に起り、諫訪文化は伊那のその進展に伴つて開始されたかの如く考へらるゝのである。而して奈良朝に至つて諫方國といはれた範圍は、今之を詳かにし難いといへ、少くも往代からの諫訪地方……大田切以北の地を含む……に、南邊に残る伊那地方(大田切以南ノ部分及ビ下伊那郡を併せ、近代の諫訪郡よりも區域の廣かつた丈は疑のないところであらう。然りとする時は、諫訪社の緣起に關係の淺くない内縣外縣の思想がある程度まで如實に表現せらるゝことゝなり、之が區分を識別する上にも至つて便宜を感じるのである。

更に翻つて思ふ、我が諫訪の地名が一國の標示とせられ、それが下伊那の邊をも含んだとする時は、そこに何等かの史的的重要性をも潜在せしめたのでなからうか。

そも、諫訪地方は悠久なる原史時代から湖畔を廻つて、聚落のニウクリアスを形成しつゝ、

あつた所で、それに就いてはこの地方が善光寺平伊那谷兩地方に於ける文化帶の中心地を連絡する中間にあつたことが背景とせられる。中でも天下の公道とも稱すべき下伊那の神坂峠(西筑摩郡神坂村ト下伊那郡智里村トノ間)を控へてゐたのは深く注意を要する。此の神坂峠は原史時代より畿内關西地方の文物の輸入さるゝ往還の要衝として、西方からの文化はいづれも此處を経て下伊那に入り、天龍川の段丘によつて信州の各地は固より、更に碓氷の坂を越えて東國に流布したので、かの上下毛野の方面に移されたものも、亦この關門を経たのである。原史時代に於ける神坂の位置の重要性は、之によつても明白であらねばならぬ。ところで諫訪の地は、早く原史時代より民族的關係に於て、宛然下伊那の地と對抗の狀勢を保持し、全くその環境を異にしてゐたかの如くに思はるゝ。それは下伊那地方の考古學的事實との間に截然たる區分を立てらるゝからである。けれども時代の推移と共に、この間の障壁を撤して相互に交渉關係を結ぶに至り、下伊那の文化は天龍を溯つて上伊那諫訪地方へと侵入し來つた。換言すれば、諫訪地方は原史時代より土地に應はしい一種の原始文化を有し來つたところへ、畿内關西の文化が神坂を越えて輸入せられた結果、漸くにして中央のそれと接觸し融合するの機會に達したのである。かくて湖畔景勝の地を下して彌遠永に鎮まりました我が諫訪神社は、かゝる地方的背景に促されて次第に中央にその權威を認められ、神威も亦伸張することゝなつた。これ即ち奈良朝に入り、此の地方が一國として中央から認められ、延いて平安朝にかけ本社の神威が頻りに顯揚されて、地方神から國家神へと進展した過程を暗示する所以に外ならないのである。

さり乍ら一面中央の文化と接觸しつゝも他の一面に於て、自然の狀況から導かれて、平地に於けるよりも固有の文化を維持するに適應した傾向を多分に包藏するのが、此郡の地形である。これ即ち山國の特異性が延いて次第々に民衆の集團的一致を求め、そこに特異の地方色を帯する文化を成長せしむると、もに、永く之を保存せしめたに因るので、それはかの伊賀の甲賀武士や山城の山科郷士と稱せられる輩が、環境の力によつて一種獨特の形式に成長發達せしめられた傾向にも比すべき現象であらう。

かやうにして地方は神社に、神社は地方に相寄り、相結んで由來久しい歴史を形づくり來つたのである。然れば本社の歴史を回顧するは、獨り祭神の神徳や一社の沿革を闡明するだけでなく、聽ては廣く諺訪の郷土文化や諺訪人の遺業をして光明界へ導出す所以の途であらねばならぬ。此に於て吾人は此の前提のもとに、以下前後編に互り、敘述の歩を進めたいと思ふ。

註 (1) 山鹿・鹽原牧に就いては第五章二節に參照を要する。

(2) 神渡現象に就いては、上社八劍神社・舊大祝諺訪氏・舊神長官守矢氏等に、應永四年以降現代に至る關係文書や記録類を保存してある。之に就いて見れば、毎年の結氷時期を明かにすることが出来るのみならず、其の當時から長年に亙る氣候の週期性變化を知り得るので、かやうに極めて貴重な文獻の具備は、世界に於ても珍らしいこととせらるゝ。これ等の研究に關しては、田中阿歌麿氏の諺訪湖の研究(上第二編第五章第三節)並に左に記す理學博士藤原咲平氏論文に詳かである。

Notes on the climatic variations concluded from the data of the first complete freezing of Lake Suwa in Japan (Geografiska

Annaler, Part III, 1921 所收)

(3) Churchill Sample, "Influences of Geographic Environment" P. 2.

(4) 和名抄所載郷名の擬定に關しては、信濃地名考(上)や諸國郡郷考を始め、近くは今井登志喜氏の史學研究(諺訪史談會講演集四卷所收)の新説もあつて、學者の意見に一致を見ず、なほ研究の餘地を残すところが尠くないが、此では大體の見當を以てすることとした。參考として左に諸家の説を表示する。

諸國郡郷名	信濃地名考	諸國郡郷考	大日本史國郡志	地名辭書	地理志料	諺訪研究	史學研究	擬定中心地
土武郷	富部村	富部村	富部村	下諏訪・長地・西北邊	富部・友部・高木・久保・下	下諏訪町富部	友部・富部等	下諏訪町富部
佐補郷	澤村(伊那郡)	澤村(伊那郡)	澤村	不詳(不詳)	平出・樋口・志平・橋原	中箕輪村(松島)	澤村	上伊那郡中箕輪村
美和郷	大回村	三尾村	大和村	上伊那郡高遠町・西北・フル山	賀・眞・志・野・文	箕輪村(上伊那郡)	箕輪村	上伊那郡高遠町・南山中
桑原郷	桑原村	上下桑原村	桑原村	上諏訪・四賀	大和・新井・湯	上諏訪町下桑原	上諏訪町下桑原	上諏訪町下桑原
神戸郷	神戸村	神戸村	神戸村	中洲・永明・宮	矢・崎・塚	四賀村神戸	—	四賀村神戸
山鹿郷	不詳(西北邊?)	南北大鹽村	不詳(山鹿十八村?)	東山・米澤・湖	久保・子・神邊	米澤村大鹽	北山浦地方	豊平村南大鹽
互良郷	手良村(伊那郡)	平岡村?	手良村	手良・箕輪・東箕輪	山浦十八ヶ村	寺村(伊那郡)	手良村	上伊那郡寺村

(5) 延喜式(二八)兵部省。驛家の所在に就いては信濃地名考(上)にその説が見える。その中で深澤驛

を川岸村に求むるは地名考の意見、之を中笑輪村に當つるは、伊奈志略(一)の說に始まる。

(6)「スハ」の字は本文に出ず外、地名や社名として、諏防(叡山大師傳)諏防(祖師行業記)越波(畫詞緣起中)諏波(融通念佛緣起所載神名帳)等違つた用例も見えるが、別に必要もないと思ふから一々之を列挙しない。尙ほ大祝家たる諏訪氏は維新前までは諏方の字を用ゐたといふ。

(7)諏方國の範圍に就いては學者の說が一でないので、飯塚久敏の諏訪舊跡志には、伊那郡・佐久郡・小縣郡などおしなへて然いひけむといひ、吉澤好謙の信濃地名考(上)には、此外に筑摩郡を加へ、飯田武郷・延川和彦等の見解も之に似通つてゐる。之に對し近く栗岩氏は今日の南信・北信の區劃を以て之に當て、今井登志喜氏の意見も之に同じく、諏訪伊那筑摩・安曇の四郡即ち南信の地方を以て之に擬してゐる。而して是等の說の基づくところは、勿論地理的と歴史的條件とに存するが、結局は小縣郡史にもいふ如く、南信全部とするか、南信中諏訪伊那の二郡に限定するか、二種に大別せらる。而してその何れに従ふべきかは證據不十分のため、決定的結論に導く時期に達しないといへ、就中上下伊那郡を含むとする點には、何れの學者も異論なく、最も内輪に見積つて此のあたりに落着くべきは、自然の趨勢と察せらる。尙ほ第四章一節に參照を要する。

(8)ヲホトマリが何れに當るかに就いては、別に學者間に說のあるを聞かない。今強ひて似寄りの地名を求めると、八ヶ嶽の裾野泉野村中道にオホトマリ(大溜)といふ所があるが、昔時の郡界に當つた地點とは思へない。又大泊の稱は、田村將軍の宿所となつたに因るとの俗説も、古くから行はれてゐる(傳寶治三年信重申狀)

大田切以北今日の上伊那郡の北半部を以て諏訪の勢力圏内とした事實は、第四章一節にいふ神使巡行の故實によつても明かであるが、之に關する一社側の主張としては、慶長年間のものと思はる

る神長官諏訪郡境覺書(守矢文書)に、諏方郡之境方々相違ニ付而、往古之模樣御尋候條一々書付進上候、伊那郡之境者大田切ニ候、無疑證文神祕繪緣起之内より兩卷罷出候とある。

(9)内縣・外縣については第四章一節に説明する。

(10)原史時代の文化を代表する古墳の分布に就いて、先年この地方を實査された鳥居博士は、その著先史及原史時代の上伊那に、原史時代の代表物たる古墳の上から見ると、本郡(上伊那)は最も貧弱の感のする所である。這是彼の諏訪の神を祭らるゝ諏訪郡に就て見るもまた同様である。殊に後者の事實の如きは、神話學上より見たる諏訪としては頗る奇異の感をひき起すものである。然るにこれが下伊那の方に来ると、古墳の數は頗る多く、從つてその遺物の如き鏡・劍・甲冑その他に至るまで頗る見る可きものが多い。これは何故であるか。これまでの傳統的の神話傳説に従へば、諏訪湖畔・諏訪神社のまします土地にこれ等の事實を見るべきであるのに、反對に此處を離れた下伊那にそれを認められるのは最も皮肉であるといふはねばならぬ。けれども這是當時の儘、偽はらざる民衆それ自身の残した遺跡・遺物であるから、歴史上の文書・記録と同一價值であつて、最早動かすことの出來ぬ事實である。本郡の古墳が諏訪郡のそれと同一分布圏内に存在することは、實際兩郡の古墳分布と正しく相聯繫してゐるのでも知ることが出来る。然るに下伊那郡の方に來ると本郡との聯絡が切斷して互に分離してゐるのである。といひ、又諏訪史(一)に於て古墳の數の比較を試みて、諏訪地方が百十餘個なるに比し、下伊那郡は五百七十以上(形を存するもの二百六十四)を認め得、下伊那郡に純正の前方後圓墳の存するを見る外(龍丘村)、準前方後圓墳(瓢墳)二十個あり、諏訪の準前方後圓墳三(上伊那郡のものを含む)……といはれ、その他鑑鏡・短甲・石室の構造等に互り相互の對照を遂げてゐらる。

第二章 諏訪地方の原始信仰

諏訪地方に於ける宗教思想の起源は、遠く石器時代に分入つて原始信仰の境涯に溯る。而して我が神道思想の源流を釋ぬるに當つても、勢ひ此所にまで立入らなければならぬ。早く宗教史家によつて唱導された通り、何れの民族でも、その初めは自然崇拜・動植物崇拜・呪物崇拜等原始信仰の領域に閉籠つてゐたが、我國に於ける状態も、亦之に異ならなかつたことは、紀記を始め、萬葉風土記等の古文獻や考古學や土俗學の見地からして、相當明瞭な程度にまで跡づけらるゝ。然らば石器時代から住民の徘徊した諏訪の土地にも、古くはかうした種類の信仰が行はれてゐたとして、何の不思議もないが、翻つて之を喚起するに至つた直接・間接の動機が住民の環境又それを背景とする彼等の生活様式……衣食住を含めて……と深い因果關係を持つことに思を致す時、その間所在により、何時となしに地方色ある信仰の發達を促したのは、蓋し自然の成行とされねばならぬ。かくて我が諏訪地方の原始信仰にも、自ら二方面のそれを區別し得るのである。即ち

一、住民の環境を基調として自らに發達した自然信仰、

二、住民の生業を背景として起つた信仰、

である。中でも前者には何れの原始民族にも殆ど共通して存する山嶽・湖沼・泉・自然石樹木さては風雨等の天然物や天然現象に關する崇拜の種類が見出され、後者には住民の生活基調をなした狩獵や漁撈の業から、必然的に發達した信仰が含有されてゐて、その内容には、この土地独自の特性を濃厚に漂はせてゐる。併し前者に屬するものとても、その多くは之が發達の過程にあつて二次的展開を齎らし、就中あるものは更に後者の信仰と結着いて複合的形式を形づくりそこに又一種の地方色を潛めてゐるのである。以下順次主なる種類に就いて、梗概を記述することとする。

(一) 住民の環境を基調として自らに發達した自然信仰

(イ) 山と水との崇拜 四方を屏風の如く大小の山々に取巻かせて、中に水湖を湛ふる諏訪の天地に於て、何よりも先に視線に入る大自然の表れは、山と水との二つである。程度の差こそあれ、原始人に目標となつたのも亦之に渝ることがないので、彼等の信仰を論ずるに當つては、どうしても此から出發しなければならぬ。かくて山嶽・泉池・湖沼等に關する崇拜の風は、時代の溯るに従つてその程度を増し、濃厚の度を加へて行つたのである。先づ山嶽に就いていふと、八ヶ嶽・蓼科山・守屋山の如きは、就中著しい事例に屬する。

八ヶ嶽は郡の東方に雄姿を表す地方第一の高峰で、高さ二八九九米二に及んでゐる。諏訪舊跡志に

八ヶ嶽は秀嶺八あるを以ていふ、西は諏方郡、東は佐久郡、南は甲斐國巨摩郡に屬く、嶺上に祠あり、岩長姫を祭るとぞ。

とある。古く高山の山靈が富士に於ける木花咲耶姫、白山に於ける白山比咩の如く、女神を以て表象された例のあるのによると、この岩長姫も亦同じ思想の下に發生した八ヶ嶽の山靈で、この神格が認識さるゝ以前には、他の山々に於けると同様、此でも多分山そのものを崇拜の對象とする習慣が長い期間に亘つて繼續されたのであらう。

蓼科山は郡の東北隅に聳ゆる峻峰中の尤なるもので、その高さ二五三〇米三、その形狀雄渾、諏訪富士の名を以て人口に膾炙してゐる。是も舊跡志や修補諏訪氏系圖正篇に引く飯田武郷の説によると、古くから神靈の鎮まる靈山として、元慶二年九月十六日從五位下を授けられた本國蓼科神に擬してゐるが、その當否は別とし、是亦この山の崇拜から具象化された神格にましますのは明白であらう。次に特に敘述を要するのは守屋山である。

守屋山は湖南に聳立して、その高さ一六五九米三、郡内でも湖東の方面に於て最もよく眼界に入る。試みに四賀村普門寺邊から眺めると、群峰を壓して纔かに山嶺の一部を露す堂々たる容姿が、真正面に當つて、いかにも落着き十分な感じを以て吾人を迎へる。山頂東西の兩峰に分れ、東峰は稍低いが、山體の主要部を成す複輝石玢岩の一部を巍々たる巖巔に露出して、之に向つた場合、何となしに物すごい感に打たしめる。此處に所謂守屋大臣の石祠が置かれてゐる。西峰は高さこと約五〇米、一面の芝草を以て蓋はれた上に、三角標が立つてゐる。地方に於ける古老

は、今でも此山に限り「モリヤサマ」といつて敬稱を附し、之を他の山々と區別して意識してゐるが、信仰の對象としては、現に祈雨の風習を存し、山中で亂暴すればお山が荒れるといひ、ために時には迷信に驅られて山上の祠を谷間に墜すものさへあるといふ。而して之を俚俗の言に聽くと、守屋山上に雲が漂つた時には、必ず湖水廻りの平野に雨が降るといひ、延いて小兒の泣顔するのを、守屋山が曇るといふ諺の發生にさへ導いてゐる。尙ほ古くからの俚諺に

於自理皮禮守矢、敏雲乎卷上而、百舌鳥義智、奈智婆、鎌遠登具倍斯、

といふのがあつて、舊跡志に

此は古くより唱へ來れる歌にて、おのづから一ツのをしへあり、於自理は落尻の義にて、天流川に落行く方の湖の尻をいふ、其方が晴て守矢の山へ雲が昇りて百舌鳥が鳴くならば、は、ヤチヤチ即て鎌をとぎて草薙に行くべしといふ意なり、

と解釋する如く、前章に述べた氣象の關係から出發して、山としての存在が、いつしか農村の實生活を指導するまでに進化したことを教へてゐる。即ち近代に入つては、他の諸山と同じく、農業神としての信仰が強められ、之に關する土俗をも惹起するに至つたといへ、なほ且つ山そのものを神格視する思想の潜在を否定出來ないので、かの東峰頂上に於ける守屋祠は、溯れば單なる山名を負ふ人格神となり、更に一步を踏入れると、山の精靈となり、窮極の點に達すると、祠宇の設けのない山嶽そのまゝの姿が神として表現せられて、是亦前二者に異ならぬ神格發生の經過を辿らしめるのである。序ながら舊跡志は、貞觀元年二月十一日從五位上を授けられた本國守宅神

を以て此所に當て、あるが別に水内郡の式内社守田神社に擬する説もあるので、今何れとも斷じ難い。かくの如く八ヶ嶽は勿論蓼科よりも低く、その高さに於ても寧ろ二流か三流の地位にある此山に纏つて、俚語といひ土俗といひ、格別の表れを見るのは外でもない、周囲の山々中、人里に最も近い高山として、湖畔の住民に深い親しみを繋ぎ、常々人の注意を惹いたからで、此に吾人は人文の發達と相結んだ特殊の意義を認めるのである。

上記二三の例によつても、高山雄嶽に對する自然崇拜の風の存在を窺はしめるに十分であるが、尙ほ同じく山神の信仰であり乍ら、聊か之と趣を異にするもの、あるに留意せねばならぬ。それは單に高山に限らず、何れの山や林にも漂泊する神靈の存在を認めて、或種の信仰、例へば狩獵の豐獲を祈るのもあれば、山神が多くの場合女性として表現さるゝところから、原始母神の信仰を繋いでゐるものもある。今日各所に散在する山神の大部分は之に屬するが、發生的見地からすると、是等は山そのもの、崇拜でなくて、別個の目的を持ち、そこから導かれた山神信仰といふを適當とする。仍つて便宜後段の敘述に譲ることとする。

山に續いて水に及ぶと、例へば飲料又は灌溉等之が不斷の恩恵に對し、到る處の井泉池川又は畔に沿ふ細やかな流に臨み、或は傍らに小祠や石碑の類を建て、或は注連を張る等、何れにも行はるゝ、實生活と結んだ常套の風習に就いては、此に一々説明するの要を見ない。吾人の問はんとするは、そこに至るまでの原始期に於ける信仰状態で、次に、就中著しい表れの二三を擧げてみよう。

その一は境村池袋區入り窪の池生社である。八ヶ嶽の南々西麓釜無川に近い裾野の臺地に社地を占めて小池の傍らに社殿を置いてゐる。現状から察すると、昔時は社前の平地一圓に水を湛へ、池の面積は相當廣かつたらしい。本社は元慶五年十月九日從五位下を授けられた本國池生神に當るといふが、他に論社もあるので、確かにそれとも定め難い。さり乍らその初め池の崇拜に起つて、後社殿の建設となり、延いて固定的神格の發生に導いた徑路は、現地に就いても、之を看取せらるゝのである。

その二は永明村九頭井の葛井社である。永明寺山の麓、上川右岸の沖積地にあつて、樺の老樹を以て圍まるゝ小林叢の中央に池を横たへる。池はその大さ東西八間南北七間、周圍二十間許り、古來諺訪七不思議の一として「葛井の清池」といはれ、池面に落葉するも、直ちに何れかへ消失せ、中に一物をも留めず、池の表は常に清淨に保たるゝとも、又池爲體、尋尺不幾餘流、如乾寸底有穴、水面同泥」とも傳へられる。平野部に於ける存在として、古來最も人の注視を惹いたのは此池で、その成因からすれば、之をしも神變奇特の靈所と崇めた事由は十分に具はつてゐるといふ。いつの頃にかその前面に社殿を建て、葛井社と稱し、上社の王子十三所の一とするに至つた。本社には、上社の神事に關する古式行事を傳へ、毎年十二月晦日年中の幣帛類を御供と、もに池中に投ずるを習ひとし來り、今に之を繰返してゐるが、曾ては此際投下された幣帛類が翌朝國の堺も遠い遠州さなぎの汀に浮出るとも信せられたのである。かくの如きは、池そのものゝ特殊成因に起る特殊の慣習を物語ると、もに、池中に主の存在を想定せしむる信仰の形式を保存し、更

に溯る時は、池自體を神格視した一の手懸りを提供するものといはねばならないが、進んで此に遠州方面との關係を取入れたのは、地理上自然の徑路に従つて、天龍の流を媒介とし、之が水源たる諏訪湖の因つて起る源泉を此の葛井池と見立てた思想に基づくのであらう。同様の思想の表れは、上社に程近い藤島の社頭にも見られたので、諏訪郡諸村並舊蹟年代記によると、社の脇の辻にかゝる石橋を天龍川水上之橋と稱したともいはれてゐる。此外なほ例によつて、椀貸説話もあれば、片目の大鯉の住む傳承もあり、又本社を以て元慶五年十二月二十八日從五位下を受けた槻井泉神に擬する學者もあるが、是等の點に關する詮議立ては、姑く見合はせておく。

その三は聊か趣を異にする湯神に對する信仰の風習で、是亦その一種として注意を要する。温泉の集中する下諏訪町では、湯口に小祠を設けて湯膳様(湯膳)と稱し、もし之に對して不淨の行爲をする時は神罰が當つて湯が出なくなるといひ、その他の村々でも、湯口に湯神を祀る風が行互つてゐた。その中でも元湯といふ下諏訪横町の綿湯は、古來神湯として七不思議の一に數へられてゐた。その中でも湯濁をやかましくいふ許りでなく、之を沿革に徵すると、永祿八年の祭祀再興次第にも、二月廿日綿之湯=松立之神事とあつて、曾て祭祀の對象とされたことを明かにしてゐる。之によると湯泉そのものを信仰した過去の事實を否定出來ないが、それが他の國々に於けるやうに大己貴、少彥名命といふ如き一般的國土經營神とならないで、どこまでも神格を明瞭にしなかつたところに、妙味を潛めるといはなければならぬ。

その四は山と水との合體した崇拜で、霧ヶ峰と山上の八島池等が之に當る。霧ヶ峰は郡の北

境を限る連峰に屬してその高さ一六九八米七、蓼科山の西に當つて三峰山や和田峠よりも南に位し、湖北に於ける高山としては一番に人里に近い。此峰はアスピーテ型の代表的火山として、その頂上は中央部から浅い起伏を以て次第に四方に緩斜して、臺地狀地貌を呈出し、北部に大きな高層濕原を作つて八島鎌カ池等の水を湛へる。中には八島池(八島池)は東西卅一間、南北廿間、周圍七十間餘、傳へて古昔は廣袤一里にも餘つたが、頗る不淨汚穢を忌み、敢て人の近づくものがない位に神聖視されてゐたといふ。池水は生物の珍奇を以て鳴る鎌カ池や鬼カ泉水等(鬼カ泉水)の水を集めて南に向ひ、砥川の流に合して湖に入る。南よりすれば砥川、北よりすれば和田川の上流に當る此の高原は、南北を連ぬる交通路に當つて、早く先史時代から先住民の着目するところとなつたのであらう。先年鳥居博士は、その附近に遺物を採集されたといふが、之が自然地理上の特色として、周圍の山々から區別せらるゝ點は、その名に負ふ如く、時々山中に濃霧を發生することである。之がためには、今までの高闊なる展望も一朝にして五里霧中に入り、あたりは全く夢の世界と化したるので、行けども、人里にも出もやらず、遂にあたら生命を失ふに至つた實例は、明治年間に入つてからも、四五を計上するに苦しまないといふ。而してその一旦霽るゝに際して忽然として眼前に浮出す八島池の清冽さは、たゞ、驚きの眼を以て之に向ふの外なく、暫しは恍惚として無我の境地に入るのである。従前の學者は、別段の注意を拂ふことなしに打過してゐたが、氣象の見れの一としての霧の作用は、古人の信仰心を喚起する上に、尠からぬ關係を持つてゐたやうで、之を古傳説に徵すると、諸冉二尊の生み給うた大八洲國はたゞ朝霧のみ薫満したに因り、之

を吹撥ひ給うた氣から級長戸邊命を生じたといつて、風神化生の原因を霧氣に求め、又田心湍津市杵嶋等三女神の出生は、天照大神の吹棄て給うた氣噴の狭霧にあると傳へる等、霧に關する古人の注意は頗る進んだ程度に達し、之に對して一種の神祕觀を抱いてゐたやうに思はせる。即ち日本武尊や日向風土記の物語にもある如く、それは神氣の見れとして、荒振神達の所業に出た場合もあつて、之を離散せんためには、一種の呪術を必要とするとも信せられたのである。かやうな古人の心理状態からしても、此處も亦霧氣のかゝる故を以て特に神祕の觀念を深め、延いて信仰心を喚起すべき動因を潜在したといひたいので、即ち吾人は、山と水と氣象と三者の合體した上に立つ神祕境をこゝに發見するのである。

かく規模のさ程廣大でない泉や池さへも崇拜の對象とせらるゝ以上、郡中の大湖たる諏訪湖に對し、より以上の大袈裟な信仰の風習の發生すべきを當然とするので、かの神渡現象を以てそれとする。前章に述べたやうに、湖上には自然科学上からも類例に乏しい珍奇の現象が、太古の代から時を定めて年々に繰返されたにつけ、あたりの人々が、異常なる驚畏の念を以て之を迎へたのは、正に然るべきところで、扱てこそ之を以て神躬らの行爲とも、又或種の神威の表現とも考へて、いつしか神渡の名を以て呼ぶに至つたのであらう。神渡といつたのは、相對する湖岸の地點を縫つて一直線上に疾走する現象に即して、之を神が親しく湖面を渡御せられた御跡と觀じたからで、古人の初な信念に映じた解釋として最も當を得てゐると思ふ。さり乍ら此の奇蹟の主體たる神がいかなる方にましく、たかは、恐らく當初からの問題でなかつたので、察するにそ

の初めはまだく纏まつた考を持つに至らず、強ひていへば、威力ある土地神といふ位の程度に止まつたのであらう。尙ほ畫詞祭七によると

神幸(神渡)ライフ畢テ、濱神ノ鳴動數十里ニ及フ、其聲ヲ聞テ諸人群集シテ是ヲ拜ス、

とある。此に鳴動と稱するは、氷が鞍狀隆起を呈する時に起る爆音で、蜿蜒數十町に亘る氷の破綻につれて連續的に生ずる爲め、之を湖上に於ける現象と引離して、別個の原因を想定し、仍つて濱神の存在に思ひ至つたのであらう。濱神とは湖邊にまします神の謂で、濱の名に負ふは、爆音の發源地を湖岸と考へた結果に外ならぬ。要するに是等の作用は、諏訪神の鎮坐以前悠久の昔に起り、爾後引續いて渝りのない恒久的現象に屬したが、之に對する居住民の觀念は、勿論時代によつて一定しなかつたのである。此外湖水を背景として起つた「主」の信仰に就いては、改めて別項に述べるであらう。

(ロ)石と木の崇拜 山嶽水湖に對すると同時に、特殊の自然石や樹木を信仰する風習も、至つて盛で且つ一般に行互つてゐた。いふまでもなく山國諏訪の地には、怪石や巨樹の類が各所に散在して、自然に居住民の注目を惹く場合が多かつたので、聽てそれが彼等の信仰心を刺戟するに至つたのであらう。先づ前者に就いていふと、豊平村南大鹽の尖石上、諏訪町湯ノ脇の兒玉石宮川村高部磯並社の小袋石、永明村矢ヶ崎御座石社の御座石等が最も著しい例證である。

その中で尖石は八ヶ嶽西麓の裾野に於ける先史時代の遺蹟地に存し、上端の尖つた一小部分を地表に露出して、現に地方人の信仰を蒐めてゐるが、諏訪史(二)によると

尖石の存在するすぐ前は厚手派の遺跡であつて、此處からは土偶及び奇妙な土器を出してゐる。これ等の土器その他の存在状態も他の住居跡と大いに性質を異にして、何だか尖石その物と深い關係を有つてゐるもの、如く思はれる。編者はこれ等の事實から判断すると、以上の尖石は先史時代の當時に於ても、現今と同一な宗教的信仰の標章となつてゐた様に考へらるゝのである。

とあつて、その性質を明かにしてゐる。次に兒玉石は上諏訪町人家の裏通りに當る山脚部にあつて、烏帽子形や塊状を成す大小合せて六個の石群より成り、就中大なるは高さ三米六に及ぶ。是亦その存在が部落に接するため、早くから人目を惹き、延いて崇拜の目標となつたので、古くから傍らに社殿を建て、神靈を奉祀してゐる。此石に就いては早く舊跡志に

諏方郡湯之脇村兒玉石大明神は、此神兒玉彦神の御靈代なるべし、大石にて凹在り、常に水をたへて晴雨に干溢なし、いばを洗へば、必ず愈る事神變とす、

といひ、修補諏訪氏系圖(正篇)の補記には、兒玉彦神の條に

神體ヲ兒玉石ト云フ、周圍參拾間、高サ壹丈四五尺許、郡中稀レニ見ル靈石也、巨石ノ北側ニ孔アリ、麗水ヲ湧出ス、大旱涸レス、流末終ニ諏訪湖ニ入ル、

とあつて、之を以てある神靈の憑依物と考へてゐる。併しそこに至るまでには、次にいふ小袋石、御座石、龜石など、同型の思想的階梯を経たのであるまいか。今之が類例を求むるに、近く埴科郡東條村の玉依比賣命神社舊名磯並三社大明神にある兒玉石の如きは、就中大切な一である。本

社に於ける兒玉石は、神寶として殿内に尙藏せらるゝもので、小型の自然石塊の外、多くは曲玉管玉、切子玉等の作品より成つて、その種類に生石ウツレシとして自然に數を増すのと、來石キライシとして諸家から奉納せられたのとの二種を含み、來石の中からは、うば石として似て非なる石を鑑別しなければならぬといふが、結局石面の表裏に穴の貫通するを要件とするものらしく見える。その數もとは六十餘であつたが、寶永三年には二百九十二顆となり、その後次第に増加して、本年一月七日の改には、七百六十三顆の多きを示してゐる。

是等の風習からしても、兒玉石の起源が、石の成長、分出を信する土俗に歸着すべきは明かだ、又是等の物は形體に於てこそ大小の相違あれ、互に根柢の思想を一にして、ある種の「タマ」の潜在を意識する觀念に出發してゐるのも、今更いふを俟たぬ。而して之を以て疣の治療にかけ、又早魃の驗に傳會するは、就中巨大なる一個の側面に於ける小穴に水を湛へるために生じた近世的迷信の一種にかゝり、勿論本來のそれでないのである。

次に小袋石は、守屋山の脚部に於ける磯並社の境内にあつて、杖突峠に至る街道より入ること約半町、溪間に沿ふ斜面に立つ烏帽子形の大石で、その高さ二丈餘、周圍六七間許り、石の下から細流を通じ、約一町を離れた西北方に山神の祠宇が立つ。蓋しこの石は原始母神の信仰に起つて、各地に於ける子種石と同じく子孫の出生に關する信仰を生じ、延いて神の出生又は出現を聯想して、遂に神の形代となるまでに進化したもので、年内神事次第舊記によると、三月午日と十二月二十八日との磯並神事に當り、山神と共に小袋石に御手幣御酒御贄等を奉ることを載せてゐる。

第三に御座石は、曾て此の地域帯が河床であつた時代の河床礫と考へらるゝもので、安山岩より成り、その大き、地上に現れたところ二尺に三尺位の三角形をなし、厚さ五寸平均、表面に所謂鹿の足跡なるものがある。今實物に徴しても、自然石上に於ける自然の窪みが、何となしに動物の足跡らしく感せしめるが、之に伴つて起つた傳説は、次章に全文を示す通り、所謂馬蹄石傳承の一として、濃厚に祭神影向の思想を反映せしめてゐる。即ち夙に柳田氏もいはれたやうに、祭日毎に神馬に乗じて降臨し給ふ神が、乘馬の蹄跡を石に留め給ふと信じて、祭神威靈の表徴としたもの、祭神の渡來説や腰掛傳説の基づくところは、こゝにあつたのである。而して普通の場合と違ひ、特に鹿に因みのある神社なるを以て、馬に代へるに鹿を以てしたのであらう。故を以て一社では古來特に此石を尊重して、例祭式後神職一同が楓の玉串を捧げて禮拜するを式とし來つてゐる。なほ進んでは、此外社頭に横たはる履石(ツクリ)（直徑十尺、地上ノ出三尺等にも、古くは同様の信仰が、かゝつてゐたのかも知れない。後世の作ながら、諸神勸請段に擧ぐる正一位大明神諏訪明神の神樂歌の一節に

大明神(ハ)ワ岩(御座)ノゴサツ(降)ニヲリタモウ(賜)ヲリタモウヨ(御座) ミスフキアケ(吹)ケノカセ(揚)ノス々(風)ミニ(進)、

とあるが如きは、此間の消息を示唆する一例として、是等の場合を説明する原則ともするに足るので、本文にいふ如く、風のまに／＼石の御座に神々が降下し給ふと考へるは、いふまでもなく、諏訪大神の鎮坐に先立つ古い思想にかゝつたのであらう。此外七石の一といはるゝ宮川の龜石に就いては、是も永祿八年の神事再興次第に

一、十一月十五日之神事、龜石におゐて小井且大炊允勤之、……

とあつて、前者と同じく、祭祀の標的となるまでに進化したのである。是等の例によつても、この地方に於ける自然石の信仰が、上記山嶽湖沼に對するそれと同様、漸次階梯的發達を遂げつゝ、あつた経過を看取するに難くないが、かく推斷するにつけても思起さるゝのは、嘉禎四年の作といはるゝ物忌令に初めて見え、引きつゞき名物の一として喧傳する七石のことである。七石(17)に關する上社本物忌令の記載は左の如くである。

一、御座石 一、御杵石 一、硯石
一、蛙石 一、小袋石 一、小玉石
一、龜石 已上是ヲ七石ト云也。

就中現存するもの、實體に就いていふと、何れも大小の石塊より成り、その形狀に於て一種の特色を發揮してゐる。之に對するのは後にいふ七木湛で、相並んで地方の名物とされ來つたが、何れにしても七の數字が常套の名數觀念に成立し、後出的思想にかゝる文は確かであらねばならぬ。いふまでもなく古昔にあつては、所在に於ける石や木の中に崇拜の對象となるものを見出して、別に數字上の制限を置いたのではないのである。

次いで樹木に對する信仰の痕跡を辿るべき實例は、豊田村有賀小字小敷原(18)にある三本松に求めることが出来る。即ち

一、高サ十二間 幹ノ周圍一丈二尺 文久年間枯死

二、高サ十間 幹ノ周圍九尺五寸 現 存
 三、高サ八尺 幹ノ周圍四尺五寸 現 存

以上三本の松樹を對象とし、御柱の年毎に、四圍に御柱を建て、祭祀の營まるゝを習ひとしたといふ。此外平野村岡谷勝弦峠の一本松も、山神として、同様松樹を標的とする丈で、別に祠宇の設けなく、周圍に御柱を建て、ゐたが、最近枯死してしまつた。御柱は後にいふが如く、神域の表示とするを適當とするので、この點からしても、その中にある松樹は、神又は之が憑依物として齋祀されてゐたと考へなければならぬ。蓋し萬葉集あたりに散見する齋木の思想と揆を一にするものであらう。又下諏訪町高木字松木の尾掛松に就いても之と同様の經過を推測し得らるゝのである。因みに松が神木又は神聖な樹木となる例は、住吉の松や内宮の百枝松を始め、各所に散在するので、敢て珍奇の現象とするに足りないのである。

更に今一つ四賀村神戸字北小路には、神木様又は榎木様といふのがあつたが、これも神名から考へると、樹木そのまゝを神に祀つたのを根本動機とし、後にその木を神靈の宿る所と思惟するに至り、やがて神の常住し給ふ宮居の發生を促したものであるまいか。此外或は古木老樹を中心にし、或はその直前に本殿を建つる等、祭祀の古體を存する神社は、前項にいつた境内に靈石を置くものゝも、此の地方には特にその數が多いが、さのみはと思ふからすべて省略に従ふ。次に之を文獻に徴するに、此にも之を立證する數々の節を見出さるゝ。例へば建武二年二月に於ける大祝時繼の即位事書に、神殿西ニ柀木有、鷄冠大明神と申、其木本ニ石有、……とあるが如き

はその一例で、柀が除魔の驗を以て尊ばれた古事に對照すると、その間の事情を容易に解釋せらるゝのである。而して之もさきの石の場合に於けると同じく、諸神勸請段の祝神之神明の神樂

歌に

神明之カサヲノ松ワモトシケル、モトシケル (笠緒?) (本 茂) (本 茂) (榎) (楳 別) (現 形) (召) ウラカキワケテ、ケキヤウメサレル、

といふが如き形容タツブリの文句を残し、そゝり立つ老松の梢を別けて、天より神々の顯現し給ふ道行を譚つてゐるが、之によつても、神木に對する地方人の思想を見るに足るのである。引きつゞきいふべきは、先の七石と共に、上社物忌令に名を留めてゐる七木湛の信仰である。その種類や所在に就いては、二三の異説もあるが、今上社本の記載によつて之を示すと、左の如くである。

- 一、サクラタ、イノ木 栗澤ニ有 一、眞弓タ、イノ木
- 一、峰タ、イノ木 一、ヒクサタ、イノ木
- 一、トチノ木タ、イノ木 一、柳タ、イノ木
- 一、神殿松木タ、イノ木 已上七木トハ是也

此木共ノ本ニテハ皆々神事有、

此に是等の木の下で神事を行ふとあるは、留意を要する點である。而してその中でも榎木湛に於ては、三月寅日に於ける前宮の行事に神使が馬上乍ら三匝するを式とし、又神長本畫詞三月酉日の條には、某の湛神事と連記した箇所も見えるが、降つて年内神事次第舊記や永祿の祭祀再興次第によると、此の湛神事に關して、神田や神主の存在を語つてゐる。是等の點を綜合すれば、タ

、イなる語が神事に關し、ある種の祭祀の方法を意味するは明かで、中でも之に關する最古の風習たる神使巡行の儀に徴すると、之を祭場の中心として樹下にある種の行事、例へば根本を旋廻する所作を行つて祭祀を擧げたもの、やうに受取られる。此に於て之を先人の意見に徴すると、文政の頃に出來た河合弘淵の「洲羽七木た、へといふ事の考」に

いにしへの人等これ等の下によりつとひて神に稱事た、ままうしおろがみけるゆへた、へ木とはいふなるべし、……下官つつかひと、せ室内といふ所の榎木た、へといふ所に往しに、かたはらに瓦

器か島といふ處ありて、いまにいたるまでいつへひらかのくたけたるものさはにあり、

といつて、一應の説明を試みてゐるが、次いで最近に於ける學者の説に聽くと、尾芝古樟氏は自分の言はんと欲する一事は、諏訪に於ては樹下に神を請じ祀る風習あつて、之をタ、イと呼び、湛と書いてたことで、其タ、イの本の意味も、單に讚嘆のタ、へでは無く、依坐よゐに就いて神意を知らんとした最も古い形式のタ、リに在る（山島民譚集一の一五二頁參照）と思はる、ことである。（郷土研究第三卷九號勸請の木）

折口信夫氏は

此等七木は櫻なり、柳なりの神タ、リの木と云ふ義が忘れられたものである。大空より天降る神が、目的と定めた木によりゐるのが、タ、ルである。即、示現してゐられるのである。神の現り木まき現りの場は、人相戒めて近づいて神の咎めを蒙るをさけた。その爲に、タ、リのつみとも云ふべき内容を持つた語が、今も使ふタ、リ崇の形で、久しい間、人々の心に生きてきたのである。

ある。（土俗と傳説幣東から旗さしものへ）

といひ、タ、イは「タ、リ」崇と同一語で、即ち神のた、ります意、又は七木は神を招奉る憑依物であらうと説明されてゐる。兎に角七木が神を勸請する神聖な樹木として、古くから敬畏の念を拂はれ來つたことは、樹木崇拜の思想からも十分に説明し得らるゝが、その中で、品種の明かなるは、櫻、檀、榎、柳、松の種類である。なほ幕末天保頃の作と推定せらるゝ「畫入七木」によると、峰湛や干草湛の如く、樹木の外に神祠を伴ふのもあつて、是も亦時代の推移と、もに、逐次階梯的發達を遂げつゝあつた経過を辿らしめるのである。

さて此の地方に於ける湛の種類には、上記七木を別にして、鶴宮湛24)、平井且湛、伊那部湛等地名を冠するものもあり、その他にあつては、庭湛、宿湛、御門湛、春湛、冬湛、朝湛、晝湛、夜湛、廻湛、御馬湛等の數々を含むが、その一々につき所在を尋ね實體を究めるのは、固より困難の業である。併しその内容が必ずしも樹木に止まらないで、靜的にはある限られた場所、建物等、又動的には、季節時間祭祀の方法等頗る廣い範圍を含んだことは、之によつても見るに足るので、従つて之に對しても一應の解釋を必要とする。

吾人の見るところでは、先史25)又は原史の初期に於ける地方人の最も普遍的な信仰の表れとして、人間の世界に人間と、もに住む多くの精靈の存在を信じ、それ等のものが時に觸れ場合に應じて、人間界に示現する行爲は、すべて之を「タ、へ」といひ、延いて之を具體化して「タ、へ」の表るゝ物件又は場所にも慣用するに至り、彼等は之を通じて運命の支配者たる精靈との交渉を繋いで

わたと考へたい。tutueの語意に關しては、tapaniの^uが脱落して、^oに轉じたものと見らるゝ、同時に稱辭の「タ、ヘ」と同じく、又は稱の義から起つて祭祀を意味する語とも解せらるゝので、兩説並擧げて參考に供する。尙ほ、タ、リを琉球語によつて解する某氏の説に就き、先輩伊波普猷學士の意見を聽いたところ、同氏の説は次の如くであつた。

仲本盛正の沖繩語典には「タ、リ」神ターリと順に記載するも、一は内地語、一は琉球語で、その意味大いに異なる。「ターリ」は動詞で、合成語となつては「神ターリ」と濁音化する。琉球語では長母韻の次には大抵^uを省くを常とするから、tapaniは^uhawaiiで、その意味は痴言といふことである。即ち内地語と^uの語頭を同じくする。琉球にて婦人が靈媒として神憑の状態に入り、十日二十日の久しきに互り、神事を言續けることがある。此種の婦人を「ターリムン」といふ。「ターリ」の名詞形は「ターリムン」である。然れば語典に「神ターリ」といふは、正しく「神ターリ」で、神の人に託宣することを意味すと解したのは、正當であるが、之を以て内地語の「タ、リ」と同じいとはいへない。

即ち知る、此種の比較法には大なる危険の伴ふことを。

さて靈の憑依する物件又は場所は、上述の如く一様でないが、そこに靈の出現を信じて、その所々もの／＼につき祭祀又は類似の行爲を營んだのを之が起源とする。而して就中靈の降下に都合の宜しいとされたのがそゝり立つ樹木の類で、所謂勸請木として之を用ゐる場合の多かつたにより、後には殆ど「タ、ヘ」の語を獨占するに至り、又かやうに初めから設備らしいものを持た

なかつたにより、その多くが確かな遺蹟を留めずに終つたのであらう。例へばさきの畫入七木によつても、榎木湛は所在不明、櫻、檀、柳の三湛はたゞ地名を留むるに過ぎないとあるが、現にそれと傳へらるゝ所を見ても、山の尾根の細やかなる平地や、四五株の木立や、塚形の如き種類に止めをさして、かの神籠石や環状列石に於けるやうな人工的のいかめしい工作物は、一切痕跡を見せてゐないのである。附けていふ、さきの七木た、へといふ事の考によると、榎木湛の跡から、土器の破片を出すことを述べてゐる。實物に當つたのでないから、勿論いつ時代の作とも定め難いが、之に關して考ふべきは、諏訪史(二)に、原史時代に於ける古墳以外の遺蹟として掲記する永明村矢ヶ崎石田眞一氏邸内、平野村新屋敷天王垣外、又大門峠附近のある地點等は、當時の祭器と考へらるゝ子持勾玉や土器に盛つた玉類や石製模造品を包藏してゐた點からして、その名は傳はらないが、往代に於ける祭場として何れかの種類の湛に屬した所かとも想像するのである。

(ハ)雨と風との崇拜 引きつゞき土地の氣象を起因とする雨と風とに關する信仰に及びたい。現に所在に祀らるゝ雨宮雨降神社や、風宮風神社の類は、いつの頃に起源をかけるゝとして、之が系統を引く現象の一たるは論なく、又年中時を定め老幼男女相集まつて風祭を行ひ、暴風に際して薙鎌を立て、或は高山や池水や山神等に雨乞の願をかくる習俗の如きも、亦時代の新古を別として、思想の基づくところは、頗る遠いといはなければならぬ。中でも雨の信仰に至つては、今もこの地方が雨量に乏しいのを見ると、往古にあつても恐らくは同様で、此の實際上の要求が何時の世にも餘程強く働いてゐたかと思はるゝといへ、資料の存しないため、之が爲めの特種の

表れを認めるに由ないのである。次に後者に就いては、曾て諺訪明神に置かれてゐたといふ風祝を、何よりも適例として擧げなければならぬ。即ち平安末期の歌人藤原清輔の袋草紙⁽³⁰⁾によれば、藤原俊頼の「信濃なるきそちの櫻咲にけり、風のはふりにすきまあらずな」の歌を解して是ハ信濃國ハ極風早キ所也、仍スハノ明神ノ社風祝ト云物ヲ置テ、是ヲ春ノ始ニ深物ニ籠居テ祝シテ、百日之間尊重スルナリ、然者其年凡風閑ニテ爲農業吉也、自ラスキマモアリ、日光モ令見ツレハ風不納云々、其意也、

とある。これ即ち風祝を以て風神に擬し、之に對してある種の恐喝的行爲を加へることによつて、暴威の發現から免れようとした呪術的行爲たるに外ならないので、之が發生の動機に、極度に風の強暴性を恐怖した原始人の眞面目な信念の潛むのはいふまでもない。而して之のあるがため、此の地方を以て特に烈風の吹荒ぶところとし、風祝の存在を以て地方に特殊の現象とする解釋も、一應は首肯せらるゝといへ、翻つて諺訪の地形並に氣象に即した場合、果してかゝる信仰を起さしむる程の自然的條件を具備したかは頗る疑問とせらるゝのである。試みに現状を以てすれば、隣國上野から北武藏にかけての間こそ、俚諺にも歌はるゝ通り、諺訪以上に激しい風に見舞はるゝ所で、之を藤原博士の調査による統計に徴すると

- 上野……前橋附近……平均風速五米二
- 下野……宇都宮附近……同 一米八
- 甲斐……甲府附近……同 二米三

冬期亞細亞大陸ノ西北風ノ吹キスサ、ムタメ一、二、三月ニ互リ空ツ風ヲ起ス、

- 信濃……松本附近……同 三米四
- 遠江……濱松附近……同 三米七

諺訪ハ松本附近ヨリモ風速ガ弱イ、

とある。就中第一位に居る上野では、今尙ほ風神鎮めや嵐除^{アラレコト}の護符が一宮貫前神社を始め國內の各社より配布せられて、農事と結び養蠶の業に關して、風害を恐れる習俗が一圓に瀾漫してゐるが、獨り上野に限らず、駿河では大宮淺間神社の四和尚春長坊が世々風祭神事を家職とし、又本國信濃に於ても、式に水内郡に風間神社を載せ、國內の何れかに貞觀二年二月五日從五位下を授かつた飄別神^{ヒヤトリノカミ}を祀つてゐたのである。是等の實例からすると、風神の信仰は、上野あたりを中心にして關東一圓に擴がり、その一部として諺訪にも及んでゐたが、後にそれが諺訪神の信仰に攝せられて、その範疇に入つた、後々までも古い姿を繋留めると共に、かの神渡行事等と同じく歌枕の一となつて、獨りその名を専らにするに至つたのではあるまいか。従つて之が爲めに置かれた風祝は、恐らく農業期に入り、生活上の要求から出て個々に發生の起源を有するもの、而して之が文獻上の表れより、諺訪神との結びつきを除いた場合に於て、始めて原始の姿を彷彿せしめ得らるゝのであらう。而してその性質に於ては、阿蘇社に於ける有名な霜の祝子とも相通するといひたい。之に次いでいふべきは、鎌の信仰である。それは諺訪地方の土俗的遺物として人口に膾炙し、舊跡志にも

又此神を祭るに鎌を神幣とす、先つ年、御柱の神事拜參しける時奉看しに、上社の神輿に立てる鎌圖左の如し、又下社より七年毎に一度づゝ、越後國堺なる安曇郡中谷村の鎮守諺方社に遣す



も右の如し、長凡一尺五寸許、これに下社の祝の姓名、年號を彫附くる也、此はいと古き例にて、彼地の神體と成るめり、傳へ聞くに、白風の年號彫れるも有きとぞ、又文政の末に甲斐國境なる深澤村の土中よりも出でし事あり、又舊御射山よりもをり、出るを見しに、長サ二寸許あり、之を稱て薙鎌といへる、爰に又按ふ事あり、上野國の山中、又甲斐國の西郡邊にては、大風の時鎌を竿の先に結び附け、家の傍に押立て風を送るといふ、此は押並て諫訪神を祭る土地なりければ、鎌を神幣に進上る意を以て、然するにはあらかじか、されば草薙の薙には非ず、風しづまる意を以て和鎌の義とぞおもはる、是ならんには風の所以あることいみじき證なり。

と説いてゐる。今之を地方の習慣に考へるに、大風の際、棹の先端に鎌を縛着け、風の方向に刃を向けて屋敷の角に立てると、自然に風が鎮まるといはれ、二十年前までは一般にその風を格守し、中には明治の末年まで繼續した家もあつたといふ。而してその鎌は別に之を製造するのでなく、普通農家に使用せらるゝもので、之を稱して薙鎌といつた。此の風習は獨り諫訪地方丈でなく、廣く各地に互つてゐるので、就中吾人の聞知した限りでは隣國甲斐の甲府在、又上記上野の山中、甲斐の西部邊や尾張國にも行はれ、なほ關西地方でも二百十日前後になると鎌をたてる所があり、藤原博士に據れば、遠く九州地方に於ても、宮崎附近では風路を避ける爲め鎌を立てる習慣を残してゐるといふ。是等の中には沼田博士が相州に於ける同じ風習を以て甲信からの影響

とせられた如き特殊の場合も存するであらうが、その分布區域の擴布からすると、必ずしも悉くが諫訪神社の信仰と關聯するものでなく、古來我國の各地に存続した民俗の一種と解すべきであるまいか。

薙鎌の起源に就いては固より今日から之を確かめ難いが、一部の人は説をなしていふ、農具の一として草木の類を刈取る鎌の作用を無形の風の働きに應用し、之を切止める、即ち薙平げようとしたに起ると。又或者は意見を立て、いふ、單なる器具としての用途丈でなく、鎌と同じく鎌に就いても之を靈物視する思想があつて、そこに内在する呪力の發現を信じたに因るので、吾人の祖先が金屬器を農具に使用するに至つたそのかみにまでも之が源泉を溯らしむべきであらうと。か程までも由來が古いかどうかは別として、鎌そのもの、本來の性質と用途とから導かれ、少くも諫訪地方に於ける土俗として之を風除けにする習慣を存し、それが諫訪信仰と別種の起源を持つ丈は、否定出來ないと同時に、之が結果として、鎌そのもの、効果を靈的に發現せしめ、呪物としての用途に傾かしむるに至つたことも蓋し想像に難くない。因みに薙鎌の實體に就いて見るに、前述の如く實用品としての普通の形式の外、特に一種の恰好を持たしめたものもあり、中にも諫訪神社に保存せらるゝのは頗る趣を異にしてゐる。前掲舊跡志所載の圖はその一であるが、なほ外に鳥や龍蛇の形を模したかと思はるゝものもある。中山太郎氏はこの點より諫訪神の原始體を龍蛇であつたと推測されてゐるが、吾人はいかにしても此の結論に承伏出來ない。同じく天然現象としての雷鳴に關しては、所々に雷神社の設立を促したといへ、その數は風雨

神に比して至つて少く、且つ半ばは祈雨のためにせられて、別に取立て、いふ程の特色を見せてゐないのである。

(二) 龍神信仰 次に併せて記したいのは龍神信仰である。信濃の地方は土地柄龍神傳説に恵まれた所で、諏訪湖を始め、青木野尻、松原湖又そのかみ湖沼であつたと稱せらるゝ、安曇や筑摩平等を背景として、數多くの説話を發生してゐる。而してその多くが、主傳説の形式に仕組まれてゐる中で、諏訪湖に關するそれとしては、所謂泉小太郎と甲賀三郎との二種が行はれてゐる。併し前者は安曇平の成立を説明するを主眼として、後に諏訪との關係を傳會したもので、此に直接の交渉を持たないから、之に就いての管見は便宜第三章三節の記述に譲る。

次に後者は安居院の神道集(二〇)に收むる諏訪縁起の記事が最も古いが、頗る長文に互るから、次にその梗概を抄出して參考に供する。

安寧天皇五代の孫甲賀權守諫胤は、近江國甲賀郡の地頭として權勢を振つたが、その子に甲賀太郎諫致、同次郎諫任、同三郎諫方の三人があつた。父の歿後三人はそれ〴〵遺領を嗣いだが、就中三郎は春日權守の愛孫春日姫を娶り、夫婦中も至つて睦しかつた。或年の三月兄弟三人は伊吹山にて七日間の狩倉を催し、春日姫も之に臨んだが、八日目の朝、姫は何者かに攫はれて行方を知らずなつた。三郎は悲しみの餘り、日本國中を探し求めたが終に發見出来なかつた。偶々科野の蓼科山に人穴のあるを耳にし、三郎自ら籠に乗り穴底に達して奥に進むと、立派な佛堂のある所に出たので、何氣なく中を窺ふと、佛前に春日姫の讀經姿を發見した。二人は再

會を喜び歸途に就いたところ、姫は父の形見たる唐鏡を置忘れたので、三郎自身が取りに行く。と、その間にかね〴〵三郎を憎んだ兄の次郎は、春日姫ばかりを救出し、三郎をなきものにせうとして籠の綱を絶切つた。綱を切られた三郎は上るに術なく、足に任せてあたりを彷徨する裡に、好實國を始め七十餘の國々を遍歴し、その間維漫國では維摩姫と夫婦の契を結び、長年こゝに留つたが、聽て歸國を思ひ立ち、終に信濃國淺間山嶺に歸ることが出来た。かくて故郷戀しさの餘り甲賀郡に來り、父の菩提所たる釋迦堂に入り、障子内に一夜をあかした。翌朝は折ふし御堂講が營まれ、僧達を始め多數の講衆が集まつたが、計らずも障子内に居る三郎を發見した小童が大聲を發して、こゝに大蛇ありと叫んだ。之により三郎は初めて我身の蛇身となつた事を知り、悲歎にくれたが、その夜法華經讀誦のために集まつた僧達の話に耳をかすと、盛に三郎自身の噂に及んでゐた。而もその時上首の僧は三郎が今夜こゝに來ることを述べ、之に答へた左座の僧は、今朝障子内にゐた大蛇が三郎であるといひ、その序に維漫國の衣を着たものは必ず蛇體となるが、石菖池に入ればもとの身體になると物語つた。之を聞いた三郎は、翌朝早速石菖池に浴し、もとの姿に立還ることが出来た。喜び乍ら御堂内に入ると、昨夜の老僧達がゐて、三郎に衣服、烏帽子、腰刀等を與へたと見るまに、何れも姿を消した。一人の老僧許りが残つてゐて、自分は近江兵主大明神であり、先の僧達は白山權現、富士淺間、大菩薩、熊野權現を始め、日吉山王、松尾稻荷、梅宮、廣田等の神々であると述べ、三郎を三笠山に導いて春日姫と再會せしめた。此に二人はあまりにも無情なる此國を嫌ひ、震旦國に渡つたが、後日本から

兵主大明神が來り歸國を促されたので、勸めに従ひ、信濃國蓼科山に歸着き、岡屋の里に降つて、三郎は上宮(本地普賢菩薩)に現れ、春日姫は下宮(本地千手觀音)に鎮まり、永く衆生守護の神となつた。

此にその内容を討及して、思想發展の經過を辿るが如きは、本章の主眼とするところでない。就中直接の必要を感ずるは、異國の流離中に龍蛇形になつたといふ龍神又は湖沼主譚の動機如何といふにあるが、それは人が自由に動物と交渉し、又生き乍ら動物に變形し得ると信じた古代人の幼稚な思想から派生して、その一面に水の主を龍蛇とした原始思想の反映をも留めてゐるといひたい。而して之と同種の湖沼傳説は、廣く諸國に分布する中で例へば羽後の八郎瀉や上野の榛名湖に物語らるゝのは、生身のまゝ龍神と化したといふ點に於て、之と趣向を二にする。

さて此の神道集に所載の一篇は、垂迹譚としての形式を取つた、め、多分の佛教的色彩を含み、且つ時代に通有の技巧を弄した嫌なしとしないが、之が原型に至つては必ずしも後人の假託と斷じ難いので、何れかに土俗譚として行はれてゐたものであらう。此の所謂甲賀三郎説話は、本書に次ぎ天正十三年の奥書ある諺訪大明神御本地緣起にも之を收め、後には淨瑠璃にまで仕組まれて廣く諸國に流布し、今なほ信州を始めとして各地の口碑に残つてゐる。尤もそれ等の多くは、必ずしも神道集の形式と構圖を一にしないといへ、その何れにも共通して動かないのは、諺訪湖を目標として、主の存在を肯定する思想の一貫すること、吾人の要求するところも、正しく此にある。主に關する觀念は、時代によりその内容に變遷あるを免れないが、歸するところ、湖中

に常住して之を主人佩く靈的實在の謂に外ならないので、その初めは、勿論水湖それ自體を神格化して崇拜の標的としたに起り、それから進化した第二次階梯として、此に至つたのは、いはずとも明かであらう。而して此にいふ靈的實在は、環境に應はしい龍蛇形を以て表さるゝを常としたので、我が諺訪湖に於ても、最初の形體が此の約束に従つてその存在を世に示したのは想像に餘りある。而して既述山の場合と違つて、湖は單一の偉大なる表現として他に比類を斷つた丈に、初めから集中的傾向が著しく作用し、殆ど絶對的地位にあつたのであらう。後に諺訪神の威光に結びつけらるゝに至つた曉に於ても、畫詞(緣起三)に、或夜深更ニ當社寶殿ノ上ヨリ明神大龍ノ形ヲ現テ黒雲ニ賀シテ良ノ方ヲサシテ向給ケル」ともある如く、屢々之が出現を信せられ、又年内神事次第舊記にいふ正月十七日歩射の式によると、一矢を海龍王に、二矢を山神に、三矢を大明神に奉るとあつて、他の神々と區別して海龍王即ち諺訪湖中に坐ます龍神の存在を意識し、原始信仰の一部を形式的に保留するが如き、頗る珍らしい實例とせらるゝ。降つて今日にあつても、所々の口碑に残るが如く、歴史時代を通じ地方信仰の一要素として、永く民間に潛勢力を保持し來つたのである。尙ほ此の地方の龍蛇信仰の起源を以て安曇族の入來にかける説もあるが、そこまでいはずとも十分に解決の方法を立てられる。又此の龍蛇の崇拜は、祈雨の信仰と結んで語傳へられてゐる場合も尠くないが、此に直接の必要を見ないから、すべて省略に従ふ。

以上自然崇拜の風に次いで言及したいのは、それ等とほゞ並行した信仰の階梯として、先住民の作品に表れた風習の一斑である。即ち考古學的資料たる石棒、石皿、石冠、土偶、土版等の遺物

によつて表示された思想の大體を跡づけるべき必要を見るのである。

石棒の發見は諏訪地方に於て殊に多く、現に或るものは道祖神として、或るものは諏訪の末社として奉安せられ、中にも後段にいふ御社宮司社の如きは、その多くが之を以て神體としてゐるといふ。石棒は之が形式を仔細に觀察し、又學者の研究に聽くと、或は標識、或は武器等實用品としての用途の外、宗教的意識の對象としての價值をも容認するを妥當と考へるが、その中には既にその當時から之を以て生殖器に擬し、之が崇拜の目標としたものもなかつたとはいへないであらう。さり乍ら、かやうな一般論から出發して、現に諏訪の各地に發掘せられ、又曾て祠宇に奉安せられ、若しくはせられつゝある石棒類を以て、悉く當代に於ける信仰の對象とし、或は之を性的行爲に基づく信仰の風習に限定して考察するはいかゞであらう。第一之によつて當代の宗教的風儀が忠實に傳へられてゐるか頗る疑はしく感ぜらるゝ丈でなく、現にその中には、多くの後出的慣習の混淆を認めらるゝに於てをやである。例へば御社宮司社の如きはその一で、その祭神御左口神とその神體石棒とは發生の起源を異にし、石棒は本來の神體でなかつたのである。次に湖東村山口に發見された石皿の一種には、底面に牛肉彫にした石棒の形を有し、極めて珍奇な形式を持つてゐるが、之によつて、石皿(57)をヨニ、石棒をリングと解し、當時一種のファリシズムの行はれてゐた表示とする鳥居博士の説は或點まで容受されなければならぬ。併しかくの如きは、同種の石器中極めて稀に遭遇する一二の場合に屬するので、是を以て全般を律し難いのは勿論である。なほ之に關していふべきものに、曾て坪井博士によつて注目された湖底發見の奇形

石製品がある。それは黒耀石を以て造られた魚形及び鳥形の石器で、今尙ほエスキモーその他未開人の間に行はるゝ狩と漁との豐獲を祈る一種の護符と同様、原住民のマジック・アミュレットを想像し得らるゝといふ。

此外、何れの地方にも通ずる土偶、土版、土面又は顔面把手等の土製品に表るゝ全身又は一部顔面の形象に關しては、他の遺物と、もに諏訪史(二)に委しい敘述があるから、此では之を再説しない。蓋し是等のものがある程度まで神秘的意義を表現するは、疑を容れないところで、そこにはどうしても幼稚な宗教的思想の働きを認めなければならぬ。即ち之を以て偶像崇拜の原始的形式の一とするは、必ずしも無理な考説となし難いが、同時に谷川氏の如く、顔面把手を以て人面よりも寧ろ動物的意思に出たものとし、トイテミズムの表象と解する考察にも、一應の注意を向けなければならぬ。原始人の通過した宗教過程の一として、我國にもトイテミズムの存在を聽さるゝとすれば、その思想が是等土製品の上に反映すべきは、最も見易いところであるといへ、顧みて我が諏訪地方に及んだ時、何分にも證據が甚だ不十分で、今後幾多の研鑽を経た上でなければ、確い主張が出来ないと思ふから、今姑く之に觸れないでおく。併し前記の動物形石製品とも考合はせると、その根柢に、少くも或種の動物を神聖視する思想の働いた點は、之を看取するに難くないのである。

要するに是等石製若しくは土製工作品を媒介として、石器時代住民の信仰状態は、ある程度までの想像を可能ならしむるといへ、吾人天孫種族のそれとの間にいかなる關係を有し、いかなる

交渉を繋いだかは、學界未決の問題として、今後の努力に委ねられてゐるので、當面の懸案たる諏訪信仰を論ずるに當つても、甚だしく時期尙早の感あるを免れないのは勿論である。但しその間にあつて、さきの石棒の崇拜は、縦んば内實に變化があつたとしても、尙ほ今日にその形式を保持し、又後の動物を神聖視する風習の如きは、地方の土俗を考へ、祭祀の源流を論ずるに當つて、無關心に過し難い價值内容を有するのである。中にも後者に至つては、食料供給の資源として、人生に對する破壊力の持主として、先住民の生活と深い交渉を持つたのである。

(二) 居住民の生業を背景として起つた信仰

原始人の日常生活が、主として狩獵と漁撈により支持されたといふ一般の法則からしても、地方に於ける生業の原始的状態を推すに難くないが、中でも山の國たると同時に水の國として、水陸ともに天産物に恵まれた諏訪地方に於てをやである。

今試みに之を本社の年中行事によつて跡づけると、湖水の漁撈に關して、鯉馳神事、山獵に關して、年中四ヶ度の御狩神事等の數々を残してゐるが、是等すべてが原始のまゝの状態を保持するとは、何人と雖も斷言に躊躇するであらう。さり乍ら、是等山幸海幸の獲取を目的とする行事は、名稱や形式の如何を別として、祭祀に攝取して永く保存し來つた土俗的慣習の遺留と考へられ、此の見方に従ふと、原住民の生業状態を復原せしむる捷徑は、何はさておき、一社の年中行事に存するといひたいので、之によつて教へらるゝ所は尠くないのである。尙ほ後編祭祀考に委しく説明する。而して彼等の生業に關し、信仰的關心の中心たる所謂山幸海幸に就いては、場所の上

からいふと、山に續いた曠野に恵まるゝ、諏訪地方にあつては、所在に好適地を見出された中でも、上社に於ける神野、下社に於ける御射山一帶の如きは、早く古人によつて手を着けられたところであつたのであらう。前者は八ヶ嶽裾野の形勝を、後者は霧ヶ峰山上の廣漠たる臺地を占める。此の兩所が原始時代からの狩獵地とせられ來つた遺風は、祭事の上からも之を偲ぶに難くないが、中にも神野の名に負ふ由來に至つては、頗る意味深長に考へらるゝ。次に獲物の上からいふと、鹿と猪とを第一として自らその種類を限定してゐる。野獸の中でも人生との交渉の多い鹿と猪とは、近く明治以降の時代に入つてからも、時々人里近きあたりに出沒して、人畜を傷け作物を荒したといはれ、溯つては今に残る鏡砲證文の數々によつても、江戸時代に於ける繁殖の模様を思遣らしめるが、更に遠い、昔へと分入る時は、石器時代の遺蹟から遺物に混じて是等動物の遺骨を發見せらるゝ場合も、敢て珍しくないといふ。従つて此の二種が狩獵の對象として第一に目指されたのは、固よりいふまでもないので、或は神供となり、或は饗膳の用に供せられて、割合に多く神事に攝取せられた事由の一は、即ち此に求めなければなるまい。而して他の一面に於て、神意に適つた動物とせられ、靈的性の潜在を肯定せられて呪術の資料となつたのも、此の二者であつたが、中でも特に鹿を愛用したによるか、後に七不思議の一に數へて、高野(神野)の鹿の耳の裂けたるを稱し、社人以外の者で鹿を食せんとした場合、社家から鹿食免と稱する許狀を受けしめた等、數々の特異の風習を發生するに至つた。前者に就いては、中山太郎氏の説に、神の占め給うたものとしてタブーした標示から出た遺風であらうとあるが、同様の習俗が流れて鹿食

免なる禁止の制を立てしめ、之を以て神及び神に仕ふる人々に捧げられた特殊の御贄とするに至らしめたものであるまいか。而して他社に比して一層濃厚に狩獵の風を留むる本社の記事は、此點に於ても屈竟なる資料を包藏するといはねばならぬ。此に至つて吾人に解決を促すのは、上記信仰の表れの歸着する狩獵神そのもの、實體如何といふ問題である。これ亦その觀念は明白でないので、彼等先住民が生活資源を得べく分入つた山々の至るところは、即ち之がために祈を捧げ、幸を希つたところ、そのところはやがて祈請に應ずべく山神の降臨ましゝた場所として、吾人は所謂狩獵神の原始形態を山野の間に見出さうとするのである。山神の名は勿論後世の稱呼に係り、之が實體は彼等が山野について認識した靈格の一種たるに外ならないが、自然崇拜から起つたそれとは出發點を異にするのである。後世の流例ながらも、七月の御射山祭に神長官が二寸許りに切取つた赤薄の實子を刀の先に貫いて申立するのは、山林神を祭體にて候とある如く、必要に應じて祈請をすれば、山神の降下するものとした古い思想を表明し、又正月十七日その他の定日を山神の祭日として、祠前は勿論、さらぬ野山の入口に弓矢樵具の類を奠し、若しくは小弓に矢を番へて山の方向に射、或は猪遊等の技を催すが如きは、民間の行事に織込まれた山神祭祀の土俗に外ならないので、是等神を招降する式に始まり、豊獲を期する呪術的行爲から單なる除魔の意味へと移行つた経過によつても、狩獵神そのもの、性格の變遷を辿るに難くないのである。

以上の外地方的色彩の頗る鮮明なのに御左口神と呼ばれる、神があつて、獨自の領域に閉籠つ

てゐる。次にその實體に就き少しく述べて見よう。

御左口神は、御社宮司社軍陣遮軍神赤口神等種々の字を以て表され、「ミサクチ」、「ミシヤグウジ」、「シヤグジ」、「サグジ」、「オシヤモジ」等の稱を以て聞えてゐる。畫詞(祭一)によると、御作神とあつて頗る之が靈驗を稱へてゐるが、その正體に關しては何ともいつてゐない。次いで神長官守矢滿實の寛正五年の書留には

御左口神と申も、十三所と申も、當社之王子御一體、今こそ思合候とて……

と記し、御子神説を立て、ゝゐるが、本質的にさうであつたかは、なほ攷究の餘地を存する。降つて伊那志略(二六)は井出貞翁の説として

御鎮座傳記有三狐神、三狐神爲御饌津神假字、御饌津三狐國訓相通、又音讀三狐轉爲社宮神云々、我又作御社子神、亦作御社宮司、諫訪神系圖曰、當社神孫奉稱御社子神、亦御神宮司也云々、

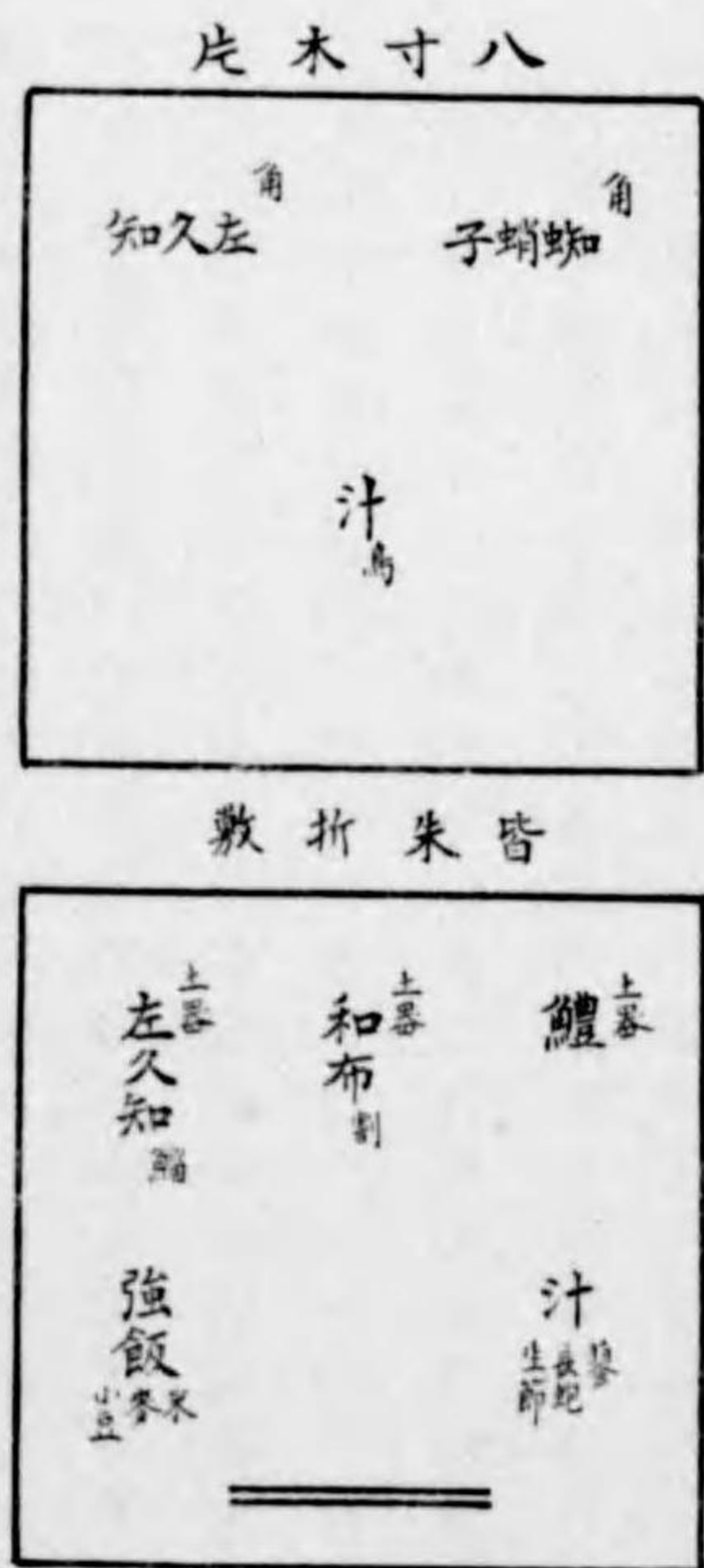
といひ、續いて舊跡志には

御左口神、此神諸國に祭れど神體しるべからず、或三宮神、或社宮司、或社子司など書くを見れど、名義詳ならざるゆゑに書にも一定せず、或説曰、此神は以前村々檢地繩入の時、先づ其祠を齋ひ繩を備へ置て、しばしありて其處より其繩を用て打始て服收むとぞ、おほかたは其村々の鎮守大社の戌亥にあるべし、此は即石神也、これを吳音に石神と唱へしより、音はおなじかれど書様は亂れしなり、故れ石神と呼ぶ地名も又諸方におほし、石神はいづれの神の御靈代ぞといふに、大名持命と少彦名命に坐すべし……しからば檢地に右の二神を祭るはいかなる所由ぞとい

ふに、二神御力を戮せて御心をトシて、天下を經營、萬の事をはじめ給しなり、故れ檢地は其村を繩以て悉々打堅むる意を表して所祭ものぞかし、

と記して、國學者側からの見解を述べてゐる。次に近來の研究に移ると、明治四十二年に當り、柳田國男氏は、石神問答の一書を公にして、之に關する年來調査の結果を發表せられたが、本書に載する山中笑氏の書狀によると、之が解釋として

- 一、神體石故石神と書せしと云ふもの、
 - 二、昔時田畑の尺を計りし後に其尺を神に祈りし故、尺神又は尺地と云ふなりとするもの、
 - 三、社宮司と云ふは神官の義には非ざれど、神に奉仕する神なりと云ふもの、
- 以上三説を區別せらるゝ中で、氏は第一説を採るとある。此後、中山太郎氏は土俗學の立場から



る雙紙の中にも、うむしやぐ又は、うみしやぐの語が散見してゐるさうである。更に前泊克子

此の御左口神が、諏訪社の酒殿の祭神であることは、噛み酒を古く「みさく」又は「さくち」と言ふてゐたので知られるのである。内地には「みさく」の語は夙く混びてしまつたやうであるが、伊波普猷氏の談によると、琉球本島では噛み酒のことを「みしやぐ」と云ひ、おも

の談には、琉球宮古島の皿濱では同じく噛み酒のことを「うむ、さく」と稱してゐることであつた。而して酒を「さくち」と云ふたことは、豊受皇太神宮年中行事今式卷五（神祇全集本）に挿圖の如く載せてあるので、それと納得せられるのである。

といつて、諏訪社の酒殿神と解し、更に文安の御符禮記並に永祿の大立増規式の記事からして

- 一、王子胎内とあるより推して御左口神が女性であること、
- 二、然も此の御左口神の正體は、古くは雌鹿であつたこと、
- 三、釀酒の精進屋に鹿皮や鹿足を供へるのは、雌鹿を御左口神として祭つた古義が失はれ、その形式だけが残つたものであるといふこと、（民族第四卷一號、御左口神考）

との結論に導き、之が原始的形體を雌鹿と考定されてゐる。即ちその起源を動物崇拜の風に歸せられたやうに見える。次に栗岩氏も同じく御符禮記を論據に

御左口神其ものは甚だ明晰にならないのは遺憾に相違ないけれど、此左口神と云ふ御符様のものは、諏訪神社の屬性的神様でなく、全く神長官の私神が、其權力に連れて混入したのだと云ふ事は、畫詞などに於ても、權祝本武居本等には左口神の事が露程もなく、神長官本にばかり出てゐるのでも推想し得るのである。して見ると、どうも左口神は古來神長官家によりて諏訪に發達され、維持され、神社の儀式にまで混入されたものらしい。（諏訪研究）

といつてゐらるゝ。之だけでは最後の結論に達しないといへ、眞意の潛むところを察するに難くないのである。

然るに最近に至り、柳田氏は莊内の「オクナイサマ」即ち「オシラ神」を始め、東國の所々に於ける「シヤグジ」に檢地、又は丈量の傳説の附帶するものに著目し

檢地、丈量の傳説が斯くの如く一致して居るのは、或は境の神として祀つて居た爲では無いかとも思ふが、シヤクが境のサカだらうといふ私の舊説は、餘りにも臆斷に失して居り、又漢字の笏の字に對比せられる採物のシヤクとても、果して是と偶合で無いか否かは明かでないのである。併し名稱は何でもあれ、シヤクジの石神で無いことだけはもう今日では疑が無く、同時に又東北地方のオシラ神の中には、其形状と傳説とに於て頗る信州其他の御尺神と近いものがあるからには……（民族藝術第二卷四號「人形とオシラ神」）

といつて、人形舞のことに及び、先に石神問答で發表された石神の音訛説を訂正された。

以上の意見は、何れにしてもなほ研究の半ばに止まり、未だ定論とするの域に達しないが、その中では舊跡志にいふが如く、又柳田氏の説の如く、土地丈量の神とするのが比較的眞に近いやうに思はれる。さりながら是亦本來の屬性かどうかは頗る疑はしいのである。即ち御左口神を始め、奥州の「オシラ神」又は「オクナイ様」、其の他關東地方で「シヤクジン」若しくは「シヤモジ神」と呼ばれる、神には、等しく檢地の際の間竿の端を祀つたといふ傳説を伴つてゐるが、思ふに之は中古土地丈量の事が起つてから派生した考方で、最初からさうであつたとは認め難い。従つて更に別種の方面からの工夫が廻らさるべきでなからうか。此點につき栗岩氏は

諺訪の部落に就いて見ると、産土神や雜社の外に又小なる祠宇が所々に見出される。これは

何の神を祀つてあるのだと云ふと、それは「おようじん様」と答へる。段々聞いて見ると、重に同姓中でも血統續きと云ふ位の意味で、少きは一二戸、三四戸、多きも七八戸を出でない水入らずの同姓者の氏神である。随つて必ず最舊家に祀られてゐる。彼等古老の傳説的解釋によると所謂「おようじん様」は氏神で、産土神は土地の神だと云つてゐる。然らば其「おようじん」なるものは何を祭つてゐるかと云ふに、驚くなかれ、概ね石棒を以て御神體とせざるはないと言ふではないか。而して、其所謂「おようじん」は御祝神の轉化だと聞いて、其原始的なるに恐縮せざるを得なかつた。然らば産土神はと云ふと、是は又御社宮司と云ふ神社が多い。即ち石神の轉化音の中の一つを以て社名として居る神社である。改めて云ふ迄もなく、所謂「みしやく」の宛字も甚だ少しとせない。（諺訪研究）

といひ、土地に即した原始神の一種とされてゐるのは、頗る注意に値する。今上記諸説を綜合して試みに管見を述べんか、吾人は、此の地方一圓に擴がつた土俗信仰として、湛の思想との間に不可離の關係の潛むことに注目するもので、委しくいへば、もと／＼湛によつて崇拜された精靈が御左口神の發生的起源をなし、湛に祀る神即ち此神の原由に一致すると解したい。それは人間生活と直接の繋がりを保つて、之を祀る者のために守護神としての性能を發揮し、日々夜々にかけて、彼等の生活を保證する惠の本主であると同時に、祟の根源とも信せられたのであらう。而して精靈の崇拜が進んで漸く固定的形式を執るに至つたと、もに、生活の最大要件たる土地に對する關係が重きをなすに至つて、此神の性格も餘程限定的になり、土地に即した靈格の一種と

して多分の土の香を漂はすことゝなつたが、それでもなほ個々別々の存在をなすに止まつて、國魂神の如き統一的靈格を完成するに及ばなかつたのである。發達の第二次的階梯として、石棒崇拜の風と習合した期間は、即ち此に開始されたのであらう。而して此の土地神の屬性は、一步を進めて開發神ともなれば、丈量の神ともせらるゝに至つたが、土地に即した根本觀念に至つては、終始一貫して渝りなかつたのである。

次に御左口神が如何なる人々により信仰されたかといふに、畫詞時代となつては、諏訪神社を中心とする内縣外縣小縣等の地方をその區域とするに至つたが、古くからさうであつたかどうか。栗岩氏は前掲の如く神長本にのみ委しい記事のあるところから、此神の信仰を以て、神氏に固有でなく、神長官家即ち守矢系統の氏族の間に保持せられ來つたものと見てゐられるが、之は少しく窮屈な解釋であるまいか。石神問答にもある如く、諏訪地方丈でなく、關東から東北方面にかけて所謂サクジ神の分布状態から推測するならば、必ずしも守矢系に限らないで、今少しくその範圍を擴大し、神族以外の所謂先住民の間に對象を求めた方がより適切ではあるまいか。然らば先住民とは如何なる種類のもを指すのであるか。遠く石器時代の往昔は別としても、後にいふ神氏の族の到來に先立ち、此の地方に所謂國神の部族の割據してゐたことは想像に難くないが、その中で、後々までも名を留めた一は、モリヤノ神で、古來の傳説によると、諏訪明神の入國に際し、天龍河口で之を防いだが、力及ばずして遂に明神に歸屬したといはれてゐる。即ち古くは畫詞(祭四)に

抑コノ藤嶋ノ明神ト申ハ、尊神垂迹ノ昔、洩矢ノ惡賊神居ヲサマタケントセシ時、洩矢ハ鐵輪ヲ持シテアラソヒ、明神ハ藤ノ枝ヲトリテ是ヲ伏シ給フ、ツイニ邪輪ヲ降シテ正法ヲ興ス、……と記し、又垂迹譚と習合しては原氏本上社物忌令に
去ハ和光之古ヲタツヌル波提國ノ主トシテ文月末比、鹿野苑御狩ノ時奉襲守屋逆臣カ其難ヲノカレ廣大慈悲御座得名給、……

とある。固より傳會や潤飾の分子を尠しとしないが、その骨子丈は、固有の傳承であるらしく思はれる。此の傳承は世を経るに従ひ次第に具體化せられて、遂に守矢氏の系圖にいふ所傳を産み、又一方では名稱の一致から洩矢を以て守屋連に擬し、上社を以てその所領となす説をも生ずるに至つたが、その原型に溯る時は、諏訪神に反抗者として洩矢の存在及び之が征服者として藤島明神の活動を教へ、かの神武天皇が大和國を平定の際、饒速日命が長髓彦を誅して王師に歸順された故事に類似の傾向を見せてゐる。蓋し新來の優越族に對し、固有勢力が兩派に分れて互に相闘争した結果が一方の不成功に終つたことをいふものであらう。而してその事の起つたのが天龍の河口といはれて、今に流を挾んで右岸の川岸村三澤に藤島社、左岸の同村橋原に洩矢社が相對立して鎮坐する如きは、頗る意味ありげに思はせる。

さて藤島洩矢兩神の中で、藤島は恐らくは後に上社の末社として、社頭に近く祭祀されたに止まつたに反し、反對側の首領ともいふべき洩矢神は、永く口碑に生きた丈でなく、神氏たる大祝に次ぐ地位の守矢氏をして、その子孫と稱し、後々までも始祖と仰がしめたのは、頗る吾人の注意を

そゝる。丁度奥州に於て、蝦夷の會長たる安倍氏が長髓彦の兄弟の子孫と稱したやうに。今守矢氏の系圖を見るに、後世出自を物部氏の系にかけ、守屋大連の後裔と稱し乍らも、なほ洩矢神を始祖とする傳統的信念を放つことなく、社家方の殆ど全部を包む諏訪の神系以外に立つて存立を全くし來つたのは、頗る珍とするに足るので、此點からしても、その間にある程度の妥當性を認めるのは、決して不都合であるまい。かくて後世の傳ながら、洩矢神の服屬の結果は、多くの場合に共通する如く、領土の避讓、祭祀の奉仕の二つとなつて表れたといひ、此でも神族の優勝した結果、先住民から土地の領有權を奪ひ、之に代ふるに幽政の方面を以てした顛末を物語つてゐる。守矢氏が世々神長官として祭祀職中特殊の地位を保持し來つた經過に顧みても、そこには極めて無理ならぬ道筋が一貫するといはねばならぬ。藤島洩矢二神の外に武居會美酒又は武居大友主といはれた國神があつて、諏訪神に奉仕し、武居郷に居たが、その子孫は、下社に於ける武居祝として統を傳へたといふ。武居の地名は、上下社の何れにも存する中で、正確な文獻上の表れからすると、上社の方が古いので、或は此邊に占據した國神の一首領を武居會美酒といつたのであらうか。此に「エビス」といふは、或は原名のまゝでないかも知れないが、それは蝦夷を聯想するに十分な手懸りとせらるゝもので、此點に立脚して、之を後にいふ一社内の蝦夷に關係の傳説や行事に照合した場合いかなる結論に到達すべきかは、自ら明白であらねばならぬ。因みにいふ、永明村下蟹河原天白七五三社由緒修補諏訪氏系圖續篇補記引用によると、矢塚男命なる國神が上社の邊に穴居したが、洩矢神との戰に矢に中つて命を隕したといひ、又上諏訪町新井の先宮社の傳に

よると、此社の祭神は明神よりも前に鎮坐した女神にまし、湖畔に於ける日當りの宜しい景勝を占め給うたので、明神が之を社地に所望せられたが、すぎなく拒絶されたため、社頭の細流に橋を架けることを止められた、それは外部に出るを禁せられた意であるといひ、諏訪神御自身に關する物語と同型のそれを今なほ古老の間に傳承してゐる。此に至つてはその全體が傳説として取扱はるべき領域に入るのである。

此に於てか考古學的方面からは勿論、文獻の上からも、後にいふ諏訪神族の到來に先立つ先住民の蔓衍の狀況を想像せらるゝと同時に、その間に首領としての存在を固めた神達の國神としての地位にも到達し得らるゝが、その他にも文獻に見えないで終つた國つ神々は、蓋し數尠くなかつたであらう。而して是等國神によつて率ゐられた部族は、いふまでもなく一種の地方的信仰を有し、之に伴ふ種々の風習をも附帶してゐたのである。思ふに上掲御左口神の信仰こそ即ち之に該當するので、土地神としての此神の原始性格は、是等先住民の崇拜を蒐めたものとして最も適はしく思はるゝが、かやうに解する時に於て、初めて之が分布状態にも、一縷の光明を見出し得らるゝのである。

次に進んで此神を表象する物代を如何といふに、一社の祭事に見れた上からすると、大體に於て左の區別を立てらるゝ。

一、御符と稱し、印判を押した紙を以て靈格の宿る所となし、之を鉾木の先に着けたもの、而して同時に幾つかの御符に着いて完全なる働きを表し得たのである。

二、御さ、御左口神と稱し、笹葉に靈を招じたもの、及びその他の物體に着けたもの。

三、ある特定の人々に之を着けたもの、必要の期間を過ぎると、之を放つことゝなつてゐる。而して是も同時に數人に着き又離れ得たのである。

此中では二と三とが古く、一は比較的新しい仕來りに屬するのであらう。さて之によつても此神の靈格が同時に幾つかの物體に憑依すると、もに、之より離脱し得られ、又之が形代は、笹人紙等時と場合とに應じて一定の制限に立つに至らなかつたことを窺ふに足るが、之に加ふるに現在に至つてもなほ廉立つた專祀を見るに及ばないと同時に、之を祭祀するは、常住の神殿が儼存するにも拘はらず、古例による一定の期間に止まつて、多くは降神昇神の式を執行ふが如きは、世にその類例を見ないところで、此神の他に異なる性格は即ち此に潛むのである。之を要するに、今日に於ては、未だ確たる結論に導く時期に到達しないといへ、一社の祭事又は俗信仰に反映したところによれば、他の自然崇拜の風と大體の傾向を一にして、神性に固定的内容を帶せしむるに至らず、いはゞ混沌たる境涯より多く出づることがなかつたが、彼等先住民の一般信仰の支配者として、直接且つ不斷に威力を振つたのは、何としても此種の神々にましましたといひたのである。さればこそ、ある時代に於て、諏訪信仰に取入れられてからも、國神の裔と稱する神長官家が専ら奉仕の任に當り、關係の祭祀は年中行事中の一要部を占め、又特に神使の巡廻を見る等、後々までも之が本來の重要性を失はないで、時に神祟を下さるゝとも信せられ、今なほ民間信仰の内面的對象として、不斷の潛勢力を保持しつゝ、あるのである。なほ後編第四章に補説す

ることゝする。

次に序を以て言及したのは、手長・足長神である。之に關しては、畫詞(祭七)に載する明神の奇瑞譚に、空中に於ける明神の仰せとして、長手アリヤ、目キタナキモノ取テ捨ヨ」と宣はせられたと見え、又現に手長・足長の名に負ふ神社も湖邊に鎮坐するが、神社の由來に就いては、別に之を考へることゝし、此では直接の必要を感ずる傳承だけを問題として進みたいと思ふ。此の二神に關しては

手長は足極めて短く手のみ長く、足長は足極めて長く手短く、二神は常に湖中の魚介を捕獲するに、足長は手長を負ひて湖中を涉獵し、手長は水中を探りて獵せりと。(高島小學校報告)

といひ、或は又

上諏訪町の手長神社の祭神は諏訪明神の家來で、手長・足長と呼ばれてゐる大男(デイラポッチとも呼ばれてゐる)で、此神領地に數箇所水溜のあるのは手長・足長の足跡の凹地に水が溜つたのだと言はれてゐる。(日本傳説叢書信濃の卷)

ともいはれ、所謂巨人傳説の一として、之が類話は全國に散布し、巨人の名稱は、此外或は「大蛇法師」或は「道場法師」等、地方によつて呼方を異にしてゐる。此にいふ手長・足長も亦その一で、これ亦分布の區域は、本國の外、常陸磐城等可なり廣くに及んでゐる。此の傳承に關しては、早くから學界に於て相當論議を重ねられたので、その大體を述べると、先づ吉田東伍博士は、常陸風土記にいふ大櫛の巨人譚により、貝塚積成人種の考察を遂げた結果として、太古蝦夷以前に居住した石器時

代の住民をいつたものとし、その後坪井正五郎博士は、巨人の踐跡を以て堅穴を意味すると説かれ、次いで鳥居博士は、千島アイヌの研究から、今に残存する石器時代の遺蹟と、もに、アイヌの残したものと論せられたが、最近に至り喜田博士は各地に於ける多くの例證を擧げて之に臨み、その説頗る微に入つてゐる。次にその大綱を掲げると

- 一、手長・足長は巨人傳説に收容せられ、時に貝塚・古墳等に關係して物語られ、又神として神社に祀られてゐる場合も尠くないが、之につき神武紀に面白い解釋を残してゐる。己未年春二月天皇が葛城の土蜘蛛を誅し給うた條に、その人となりや、身短く手足長く侏儒と相類すと敘してゐるのがそれである。こゝに所謂土蜘蛛とは穴居の先住民族を賤んで呼んだ貶稱であつて、虫の蜘蛛に連想して身短く手足長しとの説も起つたのである。
- 二、而して問題の手長・足長は、察するところ、先住民族が一旦この土蜘蛛の名によつて手の長い人、足の長い人と信せられ、再轉して巨人傳説中に取入れられ、貝塚や古墳にも關係して語傳へらるゝやうになり、終にさらぬ所にも俗間信仰の神として祀られたのであるまいか。
- 三、尙ほ饗宴の膳夫を呼んで手長といふが、この名稱も手長・足長に關聯して起つたものと考へたい。即ち古く内膳司の長官は安曇・高橋の兩氏が任せられる例であり、而も共に手長・足長族に縁を持つてゐるのである。殊に安曇氏は海人の長とあつて、海人の中には明かに土蜘蛛の子孫と稱せられたものもあり、然らざるも先住民の後たることは種々の點から認定せられる。かく古の膳夫には手長・足長族の人が尠くなかつたとすれば、この膳夫を呼ぶに手

長の綽名を以てし、終にそれが給仕人の或者に遺つたと解するのも強ち無理のことであるまい。(民族と歴史第一卷四號手長・足長、本文取意)

上に示すが如くである。要するに、之を以て先住民に關する後人の俗説とする見解の許に手長・足長の實體を、天孫種族渡來以前の異なる人種の間位置かうとする點に於ては、以上四氏ともに説の一致するところである。その中でも喜田氏が安曇氏との關係に言及された點は、安曇族の移住を想像し得られる諏訪地方として、特に留意を要する。然るに之が一方に於て、同じく巨人民譚の考察をなした谷川磐雄氏の新説によると

- 一、常陸風土記の巨人磐城の手長明神・信州の手長・足長明神は、何れも巨人民譚となつてゐるが、壹岐や遠江その他各所の手長明神は必ずしも之を伴はない。
- 二、延喜式内壹岐の天手長男神・社天手長比賣神社、又手長比賣神社の例からすると、巨人民譚に入らないで、手長・足長といふ特殊な人物の存在を古人は考へてゐたらしい。
- 三、古く饗宴の給仕人の或者を手長と稱した實例があつて、手長とは、食膳に關する所役の者の中、主人と臺所との間にあつて仲次の役に當る者の稱と考へられる。
- 四、手長神とは物と物との間を取次ぐ仲居の神で、諏訪のそれは人と神とを、又壹岐のそれは朝鮮大陸方面と日本とを繋ぐ中繼ぎの任務を以て奉祀されたのであるまいか。
- 五、此の中繼ぎの意味が轉じて、單に手足の長い謂となり、一方では貝塚説明譚の巨人に傳會さるゝと共に、他の一方では、食膳運搬の役人をいふに至つたものと考へられる。

六、手長・足長は、百合若や道場法師等と共に、巨人民譚の第二義名稱で、初めからの主人公ではなかつたのである。(民族叢話、巨人民譚考、本文取意)

とあつて、手長・足長と巨人との間には、本質上何の關係もないと主張されてゐる。之によると、之が性質は、別の方面から見るを適當とし、原始信仰の問題外に立つことゝなるのである。之が由來按ずるに、手長・足長の起源は必ずしも一でないと同時に、その種類も一樣でないので、之が由來に及ぶ時は、廣く土俗の舊習に互り、或は大陸方面との交渉に觸れる大きい問題ともなるかと思はるゝ。従つて當面の懸案たる諺訪地方のそれに至つても、從前の學說に従ひ、直ちに之を巨人譚に結び、貝塚積成人種に歸するを頗る危険と感ずるので、此點に就いては、谷川氏の意見を以て寧ろ穩當と考へる。仍つて此では關係の範圍に於ける學說を紹介するに止め、深く内容に立入らないでおく。

原始信仰とはいひ難いが、因みを以て此に一言手形石に關する民譚を附記しておく。上社々頭の邊、舊普賢堂の域内、堂址から北三四間のところ、地表よりの高さ二尺六寸、周圍約一丈五寸許りの凹凸の多い自然石が横たはる。此邊に普通の安山岩より成り、上部を扁平にして中央部に深さ二寸位の三角形の水溜りを造り、その側に手形を陰刻してある。手形は長さ五寸五分、幅二寸九分。此石は「弘法様の御手突石」といひ、大師が廻國の際に手を突いた跡であると傳承する外、明神様の御手形石ともいつて

健御名方命が經津主命と武甕槌命に爭競ひ負けて此地に鎮り、他へは出ないといふ誓を立て

られた時、この言葉に相違のない證據だと言はれて、手形を傍の岩に捺し付けられると、丁度積つた深雪の上にも手を押し入れるやうに、健御名方命の限り知れない御力によつて、さしものに堅い巖もめりめりと凹んで、掌の迹が深くあざやかに付いたので、二神もその力に驚かれ、かつは健御名方命の御誓言を信じられて御許しになつた。その時の記念の手形石といふものは、今でもちやんと諺訪に残つてゐるといふことである。(日本傳説叢書、信濃の巻)

かやうな口碑をも残してゐる。蓋し寺内に於ける名物の一として、初めは弘法説に起り、後に土地柄として明神説を取入れたもの。さり乍ら實物によると、手形の部分には故意に造出した痕跡を認めらるゝので、その動機は、名僧智識の跡を神怪にせうとする常套の手段か、若しくは義經や辨慶や時には信玄の如き近世の偉人について譚らるゝそれと同じく、強力の持主たるの表象とするにあつて、或は之に何等かの信仰を伴つてゐたのかも知れないといひたい。

簡單ながら、以上記述する如く、我が諺訪地方の原始信仰は何れにも見られた通り、それゝの事由により、それゝの土地に發生し發達した多元的形式に成り、その中には、發達の途次に停頓して、後々までもよく古代の姿を保存するもの、中間に二次的若しくは三次的展開を経たもの、關係のなかつた別系統の信仰が或種の動機で互に結著いたもの等、三四の種類を包含してゐる。而して是等諸種の相は、此地に諺訪神の鎮坐さるゝと、もに漸く堅固なる中心力を見出し、纏てこの神の屬性の許に統一されようとする端緒が開かれ、久しい間の暗黒界から光明の世界へと開展したのである。然らば此にいふ諺訪神は、如何にしてこの地に鎮坐されたのであらう。

註(1)山靈が女性と考へられたことは、他にも尙ほ數多くの例證を見る。出口米吉氏の原始母神論中山太郎氏の日本巫女史、柳田國男氏の山の人生等にその事が説かれてゐる。

(2)伊那志略(一六)に「山上有祠不知祭何神、土人曰祭守屋大連」といひ、信濃奇談(下)に「頂祠ありて、守屋大明神となん稱し來れり、春秋の祭祀おこたらず、靈驗もあらたなれど云々」とある。尙ほこの山に關する口碑傳説は昭和五年一月の採集にかゝる。

(3)この俚語の典據は明かでないが、諏訪舊跡志を始め修補諏訪氏系圖(續篇)の補記には、古くより唱へたものとして之を載せてゐる。

(4)修補諏訪氏系圖(續篇)の補記にも、守屋山……靈驗顯著ノ神ニシテ農作物豐穰ノ守護神ト云フ、故ニ麓下ノ農民、春播種ノ候ヨリ秋收穫ニ至ル六ヶ月輪番日參ヲ欠カス、豐穰ヲ祈ル爲メ登山ス」とあるが如きも、參考の一端とするに足る。

(5)伴信友の神名帳考證水内郡守田神社條參照。

(6)大日本史神祇志(二五七)參照。但し諏訪舊跡志、修補諏訪氏系圖(正篇)の補記は、國史所載池生神を更級郡願氣神社に當て、飯田武郷は郡内葛井社に擬してゐる。

(7)諏訪講之式、並に今井眞樹氏報告による。

(8)諏訪効驗、畫詞(祭七)年内神事次第舊記。

(9)今井眞樹氏傳説地としての葛井池參照。尙ほ同氏は本社を以て槻井泉神に擬してゐらるゝ。

(10)下諏訪小學校報告による。綿湯々口の清濁については、享保七年七月の下社申傳七不思議中に、湯口清濁、此温泉依當社神誓湧出云、脈不淨穢之者若入湯、則湯口濁」と記され、頗る人口に膾炙してゐる。この湯は去る大正十五年に改造せられ、その際湯口から古錢並に經石を發掘したといふ。

(11)今井眞樹氏報告による。

(12)つちくれ鑑、玉依比賣神社々司長谷川恒次郎氏報告。なほ長谷川氏の報告によるに、本社に於ては今に至るまで、毎年一月七日古例による兒玉石神事を行ひ、殿内より兒玉石の宮を取出して一々費石の數を數へ、御玉讀の儀を奉仕することになつてゐるが、此時以外は關係者と雖も之を拜觀するを得ないといふ。而して生石とは、殿内に格護されてゐる一ヶ年間に包の中で一つ二つ數を増すものをいふが、年によつては三顆に増加し、又自然に減ずる場合もあるといひ、頗る神祕の念を以て之を迎へてゐる。

(13)永明小學校報告による。

(14)山島民譚集(一一六頁)參照。

(15)文龜三年書寫の奥書ある木曾御嶽山座王權現の祝詞の一節に「大明神岩之御座に登り賜、翠簾吹上風乎便下、羽給信衆生之願乎垂賜……」とある。祭神降下の方法に至つては、諏訪と相違するも、岩の御座や翠簾といふが如き點景は同一で、相互の間その用例を共通にするやうに思はれる。本書の書寫に就いては、玉瀧の御嶽神社々司瀧龜松氏の好意による。

(16)現在宮川村西茅野にある龜石は、周り四尺五寸位、安山岩より成り、長石の班品を持つて、見事な六角形の筋理を通じ、一見龜甲形を認めることが出来るが、此石は後に他より運び來つたもので、往古の龜石は先年宮川満水の時流失してしまつたといはれてゐる。併し今でも石造の小祠を置き、之に龜石大明神と刻してある。傍らに舊外記大夫茅野氏の古屋敷がある。

(17)七石に就いては古人の説が一樣でなく何れを正しいとも遽かに決定し難いので、その大體を次に表記し、併せて之が現在の擬當地を記入して行く。

名	説	諏訪上社物忌令	信濃奇勝録	畫入七石の事	信濃國一宮諏訪大明神御由來記	現在ノ擬當地
御座石	正面ノ内	ヤガサキ	矢ヶ崎村内	神前	上社境内ノモノ今見エズ、矢ヶ崎村トスルハ御座石社ノ御座石ヲ指ス	
音石	社内	社中	社内	護摩堂ノ下	上社布橋ヲ渡詰メ突當リテ更ニ曲ル所右側ノ大石	
硯石	——	守ヤ山道	社内	神前上	上社兩寶殿ノ間、四足門ヲ通シテ向フニ見ユル石垣上ノ大石	
蛙石	社内	社中	社内	鐵塔ノ下	上社境内蓮池中	
小袋石	社内	杖突峠下	磯並内	高遠道磯並	高川村高部ノ内、杖突峠ニ登ル途中右方、道ヨリ少シ山ニ入りタル所	
兒(小)玉石	海端	ユノ脇	——	湯ノ脇	上諏訪町湯ノ脇兒玉石神社境内	
龜石	千野川	宮川内	茅野村内	チノ	宮川ガ西茅野ヲ流通り、安國寺ト中可原トノ交ニ來ル邊ニアリントイフ	

(18) 豊田小學校報告による。

(19) 平野小學校報告による。

(20) 尾掛松といはるゝものは目通り二抱もある白檀木で、今は全く枯死してゐるが、この樹に就いては明神に聯關する尾掛傳説が残されてゐる。即ち明神が龍體に化現して出雲に行かれた時、諏訪明神尾はどこに」と尋ねられ、大和高木の尾掛松と答へられたと。又別にかの神渡がこの松の方向に上ると、その年は吉兆であるともいふ。因みにこゝでも御柱年には樹木の四周に御柱をたてることになつてゐる。

(21) 今枯れて亡し。土地の者は之を諏訪明神といつた(四賀小學校報告)といふが、或書には祭神を神木命としてゐる。尙ほこの項に關しては四賀村史蹟踏査要項にも參照を要する。

(22) 七木の所在につき物忌令には就中一二を示すに過ぎないが、七木たゝへといふ事の考以下の書に

よつて之を補記すると左の如くである。

名	説	諏訪上社物忌令	七木たゝへといふ事の考	信濃奇勝録	畫入七木の事	諏訪郡諸村並舊蹟	現在ノ擬當地
櫻	瀬木	栗澤	あハ澤村にありとも又神殿にありとも	栗澤村	神宮寺内櫻のつ	栗澤村	玉川村栗澤、其跡ヲ存ス
榎	瀬木	——	眞志野村	眞志野村	眞志野村内まゆみ	眞志野村まゆみ	湖南村 附説アリ
千草(檜)	瀬木	——	高部村の火燒山	高部村火燒山	高部村内	高部村子安宮ノ	宮川村高部前宮火燒山
柳	瀬木	——	神ノ原村	神ノ原村	栗澤村内ひる瀬	神ノ原村	玉川村神ノ原七社明神境内
松木	瀬木	——	室ノ内	室ノ内村	今不知	室ノ内村	原村室内ノ前宮境内?
柳	瀬木	——	矢ヶ崎村	矢ヶ崎村	上金子村内柳のつ	矢ヶ崎村	永明村矢ヶ崎
松木	瀬木	——	洲羽神殿のほとり	神殿邊	宮田渡村内	宮田渡村	中州村神宮寺今橋

(23) 神長本畫詞に「後、宮を出て前宮にてとちのき巡、馬上途に三反」とある。

(24) 畫詞年内神事次第舊記・永祿八年上宮祭禮並神事再興次第等に散見したものを蒐集した。

(25) 山島民譚集參照。

(26) 袋草紙(三)十訓抄(七)可專思慮事に見えるが、就中後者は全く前者の記事を承けたものと思はれる。尙ほこの和歌は俊頼の歌集散木奇歌集に載せられてゐない。

(27) 淺間神社舊公文富士氏文書・天文二十一年正月二十三日今川義元安堵狀・同社舊春長坊宮崎氏文書

「同年八月十二日今川義元下知狀」

(28) 下諏訪小學校並に玉川小學校報告による。

(29) 甲斐の落葉(爐邊叢書)に「甲府在ニテ風ヲ防ゲマジナイト鎌ヲ長竿ノ先ヘツケ軒へ出シタルヲ諸

町ニ於テ見ル、鎌ハカマイタチヲ防グト信ジ出ス由イヘル者アリ、又風ヲ切ルユヘ風ノ神ヲ恐レサ
セルト信ズ……風防ノマジナイナリト鎌ヲ出ス」とある。

(30) 神道學雜誌第七號「神紋の話」の中に、相模愛甲郡宮瀬村に於けるこの風習を以て、甲信地方からの移
入であるらしいと見える。

(31) 甲斐の落葉の著者の意見の如きそれである。

(32) 考古學雜誌第一一巻一號「中山太郎氏「諏訪神社の雑録」の説がそれである。

(33) 考古學雜誌第一一巻一號「中山太郎氏「諏訪神社の雑録」

(34) 「信州」(大正九年三月・五月)中山太郎氏「蹴裂傳説泉小太郎」考古學雜誌(第一一巻一號)同氏「諏訪神社の
雑録」

(35) 鳥居博士の説は諏訪史第一巻に見える。

(36) 人類學雜誌第二七卷三號「裂製動物形石製品」

(37) 考古學雜誌第一三卷四號「谷川磐雄氏「石器時代宗教思想の一端」

(38) 第五章二節参照。

(39) 高野(神野)鹿に就いては、傳嘉禎四年の諏訪上社物忌令(神長本に「高野之鹿之耳之拆たる事、天竺鹿野
苑より御供之鹿也」とあり、信濃奇勝錄(四)に「高野鹿之耳割、三月四日の祭禮、前社十間廊におゐて修行
あり、神酒七十五樽、猪鹿頭七十五賛に備……其中に年々必耳割の鹿頭あり」と見える。次に鹿食免に
就いては(一)新編會津風土記(三)に「下社側から出した證狀を載せ、(二)上社側では舊神長官守矢氏にそ
れが爲めに出した箸及び證狀の版木を藏してゐる。即ち

(一) 諏訪法性大明神鹿食御許之事

奈盡有情 雖放不生 故宿人身 同證佛果、
神主武居祝

天正十八年丙申月吉日
大寶印 祝神 金刺

(二) **日本一社鹿食箸 諏方神社**

日本一社 **鹿食免** 諏方宮 **神長官**

板木師南隅町一町目小林近江様、右側面に「小奉書八ツ切り」、左側面に「巾一寸五分程長サ五寸程」
とある。

尙ほ猪鹿の名が地名として存する古い徴證としては、延喜式左馬寮所屬御牧中に信濃國猪鹿
牧、降つて徳高神社文明十五年二月三日の文書にも同じ牧名が見え、又郡内に於ける現在の小
字に猪子垣外(川岸村)、猪在毛(米澤村)、猪子久保(川岸村)、鹿垣根(本郷村)、鹿垣(泉野村)、鹿尾根(泉野村)等
の名を残してゐる。

(40) 中山太郎氏「日本巫女史」参照。

(41) 年内神事次第舊記同祭の條。

(42) 郡内各所の報告に徴するに、一月十七日の山神祭(山神の御頭ともいふ)は、北山浦の一部を除いた諏
訪地方の大部分に互る風習で、ために山神講の設けのある所もある。その方法は、場所によつて多



少の相違があるが、何れにしても、柳の弓に茅の矢を持つて、部落の山神に詣で、或は之が奉奠に止めるのもあれば、或は恵方に向つて放つのもあり、或は兩者を並行ふのもあれば、他人の奉つたのと交換して持還り、厄除の料とするのもある。その時の文句は、大體に於て、「お山の神様、サンチゴーン、シ、センマル、〜」といふに一致する。山神は氏子の人達の奉つた弓矢を以て自身に狩獵せらるゝので、當日若しくは當日及び前二日は、一般に山に入り山仕事をすることを憚り、若し押切つて山に入つた場合には、神罰を蒙るといはれてゐる。而して今日では一面職業的に分化して、平常山仕事に往來する者が一身の安全を祈願するを目的とするに至つたと共に、一面遊戯化して小兒の年中行事の一とせらるゝに至つたといへ、之によつて豐穰を祈請すると共に、除魔の思想をも含めた往代の風習を彷彿として窺ふに足るのである。

(43) 諏訪史料(二ノ上)に載する矢ヶ崎の細田氏家傳によると、或ハ大土御祖神ヲ御社宮司神社ト齋キ祀リ營佃地ノ鎮守トナスとある。固より原始思想とはいひ難いが、土地神を以て御社宮司神に擬する點に至つては、一顧の價なしとしないのである。

(44) 諏訪神社舊記(修補諏訪氏系圖續篇補記所引)に、洩矢神、御名方刀美命、逃出雲、到于洲羽海之時、有洩矢神、居海畔拒之、以藤枝鐵輪雖有互相爭事、遂服御名方刀美御稜威、誓曰、奉此地永致命祭政、御名方刀美命歌曰、鹿兒弓乃眞弓乎持且宮滿茂里、矢竹心爾仕倍摩都連、挿彼藤枝、後繁茂且曰藤洲羽森、俱謀氏國作、有一男一女、一女曰多滿留姬、嫁大神生御子出早雄神、守矢神生有靈異幹力、代父、名之曰千鹿頭神云々とある。

(45) 傳寶治三年大祝信重申狀に、右謹檢舊貫、當砌昔者守屋大臣之所領也、大神天降御之刻、大臣者奉祭明神之居住……とある。

(46) 天龍河口の隘路を扼する川岸村三澤のあたりが遠く先史期からの遺蹟に富み、早くその時代から聚落地とせられ來つたことは、諏訪史第一巻に見える如くである。藤島、洩矢兩社の鎮坐地は即ち此所にある。而して藤島社は荒神塚といふ圓墳の上にあつてもと荒神と稱せられ、今でもその位置は川岸に接する。洩矢社は現在では對岸の高地に位するが、古くは山下の河畔にあつて藤島社と相向ひ、その間天龍の流を越えて藤蔓が絡み合つてゐたといふ。今に藤島社と川を挟んで相對するところに残る數頃の菜圃は、即ち洩矢社の舊址であるといふ。

(47) 寛政重修諸家譜(四)に、今の呈譜に古昔安日王長隨彦兄弟攝津國贈駒嶽に住す、神武天皇東征して中國に入たまふに及びて安日放逐せられ北海の濱にある事數代、崇神天皇の御宇安倍將軍河別命夷狄を追伐するのとき、安日の末孫安東將軍にしたがひ、軍功ありしにより將軍をのがれ氏安倍を與ふ、これより安倍と稱すとある。

(48) 明治四年信濃國諏訪方上下社取調書上控に、武居祝 今井氏其先祖ヲ許ニセス、傳ニ云、諏方大神鎮坐ノ初國神有リ、武居大友主トイフ、大神ニ奉仕シ武居ノ郷ニ居ルト云々、武居ノ名稱蓋此ニ出ル乎、天文年中大祝昌春ノ次男善政職ヲ襲キ、其子豐政ヨリ十三代今ノ武居祝麻須美ニ至ルと見える。尙ほ武居の地名は現在上下社ともに附近に之を傳へてゐるが、中でも畫詞(祭七)に上社の所在を示して、東山信州諏訪方郡タケキノ御里といひ、又諏訪郡諸村並舊蹟年代記に元德二年諏訪五郎時重神宮寺の地に城を構へ、武居城と稱したとあつて、管見に入つた正確な文獻からすると、上社側のそれが古いやうに見受けられる。

(49) 昭和五年十月本社に於て採集。なほ諏訪湖研究(下卷)にも見える。

(50) 人類學雜誌(第四卷三五號)貝塚人種と食膳人及互人

(51) 人類學雜誌(第八卷八八號)常陸風土記に所謂大人踐跡とは堅穴の事ならん

(52) 東京日々新聞(大正八年一月四日、六日)千島アイヌの巨人傳説

(53) 民族と歴史(第一卷四號)手長足長

(54) 谷川磐雄氏民俗叢話「巨人民譚考」

(55) 伊藤富雄氏報告。尙ほ顯幽本紀によると、下伊那郡の佐原といふ里(神稻村)にも手形石があつて、土地では鬼の手を着いた跡と稱してゐたのを、著者は諏訪神に關係ある神のそれであらうといつてゐるが、土地柄として諏訪神に結んで説かうとする傾向は、上社に於けるそれと揆を一にするといつて宜しい。尙ほ上社の手形石の窪みに留まつた雨水を踏せば、天氣が荒れると言傳へてゐるが、恐らくはかやうな俗信仰がその出發點であつたのかも知れない。

第三章 諏訪神社の鎮坐

第一節 古典に於ける建御名方神上

凡そ何時の世如何なる所にあつても、神社の存在する以上、主體たるべき祭神を始め、鎮坐の年代や事由を究めるのは、いふまでもなく必要な業で、一社に關する史的研究所の序幕は正に此から切落されねばならぬ。併しそれに就き、單に之を神話や傳説に託し、以外に正鵠な史料を持たない社に於ては、……それは多くの古社に通有の傾向にかゝるといへ……之に對していつになつても決定的斷案を下し得ない場合が多いのである。

此に問題とせうとする諏訪神社の如きは、正に之に屬する事例の一で、その由來を物語る正確な資料は何れにもあるべき道理なく、又之に關する傳説にしても、記録に留められたのは遙かの後代に降る。従つて鎮坐の前提となる原始期に於ける地方の信仰状態を始め、祭神奉祀の顛末等、一社の起源に關する根本條件に就いては所謂古傳説を中心とし、之に後世の史實や一社の實狀等を參酌して推測を試みるより外に方法がないのである。併し傳説や神話の類は、その性質から見て、すべてを過去の世の事實の反映となし難いのは勿論で、そこには現實の世界と全くかけ隔つた理想の境涯を描出するものもあれば、ある種の史實に出發したとしても、傳承の過程に於

て、大小の變化を生じ、その形體を整へる時分となると、多くの潤飾的分子を含むに至つたのもあるのである。殊に紀記や風土記等の古典に載せられたそれに至つては、之が文字に描出さるゝまでに、或は意識的に、或は無意識的に試みられた改竄の痕も、亦尠しとしない。この意味に於て、我國最古の神社の一たる本社にあつては、假令奈良朝以前の古傳が完全に残つてゐるとしても、それから實際の史實を採集せうとするには、一應も二應も内容に就き綿密な批判検討を加へる必要が存するので、かくしてこそ始めて誤のない由緒の真相をも捕捉せらるゝのである。この所信に基づいて以下關係の傳承が何を物語るかを考察して見よう。

今管見に入つた數多くの神話傳説の類を分類すると、發生の年代を始め、その形式内容等の一様でないのを發見するが、此では直接の必要を感せられる第一次のそれに就いて議論を進め、第二次の以下のものに關しては、便宜後編の敘述に譲ることゝしたい。而して前者の間にも自ら二種の系統を區別さるゝ中で、就中大切な價值を有するを古事記の傳とする。仍つて先づ根柢となる神代記國讓の段の本文を擧げると、天照大神が出雲に於ける大國主命を説得のため、建御雷天鳥船二神を差遣せらるゝことゝなつた記事に次ぎ

是以此二神降到出雲國伊那佐之小濱而伊那佐三拔十掬劍、逆刺立于浪穗、跣坐其劍前、問其大國主神言、天照大御神、高木神之命、以問使之、汝之宇志波祁流此五字葦中原國者、我御子之所知國言、依賜、故汝心奈何、爾答白之、僕者不得白、我子八重事代主神、是可白、然爲鳥遊取魚而往、御大之前未還來、故爾遣天鳥船神、徵來八重事代主神、而問賜之時、語其父大神言、恐之、此國者、立奉天神之御子、

即蹈傾其船而、天逆手矣、於青柴垣打成而隱也、訓榮云故爾同其大國主神、今汝子事代主神如此、白訖、亦有可白子乎、於是亦白之、亦我子有建御名方神、除此者無也、如此白之間、其建御名方神千引石(ナシ)擊手末而來言、誰來我國而、忍忍如此物言、然欲爲力競、故我先欲取其御手、故令取其御手者、即取成立米、亦取成劍刃、故爾懼而退居、爾欲取其建御名方神之手、乞歸而取者、如取若葦、搯批而投離者、即逃去、故追往而迫到科野國之洲羽海、將殺時、建御名方神白、恐莫殺我、除此地者不行他處、亦不違我(欠)父大國主神之命、不違八重事代主神之言、此葦原中國者、隨天神子之命獻。

(原文ハ國史大系本ニヨル、傍書ハ眞福寺古寫本トノ異同デアル)

と録してある。更めていふまでもなく、古事記は奈良朝の昔に作られた我國最古の典籍として、我が國民傳説の寶庫ともいふべき貴重の價值を藏する。而して今日までの多くの人々が信奉し主張したやうに、此にいふ建御名方神關係の神話を以て古傳そのまゝの正確な描寫とする時は、溯つて奈良朝以前、恐らくは神代の昔から、かやうに口誦せられ來つて、いはゞそれが祭神の來歴を如實に物語る本來の所傳に相違ないと考へるを至當とするであらう。それは古典に盲目的信仰を捧げてゐた時代の態度として、固より聽さるべきであるが、吾人は別の見地から、之に對して聊か疑義を挾まうとするものである。併し何れにしても、上記古事記の本文から、直接に知り得らるゝ要點は、大國主命即ち大己貴神の御子に建御名方神といふ勇猛な神がましゝ、その方が山陰の出雲から逃れて、遠く科野の洲羽、即ち今日の諏訪の地に至り、此處に永く留まり給うたといふにあるのである。古事記に續いて擧ぐべきは舊事紀の記事で、同書卷三天神本紀に

經津主武甕槌二神降於出雲國五十田狹小汀而問大己貴神曰天神高皇產靈尊勅曰天照太神

詔曰葦原中國者我御子之可知之國詔寄賜故汝將此國奉天神耶以不如何干時大己貴命對曰疑

汝二神非是吾處來者故不須許也二神則拔十握劍倒刺立於地踞其鋒端而問大己貴神曰欲降皇

孫君臨此地故先遣此二神驅除平定汝意如何當避須不時大己貴命對曰當問我子事代主神然後

將報是時其子事代主神遊行在於出雲國三穗之碕以釣魚遊鳥爲樂故以熊野諸手船載使者稻背

脚遣天鳥船神徵來八重事代主神問將報之辭時事代主神謂其父曰今天神有此借問之勅我父宜

當奉避吾亦不可違因於海中造八重葦柴籬踏船樞而天之逆手打而青柴垣打成隱故爾問大己貴

神今汝子事代主神如此白訖亦有可白之子乎對曰必白之且我子有建御名方神除此者無也如此

白間建御名方神千引之石指捧手末而來言誰來我國而忍忍如此言者然欲爲力競故我先欲取其

御手故令取其手者即取成立氷亦取成劍刃故爾懼而退居爾欲取建御名方神手乞歸而取者如取

若葦搯批而投離即逃去因追往而迫到於科野國洲羽海將殺之時建御名方神白恐矣莫殺我我除

此地者不行佗處亦不違我父大國主神之命不違兄八重事代主神之言此葦原中國者隨天神御子

命獻矣(傍線傍註ハ記トノ對象ヲ示シタモノデ傍線ハ記或ハ記ト全ク同文ノ箇所傍註ハ舊事紀ニ缺ケタ箇所デアル)

とある。現に流布する本書の大部分が主として紀記の二書を取合はせて編纂されたもので、そ

の年代は多分平安朝の初期頃に降るであらうとは多くの學者の承認する如くであるが、今試み

に上記の本文を紀記にいふ國讓の條に對比すると、その主要點は上掲傍線によつて示す如く、互

に一致するのに氣付かるゝ。中でも建御名方神の一條に至つては、纔か四五の字句を異にする

のみで、他は悉く記の文と吻合してゐるのである。かやうに一般的見地からしても、又内容の對

比からしても、此神に關する兩書の記載は、決してその起源を二にしないので、舊事紀の作者が、古

事記の記事を所謂盜載したものとすべきは論を俟たないところである。従つて舊事紀の此條

に就いては、別にこれ以上に論評を試みないであらう。

次に前者に對する第二類として擧ぐべきは、舊事紀(卷四)地神本紀の傳で、單に建御名方神の出

自を示す簡單な記文に過ぎないが、紀にも記にも採載されてゐない異聞として頗る注目に價す

る。即ちその末段素戔嗚尊に起る出雲系の神々の系統を序づる條下に、大己貴神及び御子神と

して、味鋸高彥根神下照姬命都味齒八重事代主神高照光姬大神命御井神等の五神を列擧し、その

出自を詳かにした最後に

次要高志沼河姫生一男、

兒建御名方神(坐信農國諏方郡諏方神社)

とある。此に於て建御名方神の母神も分明にされ、且つ記に未だ及んでゐなかつた一社との連

絡もはつきりとして來たのである。但し此傳に關し、早く本居宣長は古事記傳(二四)に「例のおぼ

つかなし」との一言を以て全然之を排除してゐる。如何にも宣長がいつたやうに疑つてか、れ

ば、それ丈の餘地がないでもない。即ち記に大己貴神を建御名方神の御父神といひ、又別に八千

矛神の名を以て高志の沼河比賣を婚はれた傳をも録してゐるから、舊事紀の編者がそれ等の語

傳へを參酌綜合して後に作爲したものかも知れないといへば、いへないこともなからう。さり

乍ら吾人は諸種の事情を綜合して、矢張之を古傳の一と見ようとするので、その理由に至つては之が母胎たる沼河比賣傳説と、もに併せて次節に説明を試みたいと思ふ。

古事記舊事紀の後を承けるのは、遙かに年代を降つた神皇正統記で、同書神代の段の一節に更_レ又下サルヘキ神ヲエラハレシ時、經津主ノ命（機取ノ神）武甕槌神（鹿島神）勅ヲ承テ下マシケリ出雲國ニ至リハカセル劍ヲヌキテ地ニツキタテ、其上居テ、大汝ノ神ニ太神ノ勅ヲ告ケ知シム其子命（都波）彼八重事代主ノ神（鴨今葛木ノトモニシタカヒヌト申）又次ノ子健御名方刀美神（今ノ諫方）ノ神ニマヌシタカハスシテニケ給シヲ、スワノ湖マテ攻ラレシカハ隨ヒヌ、（白山本ニヨル）

とあり、次いで上社の祠官諫訪圓忠の發願に成る大明神畫詞（緣起上）は、その冒頭に

夫レ日本信州ニ一ノ靈祠アリ、諫方大明神是ナリ、神降ノ由來其義遠矣、竊ニ國史ノ所説ヲ見ルニ、舊事本記云、天照大神ミコトノリシテ、經津主ノ（總州）武甕槌ノ（常州）神ニ柱ノ神ヲ出雲國ニ降シ奉テ、大己貴ノ（雲州）命問テ、玉ハク、葦原ノ中津國ハ我御子ノ知ラスヘキ國也、汝チ正サニ此國ヲモテ奉テ、天照大神哉、大己貴命申ク、吾子事代主ノ（攝州）長田ノ社（間）若神返事申ント申、事代主神申ク、我カ父宜ク正サニ去リ奉ルヘシ、我タカウヘカラスト申、又申ヘキ我子アリヤ、又我子建御名（方）諫方社神千引ノ石ヲ手末ニ捧來テ申サク、是我國ニ來テ忍ニカク云ハ、シカウシテ力ラクラヘセント思フ、先ツ其ノ御手ヲ取テ、即氷ヲ成立、又劍ヲ取來、科野ノ國洲羽ノ海ニ至時、建御名方ノ神申サク、我此國ヲ除ヒテハ他處ニ不行云々、是則垂跡ノ本緣也、といふ外、本文の中に

又用明天皇御宇聖德太子蘇我馬子大臣ニ仰セテ、今ノ先代舊事本記十卷ヲ撰セラル、第三ノ卷ニハ專ラ當社明神ノ本緣分明也、

とも述べて、その典據を明かにしてゐるが、今之を洞院公賢の園太曆延文元年八月三日の條に參照すると、「圓忠注送篇目」と題して

諫方社事

素盞鳴尊御子大己貴尊第二御子建御名方神到科野國洲羽海、不行他處云々、取要、（見先代舊事本記第三卷）と見える。即ち公賢に緣起畫卷の再興を依頼したにつき圓忠から送つた注進の一節に係るのである。而して是等三者は、何れも南北朝時代の記文に屬する中で、後の二者は出所が明記された通りであるが、前の正統記も他の箇條からすると、多分同様であつたかと察せらるゝ。即ち記事の内容には加ふるところもないが、中世以降舊事紀が専ら世にもてはやされたにより、一社は勿論學者の間にあつても、専ら本書に依據しつゝ、あつた結果に外ならないのである。

序ながら、近く大正十三年八月古典保存會から出版された名古屋真福寺所藏にかゝる古寫本に、古事記上卷抄と題する一卷がある。同書の卷尾に附する橋本文學士の解説によると

真福寺本古事記上卷抄は、初に古事記上卷抄と題して古事記中、建御雷神、神勅を奉じて出雲に降り、建御名方神の命を奉せざるを追うて諫訪に到り、遂に大國主神をして、國を譲り奉らしむるの一節を抄出し、次に諫訪社事と題して同じ事實を記せる舊事本紀の文を抄出せるものにして、蓋諫訪神社の祭神建御名方神の事蹟を集録せるものなり。されば之を古事記

上卷抄と名づくるは穩當ならざるが如しと雖、この書の表題本文と同筆ならんにも、又本文最初の紙端裏面の外題本文と同筆にも共に古事記上卷抄とあれば、その名因襲久しきを見るべし。編者及筆者共に詳ならず。書寫年代亦明に知る事能はざれども、書風用紙等より觀れば、恐らくは鎌倉末期なるべく、遅くも南北朝を下らざるものなり。

とある。いかにも學士の指摘された如く、古事記と舊事紀とから抄録した建御名方神に関する記載といふを適當とするので、その内容からは、別段に新しい何物をも發見し得ない。さり乍ら之に就いて思出さるゝは、尾張の學者天野信景の言に、眞福寺に藏する神道書の一部を以て外宮祠職家からの傳來とする説である。固よりそのまゝには之を信じ難いが、本寺の藏書中、伊勢系統のものゝ存在する事實からして、假に本書もその一部として神都方面から傳來したものとするれば、後にいふ如く、伊勢津彦命渡來説の發源地として、外宮の末社に諏訪神を併祀した所として、一應の注意を拂ふべき神都のあたりに、一片の拔書に過ぎないといへ、本社に關する根本的記文を留めたのは、何としても輕々に看過し難く思はるゝので、それから延いて色々な聯想が浮出されて來る。固よりそれはどこまでも假定の許に立つ臆測たるに過ぎないが、その結論が何れに落着くとしても、古事記系統のこの神話が少くもこの當時恐らくは佛教系神道學者の間に留意せられてゐた左券とするには十分であらう。而して本書が原形のまゝで約七百年の久しきを耐へ、今日に保存せられてゐる事實と照合して、一層吾人の興趣をそゝるものがあるのである。

尙ほ此に附記すべきは常陸瓜連の常福寺に藏せらるゝ日本書紀私鈔の記載である。本書は第三卷の奥書に、于時應永十五^{戊子}年十月朔日了譽三卷私抄并具名記記之とあつて、當時の寫本を今に保存してゐるが、卷二星神香々背男を註する條に

香々背男者亦天甕星神^{カカキヲモト}□片倉邊尊亦天御渡神亦健御名方神^{カカキノカタ}云此神事代主神弟不順^{カカキノカタ}勅此由二^{カカキノカタ}神上天^{カカキノカタ}申給倭文神^{カカキノカタ}シツリカミ建葉槌命^{カカキノカタ}タチハツチノ命二人神^{カカキノカタ}副下仍出雲國^{カカキノカタ}遂追終至信濃國^{カカキノカタ}隨是即諫防大明神也。

とある。此に香々背男と建御名方神とを同一視したのは頗る異様に感せらるゝが、相互に不順神としての性格が共通する上に、等しく經武二神の追討を受けた傳のあるところから、不知不識の間に混淆してしまつたのであらう。即ち天津甕星亦名天香々背男は、書紀に天の惡神とし、一書の傳に倭文神建葉槌命の征討を受けた最後の神とするが、天神本紀によると、その時期を出雲の平定より以前に係け、その當事者を經武二神としてゐる。かやうな甲乙取違は、古抄類に免れないところで、現に本書の如きも事代主神が大神社に鎮まり、しかも葛城明神即ち一言主神にましますといつて、頗る丁寧な誤方をしてゐる。それはとにかくとし、是も亦その根據は舊事紀にあるかの如くに思はれる。此外些事ながら、應永卅三年に書寫された古事記上卷の如き、本文の文字を訂すために、舊事紀を用ゐてゐるやうな例もある。かやうにして江戸時代以前に於ては、久しく古事記の顧みられなかつた一般的傾向の支配を受け、主として舊事紀によつて神代に於ける祭神の昔譚が傳承せられ來つたのである。次いで江戸時代に入ると、紀記及び舊事紀の記

事を援引して説明の資に供し、若しくは之によつて意見を立てる者が、次第に加はつたが、就中必要ある限りは、その條下にいふことゝする。之を要するに、一社の由来を究める上に於て先づ考ふべき建御名方神に關する古傳としては、いふまでもなく古事記の文が全般に互る根本的典據として絶對價値を藏すると同時に、補助的位置に立つ部分的のそれとして地神本紀の記事の存することゝ、之が江戸時代に至るまでの傳承の經過とを述べて、此の一節を終りたいと思ふ。

註(1)本文は正統記の古本として權威ある加賀の白山比咩神社の藏本により、撮影に關しては、宮司高原

美忠氏を煩はした。なほ舊神長官家にも本書の斷簡二十四葉を藏する。神代の段の一部に過ぎないが、斐紙兩面認め、所々に朱書で傍訓を施し、又書入をしてある。筆蹟からすると、室町の中期を降らない頃の古寫と思はるゝので、就中關係の部分を抄出して參考に供する。

(2)本書に神書として日本紀、舊事記、古語拾遺の三書を擧げて、古事記を採らず、又本文中所々に此の三書を引き乍ら、記に及んでゐない事實によつても明かである。

(3)鹽尻百卷本ノ三〇に「我府下大須眞福寺の藏に伊勢外宮禰宜家の祕本一篋あり、是は從三位家行神主の子能信眞福寺住持の時、父の元より借けるに、神主逝して後、其の儘寺物となりて返さざりしといふ傳へたり」とある。又喜早清在の圍爐間談には、山田に近い多氣郡明星村安養寺の住僧が山田の人と交り、兼々神書の類を寫置いたのを、後に大須に還住の際に將來したといふ説を載せてゐる。

(4)後編第一章二節參照。

第二節 古典に於ける建御名方神 下

神代の昔、出雲國に行はれたといふ國讓の物語は、紀にも記にも録せられた最も著名な傳承に屬し、いふまでもなく國史の研究上重要な關係を持つ。即ち古來の學者の多くは、之を以てある過去の代天孫、出雲兩系の間につた國土避讓の事實の反映と見てゐるのである。固より吾人も是に異議を挾まうとするものでない。然らば記にその一節として収録する既出建御名方神の説話は、之を如何に解釋すべきであらう。就中此神が出雲からはるゝと、科野國洲羽の湖畔に逃れ、そこで歸順の意を表せられたとあるは、一體何を意味するのであらう。

今試みに紀記の記述を對比すると、大體の構圖並に歸趣は同一ながら、記はその内容前・中・後の三段に分れ、八重事代主神との往復を前段、建御名方神の活動を中段、前二段の出來事の後を承けて大國主神の執られた措置を後段とする。之に對して紀は中段の敘述を缺き、前段即ち事代主神の一片の決意により直ちに大己貴神の所決となつたことゝし、次いで……我怙之子既避去矣、故吾亦當避……との結末に導いてゐる。此に我が怙めし子とあるは、勿論事代主神を指されたのである。尙ほ紀は一書の傳として、二篇の異説を擧げてゐる。その中の第一は本文と趣旨を同じくして事代主神との問答を擧げ、第二は之を缺く等、内容を一にしないが、それ等の點は姑く之を擱き、建御名方神に關しては、その何れにも何ともいつてゐない。管にそれ許りか、紀の全卷

を通じて神名をさへ録してゐないのである。記と殆ど時を同じくして編纂され、而も國讓神話を立派に載せてゐる紀に……それは一の神話に關しても忠實に異聞の蒐集に努めてゐる……此の重大な出來事を全く顧慮しないのは、記にこの神を神話中の立役者たらしめてゐる事實と對照して如何にも奇異の感を深からしめる。獨り紀のみでなく古語拾遺も之に同様である。翻つて風土記や國造神賀詞等出雲側の記録類に於ても、國讓のと他の御子神のとは、如何なる此神に就いては同様神名をさへ載せてゐない。然らば古事記にのみ跡を留めたのは、如何なる事由に基づくのであらう。それは次に起つて來る疑問であり、同時に問題であらねばならぬ。此點に關し從來の學者の多くは、殆ど意を留めなかつた。尤も中には本居宣長の如く、記傳（二四）に

書紀に此、建御名方神の故事をば略き棄て記されざるはいかにぞや、

との疑問を挟む者がないでもなかつたが、それとてもたゞ不審を立てたに止まり、進んで之を解決せうとする積極的態度には出なかつたのである。然るに最近に至り、津田左右吉博士の「神代史の研究」を始め、松村武雄博士の「民俗學論考」、太田亮氏の「諏訪神社誌」、栗岩英次氏の「諏訪研究」等、新進學者の注目を集め、是等の人々により、大體次のやうな説明が與へらるゝに至つた。先づ津田博士は

さて古事記にのみ見えるタケミナカタの神は、オホナムチの神の子孫の名の多く列擧してある此の書のイヅモ系統の神の系譜には出てゐないのであるから、これはよほど後世の人の附加したものでらしい。物語としては、平和なコトシロムシの神の對照として、又たタケミカツチの神の對手として、武勇な此の神のあるのが、興味を深くする所以である。シナヌのスハにそれを結びつけたのは、此の地に古くから附近の住民の呪術もしくは祭祀を行ふ場所があつて、それが有名であつた、めであらう。といひ、之を後世の附加と斷せられてゐるが、松村博士は論考に收むる「敗れたる司靈者の運命」に於て

しかしこの一段は、國土讓渡の交渉譚に添加せられた一挿話であつて、本原的なものではないであらう。……思ふに古い文化期に於て、諏訪地方は、皇祖側に對抗する一勢力をなし、そして建御名方神は、諏訪族の祖神として、その勢力の一代表者とされてゐたであらう。そして同神が建御雷神に追ひ詰められて、永く諏訪に留ると誓つたといふ一段は、この文化現象を逆用的に國讓神話に持ち込んだものであらう。

と論じ、政治的意味を加味した方面から之を見てゐる。太田氏は、特に「父神讓國の際に於ける命の態度」といふ一項を設けて

古事記の傳説によれば、御父神大國主命の天孫に此國を奉らるゝに際し、御兄事代主命は直にその擧に賛せられしも、命は痛く之に反對して武甕槌、經津主の神と戦ひ給へりと云へど、日本書紀全然これを削除したるに従ふべきを可とす。

と論じ、進んで

思ふにこは何等根據なき虚構の神話ならんと思はる。即ち事代主命の従順なるに對して、頑強に反對する一神を要するは、説話を興味あらしむる上に極めて必要の事なれば、我國神話の大いに發達するに及びて、自ら附け加へられたる一挿話に過ぎざるべし。命がかゝる犠牲的人物として神話上に表はれ給へる事は、一に武勇に秀で給へるによれど、一面より云へば恐惶の外なき次第と云ふべし。宜なる哉、書紀は全然之を採らざりし事を。

又思ふ、こは中臣氏が自家の奉ずる鹿島神の威を高めんとて作爲したるものにあらざるか。共に後世武神として崇敬を受け、同じく東國に御座して一は出雲氏、一は中臣氏之を奉齋せしなれば、その間勢力の争のありし事、恰も中臣對忌部、高橋對安曇の如かりしと思はるれば也。又思ふ、此神話は命が如何なる智謀も、武略も我が皇室に對し奉りては、抵抗するを得ざるを教へん爲のものにあらざるかとも思はる。

要するに、此神話は命が武勇に富み給ひしと、本國諷訪に居住せられし事實を語る一資料たるに過ぎざる也。

といはれてゐるが、その態度は、大體に於て津田博士と同様のやうに見受けらるゝ。なほ辻春緒氏の「日本建國神話の研究」にも

思ふに此神建御名方神ヲ指スは大國主命とは關係なく、諷訪地方が古代の或時期に於て皇祖側に對抗する一勢力範圍であつた爲、その勢力の代表的神格として古くからこの地方に祀られてゐた有力な神であつたもので、それを出雲勢力と一緒にして物語つたものらしい。出雲と

信濃との交通状態などを研究してかゝるよりも、斯う考へた方が妥當の様である。

とある。次に栗岩氏は紀記の神話を内容から考察して

天孫は征伐した出雲へは降臨なくして、却て日向に下られたかと思へば、其隨行者の天の宇受賣命の遺蹟は志摩に、手力男命の靈蹤は伊勢の佐那縣に、又出迎へた神猿田彦も伊勢の國津神である。又出雲側にしても、天稚彦が美濃の打死も可笑しければ、出雲から信濃への追撃戦も合點が行かぬ。伊豆の尾羽張の神とは、どうも伊豆の神様らしい。天孫族は舟に長じたから、伊勢・伊豆・安房などが海路で早く開けたのは事實と認むべき根據がある。……倭恚むな風に、見て來ると、古事記の國讓の條や、又天孫降臨の段は、いくつかの事實が混亂しつゝ、一つの傳説となつてゐると見るより外あるまい。大國主命は、假りに出雲で戦歿されたとしても、現に御名方神や天稚彦の戦場は、駿河・伊豆から美濃・伊勢の間にあるのだ。

と述べ、神代に於ける國讓の葛藤は、出雲でなく實は伊勢・尾張・美濃・三河・遠江・駿河・甲斐・信濃・伊豆等の方面にかけて行はれたもので、是等國々に於けるいくつかの事實が混亂しつゝ、一の纏まつた形を仕上げたのが即ち現存の國讓神話に外ならないとして

所謂神代國讓りの條を斯く解剖的に研究して來ると、健御名方神が諷訪に鎮坐しますのが不思議でも何でもなくなる。又出雲風土記や、出雲國造神賀詞に御名方神の無いのが當然で、書紀の編者が抹殺したのも、國讓傳説の混亂に氣付かなかつた故であらう。

と結ばれてゐる。

上掲の諸説とり／＼に聴くべき節に乏しくない中で、之を以て國讓神話の發達中に於ける附加の部分とする點に於て、諸家の見解が一致するのは頗る留意に價する。尤も諸氏の擧げられた事由は割合に簡單で、その間直ちに首肯し難い點なほ飽き足らぬ廉がないでもないが、その結論に就いては、吾人も亦意見を同じくするものである。

さて上記紀以下の古典に通じて看取さるゝ眼目の點は、いふまでもなく大己貴命が天孫に對して國土を避讓されたことに存するので、本神話の史的價値は、確かに此に見出さるべきである。さり乍ら之に附帶する枝葉の箇所に至つては、互に精疎の別があり出入も尠くない許りか、國讓の事それ自體に於てさへ、紀記はその原由を天孫系側の發意にかけ、風土記は之に反して命自身の進んで執られた行爲とするが如き重大なる相違の點を横たへる。仍つて思ふに、史的事實としての對象は一としても、傳説としての出自や之が根柢に潛む思想に至つては、最初から必ずしも同一でなく、加ふるに、久しき間に於ける傳承の過程に於て、地方的環境に應ずる潤飾の分子を加へ、派生的傾向を著しくするに至つたのであらうとは、何人にも直ちに想致さるべきところであらねばならぬ。即ち風土記は出雲で出雲人によつて勘造された爲め、どこまでも出雲を中心し、紀記は大和朝廷の手に成つたから、朝廷本位に仕組まれて、それ／＼その立場を異にすると、もに之が基礎となつた史料にも相違があつたので、中にも風土記がその性質上地方的に即したといふ事由は、この際どうしても考慮を経なければならぬのである。而して同じ朝廷の手に成つた記録にも、紀の三篇と記の一篇と都合四種の傳を收め、早くその當時から傳承が區々に互

り、之が資料の性質の一でなかつた趣を見せてゐるので、察するに、紀記の出來た奈良朝の初め頃となると、大和の地方にも諸種の系統を移入して、多少づゝ内容の異なる數々の説話が行はれてゐたことであらう。従つて紀の編纂に當つては、就中その立場に應はしいと信せられたのを本文に、残りのそれを一書の傳に收め、記も亦その序文にいふ精神に従つて、舊事を討覈し、偽を削り實を定める積りで以て之に臨んだとすべきは、いふを俟たないのである。然らばその中で一方にあつて一方にない事由は如何に解すべきであらう。それは蓋し兩書編纂の根本趣旨……特に神典の部分に於て……に相違があつたからであるまいか。即ち共に天孫系發展の由來と經過とを物語る記録であり乍ら、紀は國史の大局から見て根幹となる一般的事象を主眼とし、部分的若しくは地方的のそれに至つては、政局の中心たる大和地方に重きを置く等、殊更なる用意の程が窺はれる。従つて出雲系の出來事に就いても、此の大方針から導かれて、直接の必要を感ぜらるゝ部分に止まり、間接的若しくは傍系的のそれには餘り觸れてゐない。即ち典據となつた漢史の體裁からも教へられたのであらう、全體を通じて集中的傾向が頗る力強く働いてゐるのである。之に反して記はそれ自體が敘事詩であり、古傳説を蒐録した文學的著作であるので、その内容を構成する説話の如きも、發生的順序を踏んで展開して、系統の本支や分量の多寡といふが如き點には深く拘泥してゐないが、別して出雲神話に對しては、比較的多くを取入れ、殊更そのための敘述かと思はせる場合にさへ遭逢する。例へば紀によると、大己貴神に就いては、素戔嗚尊の事蹟を敘する一節として、出生のことに觸れ、その他は一書の記事に譲つて、それ程重く取扱

つてゐないに拘はらず、記の敘述は、出生に起つて、八上比賣との求婚から手間山本の遭難に移り、それからそれへと進展して、最後に大國主の名に負ふ國土經營の業と御子神の系とを記す條下に結末をつけ、之がために可なりの分量を捧げてゐるが如きは、就中著しい現象の一で、要するに記はいかにも物語らしい體裁の許に、出雲系の代表的英雄たる大己貴神のためにいたく力を注ぎ、所謂一代記の描寫に努力してゐるのである。此點につき和辻哲郎氏が「日本古代文化」に天孫の統治權を明かにするのが神代史の目的であつたとしても、この書（古事記）の作者自身は出雲神話に對して滿腔の同情を注いでゐるのである。

といつて、その原因を同情と冷遇との氣持の相違に歸してゐるゝのも、確かに一面の穿ち得た觀察たるを失はないであらう。而して記の作者をしてかくまでの同情を寄せしめるに至つたのは、何としても出雲系神話そのものゝ本質上の特色で、古往今來渝りなく出雲國と出雲人とは、詩の國傳説の人であつたのである。尙ほ説を立つるならば、日本紀の承平私記に引く先師説に古事記者只立意爲宗、不勞文句之體、仍撰修之間頗有改易、と論じ、又高木敏雄學士の如く

それから安萬侶は唯だ昔から傳はつてゐるまゝを其通り書くばかりではなくて、自分一個の考で其を説明してゐるやうに思はれる。自分の或方針に従つて編纂して、其方針に従つて説明する。其説が本文と合併してゐるので、其が本文であるやら安萬侶自身の説明であるやら、分らないやうなことがある。……要するに古事記は安萬侶が自分一個の考で以て、昔からの

傳説を參照して、其中で取捨選擇を加へて、更に自分の意見を加へて書いたものである。（日本神話傳説の研究）

との意見を有する人もあるから、見方によつては諏訪への逃竄説の如きも、編者たる安萬侶個人のドグマを母胎とするとの臆測をも下し得らるゝ、かも知れないが、吾人は本書の出來た根本精神や時代の思潮に徴し、かれ一人の手で以て、そこまでの荒療治が試み得られたか大いに疑念を抱くものである。かやうにして大己貴神を取巻く出雲神話全體の上から觀ても、紀記の間に頗る區別さるゝものがあるので、之を當面の問題に限定して考ふる時は、記にあつて紀にないこと自身が、それゝの特質の一端を表明するといひ得らるゝであらう。次に進んで傳説そのものの本質上から考察を經て見よう。

立還つて考ふるに、記にいふ建御名方神の神話は、局面が出雲から直ちに科野に飛んで、越といはずその他の地方といはず、途中の中間地帯を持たないので、それ自身獨自の領域に立籠つてゐるかの如くに見える。此點からすれば、此の神話は他の同系の神々からかけ離れて、獨り信濃の奥の特殊境に鎮まり給ふ大神に對し、その事由を説明せうとする所謂解釋的説話とも稱するところが出來よう。而してかやうな場合に於て、かやうな形式の説話を生ずるは、最も自然の傾向に屬するので、察するに、その初めは記の傳承文でなく、種々の形式に於て、物語られてゐたのであるまいか。此點に於ては、出雲本國に於ける大社や大和に於ける大神等代表的大社につき、紀記や神賀詞等の古書に鎮坐の由來が譚らるゝのと渝ることのない許りか、見方によつては、より以上

の必要さをも感せられたといひたいのである。然りとすれば、數ある中の一が何の故を以て國讓神話に聯關してその範疇内に收められ、且つ現に見るやうに、他の多くの神々とは全く反對の傾向を以て表されたのであらう。

近く喜田博士は出雲傳説の傳統に關して、東北文化研究第一卷五八號に於ける「越の國及び越人の研究(中)」に

今其の概要を言はゞ、出雲地方に關して語らるゝと同様の傳説が紀伊の方面に就ても語られて居ること、大和各所の神シナホ奈備にも、此の神(出雲ノ神)の系統の諸神が鎮まりますことなどから考へて、此の系統の國津神は、もと近畿地方から、廣く中國方面に蔓延して居たのであつたが、中央に近い地方から漸次天孫民族に併合せられて、次第に其の民族的獨立を失ひ、比較的後の世までも僻遠の地なる紀伊と出雲地方とに其族を残したが爲に、此双方に於て、別々に此の系統の諸神の傳説が保存せられ、特に出雲の地方に於ては、最後までも其の民族的獨立を維持することを得たが爲に、こゝに最も濃厚に其の説話が語らるゝに至つたものであつたと解するるのである。

といはれてゐるが、之に同様の經過は我が諏訪の場合に就いても當筈め得らるゝであらう。即ち地方に於ける異なる文化の一小中心點として中央のそれに對する地位は、紀伊や出雲に頗る類似してゐたので、中央の威力が段々に擴大されて遐邇に及んだにつけ、之と接觸した末、大なる中心力の許に吸収さるゝに至つたもの、言換ふれば、奈良朝前後の時代となると、曾て特異の光彩

に輝いた出雲や九州北端の文化も、大なる大和朝廷中心の圏内に綜合せられ、之が一部を形づくることゝなつたが、單に諏訪といはず、我が信濃地方の文化に至つても、矢張之に共通の傾向が認めらるゝのである。此に於てか思ふ、大己貴神の國讓説話がもと／＼出雲に於ける古傳であつた如く、建御名方神のその原型は、信濃……中でも廣義の諏訪を中心とする地方……に發生して、前者と等しく出雲人……必ずしも兩者の系統を一とする要はない……の傳承を母胎とするものながら、その初めは相互の間に何の交渉をも持たなかつたのであらう。然るに上記の事由により、地方的文化現象の一として、恐らくは神社そのものゝ信仰に先んじ、信濃から大和へと移入さるゝことゝなると、年譜の經過と、もにいつしか根幹たる出雲傳説、その中でも之が中心たる大己貴神のそれに統一されてしまつたので、その間には多分數次の自然的や人爲的淘汰を経て、徐々に内容上の變化をも生じたことであらう。之を一方より見れば、國讓神話が成長するに従つて、本來の單純性を失ひ、種々の末梢要素を附加したといはるゝ、その末梢要素の一として、役立たされて、違つた方面の發達を遂げたものともいひ得るのである。此點に於ては、後にいふ大和の賀夜奈留美命の如きも類似的の經過を取つたかの如く思はるゝ。而してそこに至つたのは、本支の關係といふが如き簡單なる繋がり、に動機を託する丈では十分でないので、更に他の一面に於て、所在の國々とその住民とを大和朝廷の大いなる傘下に統一せうとした時代の思潮……それは、歴代朝廷に於ける根本方針から流出した……が動因となつて、不知不識の間に強い働きを表し、延いて出雲系神話の上にも不斷の作用を及ぼした結果に外ならないと考へられる。かく

てその末古事記の出來上る頃となると、現に見るやうな脈絡一貫した體系が成立して、之を構成する有力なる一分子とさるゝに至つたのである。この意味に於て國讓神話を興味あらしめんための潤飾とする意見には服し兼ねるので、それよりか寧ろ史實や説話の解釋に當り、善惡正邪兩端の尺度を以てしなければ満足しないといふ我が國人に共通の思想に立脚點を置いて、之が發達の過程を考ふべきであると思ふ。即ちこの神話のいふところに聽くと、國讓の業がなかなか容易でなく、幾多の迂餘曲折を経た間、或は強硬、或は恭順、或は折衷等種々の意見が提起された様子を見せ、その間一方の恭順派に對し、反抗的態度の代表者を必要とする思想上の要求が、根柢に横たはつてゐるかの如くに感せしめる。かくてこそ、不均衡なる二つの力の争闘を語る此の一條をも起したのであらう。その中で前段たる力競べの譚は、いかにも優勝者たる武甕槌神の武勇を頌へて天孫系の威光を輝かさうとする意圖が明白で、勝敗の懸隔餘りに甚だしいあたりは、かの野見宿禰と當麻蹶速との角力に關する物語と同様の仕組になり、従つて之に對するのと同様の氣持を起させる。即ち此の物語が世を経て段々に誇張せられ、遂に蹶速を以て凶暴者の標本としてしまつたのに異ならぬ經過は、此にも之を認めなければならぬので、これも亦原型に近づくに伴ひ、立廻りの形容が次第に影を潛めて穩健な調子に移り、その結果末梢要素としての意味が全く取去られて、本來の面目に立還るといふ最後の階梯に到達するのであらう。後段に至つては、他に類型の乏しい脅迫的意識と限地觀念とを要素とするが、ともに前段の始末を承けて起つた中でも、後者は天然の地形による此神獨特の信仰に起因した風土化の見れとも見る

ことが出来る。而して此の觀念たるや、大和を本位として出雲と反對の側……其所は出雲よりも遅れて王化に潤ひ、歷代朝廷の方針とされた東北經略の業の途次に居る所である……に可なり距離を隔てる鎮坐地の關係と相提携して、大和朝廷に對する反抗又は劣敗者たる性格を築上げるに、最も恰好の條件とせられたといひたいのである。

此に至り建御名方神が國讓の顛末から脱して獨自の存在を全くし給ふ所以を分明にせられたが、之を要するに、此の神話はその初め諏訪地方に起つて他と關係なく、又劣敗者としての性格は、本來の屬性でなかつたと考へたいのである。

此に於て轉じて建御名方神の出生に及び、此神の母神といふ沼河北賣の傳説につき、一應の考究を遂げたいと思ふ。それには之が背景たる越と出雲と兩地方の間に於ける交渉の跡に先づ思を致さなければならぬ。上代史に越^一高志又ハ古志といふは、後に越前、越中、越後の三國となつた本州の中部以東、日本海に面する地方の汎稱で、即ち北陸の全土を包含し、此に占據した先住民を指して越人といつた。尤も嚴格にいふならば、時により目標となつた所が一定しなかつたので、或は此の範圍内の一小部分を、或はその外に展びて羽前、羽後から北海道の邊にも及んだ場合があるといへ、大體の見當は上に示す外に出なかつたのである。

此の地方は、神代の昔から出雲族との間に親密な往來をなしつゝ、あつたといはるゝところで、古事記以下古文獻の記事が之を雄辯に物語る外、今日に残る考古學上の遺物や神社の分布状態、その外言語や土俗や地名等、各種の方面に於て、之が傍證に供せらるゝものが尠くないのである。

蓋し彼等出雲人の東北に發展した徑路として、自然に導出さるべき道程といはねばならないので、今も昔に渝らず、北陸の沿岸を洗ふ日本海の潮流は、不斷に彼等出雲健兒の雄圖を此の方面に向はしめた好同伴であつたのであらう。是等の點に就いては、早くから多くの學者によつて考證を進められ、先には岡部精一學士、近くは喜田博士の精細な研究が發表されてゐるから、此ではたゞ結論の一部を擧ぐるに止めておく。

さて上記の如く久しきに亙つた相互交渉の結果は、いづれの場合にも共通する如く、所在に於ける種々の傳説の發生となつて、甲から乙へと傳播し乍ら段々に成長し發達しつゝ、あつた中で、その大部分は、恐らく口誦の間に姿を消して、暗から暗へと葬去られたのであらうが、一部文字に録せられて今日にまで保存せられたのを、古事記や出雲風土記に所載の物語とする。それ等の中で大切な一はかの沼河比賣に關するもので、その本文は記の神代卷に

此八千矛神將婚高志國之沼河比賣幸行之時到其沼河比賣之家歌曰夜知富許能迦微能美許登波、夜斯麻久爾都麻麻岐迦泥且登富登富斯故志能久邇邇佐加志賣遠阿理登岐加志且久波志賣遠阿理登伎許志且佐用婆比爾阿理多多斯用婆比邇阿理加用婆勢多知賀遠母伊麻陀登加受且淤須比遠母伊麻陀登加泥婆遠登賣能那須夜伊多斗遠於曾夫良比和何多多勢禮婆比許豆良比和何多多勢禮婆阿遠夜麻邇奴延波那伎佐怒都登理岐藝斯波登與牟耐波都登理迦那波那久宇禮多久母那久那留登理加許能登理母宇知夜米許世泥伊斯多布夜阿麻波勢豆加比許登能加多理其登母許遠婆爾其沼河日賣未閉戸自内歌曰夜知富許能迦微能美許等怒延久佐能賣邇志阿

禮婆和何許許呂宇良須能登理叙伊麻許曾婆知杼理爾阿良米能知波那杼理爾阿良牟遠伊能知波那志勢多麻比曾伊斯多布夜阿麻波世豆邇比許登能加多理基登母許遠婆阿遠夜麻邇比賀邇久良婆奴婆多麻能用波伊傳那牟阿佐比能惠美佐邇延岐且多久豆怒能斯路岐多陀牟岐阿和由岐能加夜流牟泥遠曾陀多岐多多岐麻那賀理麻多麻傳多麻傳佐斯麻岐毛毛那賀爾伊波那佐牟遠阿夜爾那古斐岐許志夜知富許能迦微能美許登許登能迦多理基登母許遠婆故其夜者不合而明日夜爲御合也(國史大系本ニヨル)

とある。敘事の内容からすれば、純然たる求婚説話に屬して他に類型の求めらるべき派出的系統に入り、その形式から觀る時は、所謂「カミノカタリゴト」として、立派な歌謠の一種に屬し、口誦を目的とするもの、而してその性質は、橋守部のいつたやうに、雅樂寮の舞曲に附帶した謠物であつても、將た近時高野博士のいはれたやうに、上代末葉の噓笑歌であつたとしても、その何れに従つても、此では深く拘はるの要を見ない。その間から吾人の捕捉せうとするところは、之によつて物語らるゝ傳説が、一部學者によつて指摘されたやうに、前後のそれと關係なく、單獨に發生して、明かに個別的な存在を區別せらるゝ點にある。進んで本文に於ける地理的觀念に就いて見るに、越國に附した遠々しの冠辭は、距離に關する作者の僞らざる感想の告白とするに足るもので、少くも本書成立の時代となつては、此の文句の示す通り、この地方を以ていたく本國よりかけ隔つた避遠の處とするに至つたのであらう。然らば之が所在は如何。

早く宣長のいつたやうに、越後國頸城郡に和名抄にいふ沼川郷と、式の奴奈川神社との存する

を根據とし、今日の西頸城郡の西部、即ち姫川の下流に沿ふ糸魚川町の邊に擬するのが最も穩當に聞える。此の地方は越の東部を占むる越後に入る關門に當り、出雲人の經略の跡は、なほ之よりも東北方に展びて、信濃川の邊に達してゐた。即ち北陸の道口たる若狹・越前の方面よりは後れるとしても、越後の地方に入つては、最も早く兩國人の接近が圖られた所で、あたりには信濃に源流を發する姫川が河口を開いて、規模こそ小さけれど、左右に海岸にかけた一帶の沃野を作り、その流は一方南して信濃の奥に到るべき自然の通路を形づくつてゐる。而して此の區域に於ける中心人物として古典に表れ給うたのがかの沼河北賣にまし、姫を婚ひ給はん爲めに、山河を越えて遙々と旅立せられたと傳ふるのが出雲系を代表する八千矛神即ち大國主神にましましたといふのである。今之が地方傳承としての發達の經過を論ずる時は、その初め八千矛神と沼河北賣との物語に起り、進んで大國主神のそれに入つて、その形式を整へたものと解せらるゝので、この場合に於て、大國主神の別名としての八千矛神の由來如何が、さし向きの問題となる。さり乍ら此點をいかに解釋するとしても、之を記の所傳の如く同神異稱と思惟したのは、本書の編纂に先立つ遠い／＼昔の物語として、此ではその事由にまで立入るを必要としない程度にあると思ふのである。而して之を、八千矛の神の命や吾大國主の歌句の示す如く、八千矛の名に負ふ大國主神の事蹟の一部にかくるに至らしめた主因としては、既述の如く、出雲と越との往來から延いて相互に代表的人物の交通といふ地方的の大なる背景の潜在するを忘れてはならない。即ちその中に含まるゝ地理的觀念は、北陸の海岸に沿ひ進出した出雲人の發展と方向を一にし

て、之が搖籃期を何れかの地方に於ける出雲人の間に見出すを適當とし、彼等によりいひ繼ぎ語傳へられたところとするを、之によつて自然に演繹さるべき歸趣とせねばならないのである。

次に併せていふべきは、出雲風土記の傳で、同書島根郡美保郷の條に

所造天下大神命、娶高志國坐神意支都久辰爲命、子傳都久辰爲命、子奴奈宜置波比賣命、而令産神御穂須々美命、是神坐矣、故云美保、(本文ハ校定出雲國風土記ニ訓ハ後藤藏四郎氏ノ考證本ニヨル)

とある。此にいふ奴奈宜置波比賣命は、宜をガと訓み、置を衍字とする時は、記の沼河北賣に當ることゝなるので、之を同一神とする説も、古くから行はれてゐるが、直ちにそれとも決し兼ねる。従つて此の前提の許に立つ御穂須々美命と建御名方命との同神説に至つては、更にその根柢の薄弱なるを免れない。さり乍ら天下造らし、大神即ち大己貴神が越國のある女神と婚せられたといふ根幹の點に於ては、さきの沼河北賣の場合と形式を一にして、同一の範疇に攝するを適當とするので、之によると、記の外、出雲の地方に於ても、同型の説話が物語られて、必ずしもその内容の一でなかつたことを教へるが、加之後者は前者にない御子神の出生と之が鎮坐地とに及んで、地方傳承の形式をそのまゝに保留してゐるのである。

かやうにして出雲系第一の英雄神たる大己貴神の越國に於ける求婚を物語る説話としては、地神本紀のそれに併せて、その系統を異にする三様の種類が擧げられたのである。然らば就中地神本紀のそれは如何なる地位に立つて、如何なる價値を藏するのであらう。

今本書に擧ぐる前掲御子神の條に顧みるに、事代主神の御母の如きは、記に神屋楯比賣命とあ

るを宗像の高津姫神とし、又鳥鳴海神の如きは之を載せない等、全く記の所傳に盲従しない様子を見せ、又是等神々を祀る神社の註記に至つては、確かに紀記以外に資料を求めたことを明かにしてゐる。之について思出さるゝのは、太田亮氏の説で、氏は曾て現存地神本紀の由來を論じ、その中で大三輪關係の記事の根據が不明に屬する點に着目して

持統紀五年八月十三日の條に、詔十八日、野大三輪雀部石上藤原石川巨勢陸部春日上毛、上進其祖等纂記とある本文によると、地神本紀の大三輪氏關係の記事の如き、或はこゝに見える纂記……尤も現存せぬが……あたりから引用されたのであつたかも知れない。

と話されたことがある。成程その通りで、地神本紀の本文は大國主神の傳に終り、以下素戔嗚尊に起る神系の次第は素神及び御子大己貴神を本體とする出雲系の神代系圖に、事代主神を祖とする賀茂及び大神君の家系を挿入して順序を立てたもの、その中でも素神より第十一世の孫大鴨積命に至る系は、精粗の別こそあれ、天孫本紀に載する尾治氏や物部氏のそれと性質を等しくするので、之が出所は多分大和に於ける大神族あたりの纂記か、若しくは之に類する記録に存したのであらう。而して建御名方神の屬する大己貴神の御子神に關する條は、第二世大己貴神の條下に收められてゐるため、一見家傳の一部に入るかのやうに見えるといへ、之を仔細に前後の記事に照合すると、それとしては如何にも不釣合で、何としても落着かなく感せしめるので、寧ろ本文から切離して、舊事紀編纂の際に於ける挿入の部分とするを穩當と考へる。而してこの一條は、第一世素神のそれと、ともに紀記は勿論、以外の資料……恐らくは中に地方傳承や神社の記

事を含んでゐたのであらう……を求めて筆を執り、之に幾らか編者の考察をも加へて配列を試みた丈で、さのみ精査を経なかつたのか、消化の十分でない節々を留めてゐる。而して我が建御名方神に關する本文の根據が何れにあつたかは固より明かでないが、之が記載法は他の兄弟の神々、例へば御兄味鋺高彦根神につき

先娶坐宗像奥都島神田心姫命、生一男一女、兒味鋺高彦根神、坐倭國葛上郡高鴨社、云拾篠社、

とあるのと同様に、一定の形式の許に組立てられて、確かにある程度まで整理の手が加はつてゐることを示す。而して此の後出的努力を除去する時は、自ら前後の二段に分たれ、前段は母系を教ふる出生説、後段は鎮坐の神社を示す縁起説となる。中でも後者は、味鋺高彦根、下照姫、事代主、高照光姫等四神に共通し、神社の由緒記あたりから採つたか、若しくは世間に周知の事實として之を收めたので、前者と全く系統を異にする編者一個の註記たる性質に屬する。之に對して前段は、いふまでもなく根幹の部分として他の何れかに資料を求めたもの、而して之が性質より觀る時は、所謂古老相傳の舊聞の一として地方關係の傳承に歸すべきであるまいか。

今之を既出出雲風土記の傳に比較するに、文體こそ一様でなければ、同じく大己貴神の求婚を前提として、妃神と御子神と、御子神の鎮まる場所と三者を併收め、且つ妃神の郷貫を越國とする點に於ても互に共通してゐるので、大體論としては前者が容受さるゝ以上、後者を否定すべき理由を立て難く、相共に存在の意味を認めるのを公平な見解とする。加ふるに偶然かも知れないが、御子神の鎮坐地を以て妃神の郷國から離れた遠隔の地方に置く點に至つても互に一致を見せ

てゐるのである。但し傳説そのもの、本質よりすれば、前者は地名の解釋に出發して祭神の出自を擧げ、後者は單に母系を示すに止まり、もとゞゞ鎮坐のことに及んでゐなかつたので、固よりその立場を異にする。さり乍ら何れにしても眼目たる御穂須々美命と建御名方神と、その地位は類似し、高志の奴奈宜置波比賣と高志の沼河比賣と相互に共通するところを見る。而して前者が出雲に移つた越人によつて傳承され、後に風土記に收めらるゝに至つたものと想像さるゝとせば、後者はいつの世にか諏訪に入つた出雲系の人々によつて傳へられ、舊事紀の時代となつては、神社の信仰と、もに、廣く世に知られた事實であつたらうとの結論に導かるゝ。かくして建御名方神は諏訪地方……今日の下伊那方面をも含めて……に於ける出雲系の人々に崇拜の對象として、地方の代表神にましゝ、母系に於て北の方越國との交渉を有せられたのである。今之に類似の例を求めると、同じく大己貴神の御子といふ賀夜奈流美神を擧げることが出来る。此神は出雲國造神賀詞に、阿遲須伎高孫根命（味鉏高孫根）事代主神二神と共に皇孫命の近き守神としての重き役目を負はせられ、又延喜式神名帳にも大和の高市郡にその社を載せてゐるに拘はらず、紀記は勿論舊事紀にも神名を留めないで、却つて大和に於ける地方神としての色彩を漂はせてゐる。蓋しその初め大和に移つた出雲人、恐らくは大神賀茂等の氏人の間に信奉された神にましゝたのであらう。而して大和と諏訪と遠く本國を隔てた所在を占め給ふ點に於ても、その境遇を等しくせらるゝのである。

註(1)倉野憲司氏古事記の新研究(三九九)

(2)當麻蹶速を以て凶暴者の標本とする論説は、近世諸家の著述に散見するが、中でも、齋藤竹堂の野見宿禰論に「蹶速倨傲暴慢蔑如一世之志見矣、以勇悍之資抱蔑世之志、而徘徊于帝都郊畿之地、無爲則已、有爲則一、且輩輩之蒙塵是必然之勢也、宿禰知之、故殺之於織微之日、戲玩之際、而天下之禍患消滅不存、弭禍於既發不若制於將萌之初」とあるが如きは、之が尤なるものとすべきであらう。

(3)歴史地理(第一七卷四號)岡部精一氏「越(高志)の考、附出雲の高志」東北文化研究第一卷四・五號(喜田博士「越の國及び越人の研究」)

(4)津田博士「文學に現はれたる我が國民思想の研究、貴族文學の研究」早稻田文學(昭和二ノ一二號)・染谷進氏「八千矛神妻覺ぎの歌物語に就いて」中澤見明氏「古事記論」

(5)守部の説は難古事記傳「長歌撰格」上に、高野博士の説は日本歌謠史に見える。大神社は多分出雲系の神を祀つて、前者の附近にあつたのであらう。兩社の所在に就いては、學者の意見が一致しないが、その中では、後者を糸魚川町一之宮天津神社に、前者を同社境内奴奈川神社に當てる説が最も穩當に聞える。但し奴奈川社の祭神に關しては、確かに沼河比賣と定めぬ、宣長の意見が要を得てゐるので、之に確實性を附與するには、社名以外に動かない證左が必要であると思ふ。而して沼川郷の範圍に就いても、確説を見ないので、大體の見當によつて説を立てることゝした。

(7)古事記傳(一)出雲風土記解(上)標註古風土記諏訪舊跡志。沼奈宜置波比賣命に關しては、後藤藏

四郎氏の風土記考證に古事記の神名とは獨立して讀むべきことを述べられてゐる。

(8)栗里先生雜著中に「物部氏纂記及び尾張氏纂記」と題し、天孫本紀を兩氏の纂記に擬する説がある。

第三節 上下社鎮坐の起源 上

前節に於て、建御名方神に關する説話の由來を論じた吾人は、本節及び次節に於て、延いて一社の鎮坐に導いた過程につき考察を遂げたいと思ふ。此の説話は、之を嚴密に論ずる時は、神代史上の人格者として命が科野國洲羽に永住せられたことを物語るに止まり……勿論それが鎮坐の直接原因たるべき大切な事柄であるに相違ないといへ……祭神として鎮まりました點には、少しも觸れて居らぬ。之を傍例に徵すれば、天孫嚮導の任務を終へられた猿田毘古大神に就き「坐阿邪訶」と記すだけで、此神を祀る伊勢の壹志郡阿射加神社名神大のことに及んでゐないのと同じの書振りに屬し、常世思金神や登由宇氣神のやうに奉齋の神社を明記する例とは趣を異にするのである。従つて之から入らうとする問題に就いては、勿論記の本文を基とすべきであるといへ、之を補足する意味に於て、更に新たな工夫を用ゐなければならぬ。此に於て思出さるゝのは、曾て栗岩氏の述べられた言で、即ち上社に先立つ前宮のその又前宮があつたかも知れないといふ一個の假定説は、決して架空の臆測とすることが出来ないもので、要するに、上社前宮の何れにもせよ、今日の諏訪郡の鎮坐地に先だつ足懸りの場所が何れかに存し、郡外の何れかに起源を求めらるべきかどうかは、さし向き考慮を要する大切な問題であらねばならぬ。それには先づ地理的關係に思を致し、一社の背景として不斷の繋がりを持つ天龍の上流上伊那の峽谷に於け

る原史期の文化系統及び之に伴ふ氏族の分布状態に顧みるを順序とする。此のあたりは、奈良朝に於ける諏方國の一部に屬し、その位置本國の中央部より稍南方に偏するが、北は松本から善光寺平、又は安曇峽谷を経て日本海に、南は天龍の流に沿うて太平洋に通じ、西は木曾路を介して濃美の野に、東北は守屋山の山麓によつて諏訪本部に連なる。而して、之を考古學上の研究に糺すと、さきに第一章に述べた通り、古墳の上からいふと、諏訪に通じて下伊那との連絡を缺き、又是等三郡に於ける遺物は、大體のところ、關西式の色彩が濃厚で、吾人祖先の先驅者は、濃尾の野から御坂を横斷して下伊那に入り、此處から上伊那を経由して本郡に來つたのであらうと推測せられてゐる。此の所論に對し、吾人は十分の敬意を以て之を迎へるものである。

中世に於ける中山道の官道筋と略ぼ一致する上記の進路は、自然地理の傾向からしても、誠に無理からぬところと考へらるゝが、尙ほ此外に天龍の下流に沿ふ遠江、又その西に續いて渥美灣を控へる三河等太平洋方面、即ち南方系の存在を肯定すべきであると同時に、日本海に臨む北方系の流入した事實をも否定出来ないのは、夙に學者の注意した通りである。吾人の想像するところでは、是等南北及び東方の各系統を集めて一種の綜合的意味を發揮するのが中間に居る上伊那の峽谷で、此處は地理上の位置からしても、正にかくの如き使命を負ふべく運命づけられた所であつたといひたい。而して此點は考古學上の發見からしても、可なり鮮かに裏書せられるのである。

さてこの方面に於ける氏族的状態は殆ど凡ての傳を失し、他の小縣や安曇に於ける程度の推

斷をも下すに由ないが、恐らくは一般の場合に於けるが如く、各方面からの入來者が漸次一個の有力なる中心力に統一されて漸く大をなすに至り、文化系統に於ても独自の優秀性を發揮するに足りたのであらう。今に残る古墳の構造と埋藏物とは、無言の裡に彼等が北の方安曇の部族と拮抗するに足りた状態を彷彿せしめるが、思ふにその中でも主力となつたのは、相當の著族として、廣く往代の諏訪國一圓に勢威を張つた者であつたかも知れない。但し、翻つてその間に於ける神社の分布状態に及ぶと、諏訪に五倍する廣大なる面積を擁し乍ら、式の官社は南北の伊那を通じて幾かに二所の存在を見るに止まり、頗る古社の乏しさを感せしめるが、その中でも今も下伊那郡の一方に阿智の名を冠稱する神社のあるは、眞に空谷に梵音を耳にする思あらしむるので、これこそ本國最古の名族の一たる天表春命の裔、阿智祝部等がもて齋く神として、一時地方に此の氏人の分布した事實を告げる何よりももの證左であらねばならぬ。此社は神坂峠を越えて天龍の流域に向ふ街道に沿ひ、寧ろ美濃路との交渉を想起せしめる位置にあつて、全く上伊那に於ける中心力の圏外に立つてゐる。即ち本社及び氏人たる阿智祝は、下伊那の分野を代表して、ある時代には、諏訪社及び次にいふ諏訪地方の神族とも、互に對立の状态を持してゐたであらうとも想像するのである。此外にあつては、奈良朝にまで降ると、本郡の人として金刺舍人や他田舍人等の名を著はすことゝなるが、阿智祝の族とは、その間に餘程の年代の隔たりを横たへるから、姑く問題外に擱く。

此に於て注意の焦點となるは、世に諏訪の神氏といはるゝ氏族である。神氏とは古來上社に

奉仕した家柄を指すので、是亦古典や正史に全く記文を留めないが、かの畫詞には上社祠官の上首たる大祝を神氏といつてゐる。大祝の外にも神姓を名乗るものが社中に尠くなかつたので、中世郡の内外に繁衍した神氏の一黨三十二家も亦此家から出たといはれてゐる。神とは他にも例のある如く、神に仕ふる祝人の謂で、職業の種別に基づく稱呼たるに外ならないが、かやうに古代の稱を名に負ふのは、やがてその起源が祭政一致期のそのかみにあるを思はしめる一の手懸りとせらるゝと同時に、特に本社に於ては、この祭と政との兩者が本質的不可離の間にあつたことを教ふる所以であらねばならぬ。但し之をミワと訓むべきか、將たカミといふべきかは、的確な徵證を缺き、何れとも解せらるゝが、之を太田亮氏の説に聽くと

建御名方の子孫は、後世神家と云ひ、又諏訪氏と云ふが、上古に於ける氏並に尸は共に詳かでない。しかし諏訪郡に美和郷があり、又神家の神はミワと訓めるから、事代主の後裔と同様美和

又は大神と云ふのが本姓であらうか。(國誌資料叢書信濃)

といひ、大神氏の系即ち出雲族の支流に歸してゐるゝ。なほ是より先、大日本史氏族志にいふ所も之に異ならない。思ふに神又は神人と稱する氏族を以て悉く所謂三輪神族に歸する説の從ふべからざるは、いふまでもないが、就中その多數が出雲系の流を汲んで、或は本支の關係を繋ぎ、或は部曲の民となつて廣く諸國に分布した事實は、蓋し疑を容れないのである。従つて今日の場合として、かく解するのが、一番に穩健な考方であらう。美和郷に就いては、地理志料(三四)に按當讀云彌倭、尾張參河、駿河常陸美濃丹波、因幡周防有美和郷、皆大穴持神裔、神氏所居、大穴持即

於諫方神爲父、埴科郡有大穴郷亦有由矣、信濃地名考美和方廢大回村存、地圖作大和、然其地屬桑原郷、故不取之、愚謂諫訪湖南有小坂町屋、有賀真志野小川、文出福島、金子清水、田邊諸邑、無古郷之可充者、疑其地也。

といひ、同じく之を以て出雲系に屬する地名の一としてゐる。但しその所在に關しては確證を缺き、他にも一二の異説を見る中で、地名辭書にいふ上伊那郡高遠町の南北に當る山中に求める考の如きは、いかにも棄て難く思はるゝ。併し是ともさしたる根據は持たないのである。何れにしても、吾人は之が諫訪郡内に於ける存在に意義を認め、此に出發點を置かうとするものであるが、その位置に就いては、現在の郡内に擬すべき處なく、寧ろ往代の諫訪郡の一部たる上伊那の何れかに求むべきであらうと考へる。かやうにして神の字をミツと訓み、かの和名抄にいふ諫訪郡美和郷を之が背景として考察する時は、神氏の族を以て……細かな系統上の相違は別として……出雲系氏族の一分派と解すべきは、正に當然の結果であらねばならぬ。

思ふに自然地理の傾向や考古學的研究により、上伊那の方面を以て諫訪文化の搖籃地とするの前提に立ち、此の前提の教ふるところを氏族的關係に應用する時は、諫訪に於ける最古の豪族たる神氏の起源は、伊那の野に之を求め、此處にその源流を置くを自然の順序とするので、それに就いては、美和郷の所在が十分な根據とならないとしても、後々まで上伊那の大部分が諫訪郡の一部であつたことや、外縣や外諫訪郡の名の許に一社に最も深い緣故の地とされたこと等、數へ來れば傍證たるべき事實の乏しさを感ぜないのである。今神氏の族が上伊那の峽谷に居を占

めた古代の狀況を想像するならば、氏の名に負ふ職業に従ふにつけても、地方に中心勢力として世間的に權威を振つたのは勿論、更に一步を進めると、殊更神の姓を名乗る丈でなく、後世までも童男を擇んで神の形代とする祭祀の原始形式を傳へた等、所謂巫魂の思想と行事とを濃厚に留めたものがあるので、此點からすれば、その初め神と人との間を執持つ魂の系統に起り、之を以て職とした部族と見ることも可能である。例へば天鈿女命の裔猿女君を始め、古神道に於ける風習に屢々實例の窺はるゝやうに。かくて我が建御名方神との間には、既に伊那の時代から管ならぬ深縁を繋いで、彼等は實に選ばれたる役目に當りつゝ、あつたのであるまいか。是等の點は固より茫乎たる太古の事蹟にかゝるので、説の當否は見る人の意向に任すの外ないが、管見では、古社に通ずる一般的傾向と趣を一にして、一面地方的に固められた根據に立つと、もに一面信仰的に方向を定めて、環境に應はしい神徳を發揚せられ乍ら、神氏の族の奉戴を享けられつゝ、あつたのが建御名方神にまし、此後久しい間を経て、史上に活躍せらるゝに至つた動機は、即ち此に胚胎したと想像するのである。

かくてその末神氏の族に奉せられて湖南の形勝に宮居をトせらるゝに至つた理由は如何。そこには自らなる二様の傾向が作用する。その一は此の氏族が伊那谷から段々と新たな方面に發展せうとする時期に達したことである。これも確たる根據はないが、此の小天地から展びて他に新しい分野を開かうとした時、此に出るのは地理上からも將た文化系統の上からも自然の道行であらねばならぬ。此の自然の道行に教へられて、神の國たると、もに人の國たる諫

訪路へと移つたのが、やがて上社の鎮坐を導出す前提となつたのであるまいか。他の一は四方の入來者を招致すべき條件を具した諏訪本部の地が、處女帯に近い状態にあつたことである。此に於て西南方に於ける優勢を提げて、未開の野に入込んだのが神族の輩であつたとも考へられ、更に一步を進めると、勢力の中心こそ伊那から諏訪へと移動したが、それは同一の區域に於ける甲乙地點の相違たるに過ぎないので、全局からすると、伊那の故郷が占めた地位は、ある時代まで依然として繼續されたとも見らるゝのである。

是等現實界に即した考察の外、之を信仰の領域から眺めて解釋を下すことも、亦一の方法であらねばならぬ。先に第一章に述べた諏訪の地理的環境が、山姿水容相俟つて、此世ながらの仙寰を現出し、こゝに入る者をして自ら清新の氣に打たれしむるは、現狀によつても直ちに首肯し得らるゝところ、ましてや千載の昔、湖面は今よりも廣くして、水はより清冽に、四方の山々は深緑の影に蓋はれ、湖岸は大樹巨木の林立するに任せた時代に於てをやである。とはいへ、是丈の條件ならば、他にも類例を求めらるゝので、敢て珍とするに足りないかも知れぬ。諏訪の諏訪たる所以は、更に之に加へて、湖面に定期的に神渡現象を生起すること、此に至つては、之を靈境といはうか、神祕境と命けようか、之に適應する語を知らないもので、神の住む國、神の祀らるべき所として、古代人の心理に何よりも深い印象を與へた所以は、即ち此に存する。吾人は神族の入來に關しても、第一原因を此に置きたいと思ふのである。

さて上社本來の所在は、之を現在の場所としても、將た次節にいふ如く前宮の立つ神原の邊と

しても、湖南の一隅たるは餘りに明白に過ぎる事實である。而して此處に入るには、天龍川を溯つて河口より南下すると、伊那より山を越えて北上すると、東西の二途を區別することが出来るが、何れにしても可能性に十分で、恐らくは兩者ともに利用されたかと思はれる中でも、後者に從へば、高遠神宮寺間を通ずる縣道上諏訪高遠線の示す方向を大體に於て基礎としなければならぬ。此の道筋は山を越え、谷に互つてその延長約七里、古來伊那から諏訪を經、小縣に出る往還として重視されたところで、郡境に當る海拔一二四七米の杖突峠を越えると、直ちに上社の背面に出る。上社……前宮の立つ神原をも含めて……を起した背景としては、是非とも此に注意を要する。かくの如くにして吾人は上社の鎮坐に導いた直接の原因を隣接する伊那の野に求め、次にいふ下社のそれとは反對の方向に出發點を置いて進みたいと思ふのである。

此の機會に於て、地方傳説に表れたところを蒐集すると、先づ伊那地方にあつては、

一、下伊那郡上飯田村大宮の大宮諏訪神社は、明神様が姑くましゝた處といふ。(昭和五年一月探訪本社々司佐藤忠氏報告)

二、神代の昔建御名方神は伊那郡鹿鹽郷(下伊那郡大鹿村鹿鹽)に據つて天孫の軍を防ぎ給うたので、里人等は郷に命じて本洲羽といひ、又あたりの山の半腹にある巨石に坐して軍兵を指揮せられたので、後々までも之に登るものがないといふ。(顯幽本紀奉令集二)

三、神代の昔交通不便の伊那の峽間の住民は、食鹽の不足に苦んでゐた。之を不憫に思召された建御名方命は、ある日嶽に登つて鹽の出る所を物色せられ麓の方、伊那里村と大鹿村との邊に

鹽の噴出する場所を見つけて、之を村民に教へられた。之からして間ノ嶽を鹽見嶽と名づけ、伊那里村には鹿平大鹿村には岩鹽泉といふ所が出来た。その後命は大鹿村にとゞまり給うたが、ある日近くの山で大鹿を一頭射止められ、過ぐる日鹽見嶽から見つけ置かれた鹽の井を汲んで調味されたので、此地を鹿鹽と呼ぶやうになつた。最近まで鹿鹽の住民が上諏訪社の祭典に鹽漬にした鹿の頭を獻じ來つたのは此の縁起によるのである。(山の傳説日本アルプス編)

此の譚に關し、鹿鹽邊にいふところは、聊か之に異なり、最初命の登られたのは、無名の嶽であつたが、ある時命がそこから瞰下されると、河原に眞白い岩鹽の出るのを認められた。仍つて之を鹽見嶽と命けられたが、命の鹽の發見により、大鹽小鹽萬鹽海萬鹽鹽川等鹽に因む地名が附近に出來たといふのである。(鹿鹽小學校長伊藤一郎氏報告)

又いふ、命は鹽見嶽を下り、梨原の地(鹿鹽ノ小宇)に居住せられたが、その跡に葦原神社を造營して命を祀つた。故に此社は諏訪の元社であると。(同上)

四、上伊那郡南向村大草の上宮外縣神社は、建御名方命が巡國の際御狩をせられた所で、命はこゝで大久延健男といふものより多くの鳥獸を得られ、又此所を見晴らしの宜しい行宮地であると宣はせられたので、行宮地とした。今は單に宮地と稱する。(神社明細帳上伊那郡史)

五、同郡伊那富村宮木の諏訪神社は、諏訪南宮の祖母神を祀る靈域で、社の西方に於ける古塚は神靈を歎めたところ、又此の地方は建御名方命が屢々遊獵を試みられた故蹟であるといふ。依

つて七年毎の御柱祭は、本社よりも三日以前に行ふを例とするといふ。(上伊那郡史)

六、同村新町の諏訪神社は、建御名方命が諏訪に入るに先だつて、足を留められた靈蹟であるといふ。(上伊那郡史)

七、そのかみ三峰川以北が諏訪郡に屬した時代、諏訪明神は戰を終へ、弓矢と銚とを兩分して山に藏められたが、その中で銚を藏められたのを銚持山、矢を藏められたのを守矢山といふ。銚持山は守矢山の反對の側にあつて、高遠町の西北方に當つてゐる。(伊那志一六信濃奇史談下上伊那郡史)

上に示すが如く天龍の流に沿うて南北に及んでゐるが、進んで筑摩の野に至ると

一、東筑摩郡筑摩地村北小野の小野神社諏訪二宮トイフでは、神代の昔建御名方命が伊那路より來つて此處に行宮を建て御坐まし、後諏訪に移り給うたといふ。(昭和四年同社報告)

二、同郡片丘村北熊井の諏方神社では、神代の昔建御名方命が科野國を修理せられた時、屢々此地に御座を定められたので、神居といつたが、後に熊井の字に改めたといふ。(昭和四年片丘小學校報告)

又いふ、明神様が鹿狩の時、暫く御野立所とせられたと。(昭和五年一月採集)

三、諏訪と東筑摩との郡境勝弦峠の傍ら十五社平に明神様の腰掛石といふ大石が横たはつてゐる。(今井眞樹氏報告)

といひ、諏訪郡に入ると

一、湖の南豊田村有賀の水際に位する赤石明神に附帯して、そのかみ明神は湖水を涉つて此處に着かれ、垢を滌がれたので、赤石の稱が起つたといひ慣はしてゐる。(昭和五年一月採集)

又いふ、明神は赤石の邊から上陸して小敷原に着坐せられたので、此のところの三本松の下に一社を設けた。小敷原社が即ちそれである。(豊田小學校報告)

二、天龍の河口に沿ふ川岸村垣外の藤島社と、同處の洩矢神社とは、畫詞にいふ藤島明神と洩矢の悪賊との闘争が行はれた所に鎮坐する舊祠で、今に此の兩社に纏はつてそのかみの傳説を残してゐる。(昭和五年一月採集)

三、北山浦の方面では、専ら明神様が北の方大門峠を経て入來されたといふ。その中で山麓に近い永明村矢ヶ崎の御座石神社は、出雲から來られた明神様の最初に着かれた處で、今も境内に横たはる御座石は明神様の腰をかけられた石であるといふ。

又いふ、御母神沼河比賣が鹿に乗り大門峠を越して來られたので、今に御座石には鹿の蹄跡を残すと。(同社明細帳昭和五年一月採集)

是等の中には、神使の巡遊を背景としたのもあれば、自然物の崇拜に起つたのもあつて、その成因一でなく、従つて相互の間に矛盾もあれば衝突もあり、又發生の年代に至つても、之を一様に律し難いものがあるといへ、それらに環境に應じた特色を見せるのは、頗る興味深く感ぜらるゝ。而して何れにしても、是等地方が久しく上下社の勢力圏にあつた事實を前提として、之に向ふべきは勿論であらねばならぬ。

次いで何人にも思起さるゝのは、さきの上伊那の峡谷に於ける存在を肯定した出雲系の一族たるかの神族の入來した徑路である。固より豫備的調査の極めて不完全な今日にあつては、之に對する決定的意見を立てらるべくもないから、此では可能性を有する二三の道程を挙げ、一應の批判を試みるに止めておく。

先づ考古學的研究による自然の方向を求めると、東南の方美濃に出る往古からの交通の幹線に注目しなければならぬ。鳥居博士が

古事記の傳説の如きも、必しもこれを出雲から越方面を経由して諏訪に入り給ふたと解釋しなく共出雲から畿内方面を経て伊那谷から諏訪に入ったとも解釋し得られる。(諏訪史二)

といはれたのは即ちそれで、早く先史時代から吾人祖先の先驅者が此の道筋を経て入込んでゐたとすれば、その一の場合として、出雲族の入來をも肯定せらるべきは當然であらう。而して之が途中の足溜りとしては、美濃の野に於ける彼等の分布状態を手懸りの一とせらるゝと共に、進んでは近畿方面の根據地との間にも、連絡を通じて説明することが出来る。早く水内神社追繼考に伊藤五顯(幽本紀)に松澤義章、次いで岐蘇古今沿革史に武居彪が主張し、又先に諏訪明神誌、近く諏訪大明神に山田肇氏の發表されたのは、多少づゝ内容を異にするも、歸するところ此の系統に入るべき説である。次に曾て柴田常惠氏のいはれた

南信地方に於ける考古學的遺物は、南の方遠州境に至り、天龍の溪谷を界として截然と區別せられ、信濃に於けるそれは、西の方三河の奥に連なり、渥美郡から飯田にかけて一線を劃するこ

とが出来る。

といふ事實に基づく時は、三河地方との連繋からして、後編にいふ伊勢經由説に合理的根據を附與し得るに至るであらう。さて是等表日本の方面に徑路を求め南方起源説は、近時漸く學者の注意を惹くに至つたもので、之を今後の努力に俟つべき點が頗る多い。

次に古くから多くの人々によつて主張さるゝのは、裏日本即ち北方起源説で、それはいふまでもなく古事記にいふ沼河比賣傳説を有力なる支持者とする。即ち母系の出自によつて建御名方神の發祥地を越後の西部におき、此處より起つて神靈の永久に鎮まる諫訪の地に移り給うたとするもので、之に關する一般的考察としては、例へば黑板博士の説に

出雲風土記によれば、越後附近まで出雲朝廷の勢力範圍であつた様だから、その當りから連絡でもつけて考へねばならぬであらうと思ふ。(歴史地理第八卷一〇號)

とあるが如き、その一とすることが出来るが、進んで中間に於ける道筋を何れに取るべきかに至つて、學者間に意見の齟齬を見る。而して之を大別すると左の如くなる。

一、信濃川の流を溯つたとするもの、……それは(イ)水内の野から千曲川に沿ひ、上田平から大門又は和田峠を越して東の方から入るのと、(ロ)犀川に沿ひ、松本平から鹽尻峠を通過し、第二の(イ)の道筋と合して西の方から入るのとの二途に分れる。

二、姫川の流を溯つたとするもの、……之も(イ)安曇郡を縦斷して松本平を經、西の方より入るのと、(ロ)安曇郡のある地點から方向を轉じて東に向ひ、第一の(イ)の道筋と合するのとの二途に分れ

る。

先づ第一の道筋につき詳細な意見を發表されたのは、北信松代の出身樋畑雪湖氏で、氏は諫訪神族の上陸地を直江津方面に擬し、彼等は北信の佐久小縣埴科水内、更級、高井等の地方、即ち往昔の水内の海の西岸を繞る邊に勢力を扶植し、策源地を松代附近の海津……それを會津の轉訛とし……に置いたものとして

更に港津の形勢を想像して見ると、越の深江から野尻湖畔を經て會津(松代)迄は列舟で約二日程である。更に會津より鹽尻狭間を通過し、浦野の古驛に沿ふて保福寺峠の裾を迂廻し、和田峠に到る。是又一日半程。和田嶺五里を越えて諫訪に到る。之を半日程とするときは、松代の會津は其の中央である。

といひ、北國三街道の中央にあつて、現に信越線鐵路の走る關山から野尻湖畔の街道を經て、信濃川沿ひに松代に出、之より第一の(イ)に示す方向に進む道程を以て、そのかみ出雲人の踏破したそれに擬してゐらるゝ。而して之が前提として、此の地方に於ける地形の變遷を論じ、その間に水内の海と稱する一大水湖を横たへて水利の便に富んだことを擧げ、進んで

北は善光寺方面に相對して海面の展開を爲し、津の入口には皆神山ありて海防に利あり。船舶の出入に便なりしならん。

といひ、その水際の要所々々に諫訪系の神々の祭祀せらるゝ事實の數々を提示されてゐる。(國學院雜誌第二九卷一號、建御名方神と科野に於ける水内の海の研究)

氏の意見は、自然地理の状態を基とし、地形の變遷や交通關係に參酌する外、水内郡に於ける美和や伊豆毛神社等出雲系式社の分布により證據立てられて、一見快哉を叫ばしむるに足る新説とすることが出来るが、果して此までの主張が容認せられ得るであらうか。尙ほ氏は次にいふ姫川沿ひの安曇の方面が建神以前疾くも海部一族により開拓されてゐた、他の氏族の勢力範圍を航行さるべき筈がないとの理由を以て、建神の諏訪への航路を他に求めねばならないとし、之を以て立論の根據とされてゐるが、それは餘りに窮屈に過ぎる考方で、此の場合こそまでの嚴重な詮議立てに出る必要もあるまいと思ふ。

樋畑氏に先立ち、信濃毎日新聞大正十四年四月十七日號に登載された簡単な記事も、之と大同小異であるから、一應の紹介に止めておく。次いで之に附帶して必然的に起るのは佐久起源説で、それには既出北山浦の口碑の外、信濃地名考上に引く或人の説に、「いと上津代は諏訪神佐久郡に在すとぞ」とあるを挙げなければならぬ。その意味は、佐久を以て上代に於ける諏方即ち神代記の洲羽の一部とする前提に立つもの、やうに思はれるが、何故にさうであるかの根據は示されてゐない。

之に對し第二の姫川溯源説も、十分の可能性を具するといひ得る。何となれば同時に同一の目的地に達すべき二條以上の通路の存在を妨げないといふ單純な事由の外、前者に比して幾らかの強味を持つかとさへ思はれるからである。即ち出雲たるを否とを問はず、すべて西方から起つて越後の方面を経、信濃の中部に入らうとするには、わざと東の方信濃川筋に迂廻するよ

りも遙かに捷徑で、地理上自然の順路とせらるゝので、渡邊敏氏は信濃佐々禮石下の補記に於て之を主張し、嘗に諏訪神丈でなく上代大和地方より信濃に入るには、すべて此の方面よりしたであらうといひ、北安曇郡志の著者も亦之に賛意を表してゐる。今之が根據となる資料の重なる二三を擧ぐるならば、式社にこそ出雲系のそれを見なければ、その他の點にあつては、相互の交渉を裏書する節々が尠くないので、例へば西村真次氏の意見によると

諏訪湖に於て「マルコ」又は「マルキ」と稱する小船は、縫船或は列舟式構造船ともいふべくして、丹後の久美濱に残存するマルコ船、出雲の中海に用ゐらるゝソリコ、美保關の美保神社の祭禮に引出さるゝ諸手船タテと同一形式から成り、之を日本海式船舶と名づける。而してかうした日本海式船舶の分布を見ると、それらの地方は或時代……古い……歴史のなかつた時代に各地點間に交通があり、多分同一の人類が同一の技巧を以て同一の形式をもつた船を造つたといふことが知られて来る。出雲と信濃との間に於て、かの建御名方命の神話が生れるほどに連絡のあつたといふことは、たゞ一つ此のマルコの形式によつても證明せられる。又諏訪湖から松本平を経、木崎中綱、青木の三湖に泛んでゐる船舶を調査し、更に進んで姫川溪谷を糸魚川まで下つて來ると、その海岸には、現在では殆ど他方に見られない一種の操舵法の行はれてゐるのを見る。そして其の操舵法は、信濃の諸湖沼に於てもそれを見ることが出来るとしたならば、信濃の開発は、必ず日本海側から行はれたものと見なければならぬ。信濃と越後とを綴つてゐる姫川は、古昔以來兩岸に若干の平地を造つて、そこを私達日本人の祖先が永い年月

の間に溯つたものと思はれる。(日本古代社會船舶と交通大意ヲ採ル)

といつて、氏の専門とせらるゝ船舶の形式及び操舵法の上から鑑を入れ、従前の學說に一段の新らしみを加へられた。次いで修補諏訪氏系圖(續篇)の補記に於ける飯田好太郎氏も之に同意見のやうに見える。次に關係の民間説話を列擧すると、左の如くである。

一、何時の頃に起つたのか詳かでないが、建御名方神は、小谷より洲羽海の邊に入られたといふ譚が、社家の一部に保存されてゐた。(上社權祝家本諏訪縁起)

二、信濃の國境に接する越後の西頸城郡根知村山口の入口近く舊松本街道に沿つて、大塞ノ神小塞ノ神と稱する杉の大木が並立つ。その所在は、昔信越の國境を定めんため、諏訪様がわざわざ諏訪から出かけて越後様と會せられた處であるといふ。(小谷口碑集)

又いふ、國境定めのため、明神が越後の「こわ清水」まで出向して八彦權現と出合はれ、此處で對談の末、白池へ歸つて界を定められたと。こわ清水は大小塞ノ神の附近にある。此時明神が下向されたので、昔鬼屋ノ郷といつた處を、今に諏訪といひ、又國境には大明神峠と號する處もある。(信府統記一七筑摩安曇兩郡俗傳)

三、諏訪大明神が國境の邊へ出現された時、松崎の靈松寺の住職に對面し、住職の求に任せて、山上に冷泉を湧出せしめられた。(同上)

四、國境を越え、北安曇郡に入ると、姫川の東岸に當る北小谷村に戸土神社(境ノ宮)があり、その傍らの山王池を諏訪明神の産湯池と傳へてゐる。(小谷口碑集)

又いふ、建御名方神の御子の出生された時、此池の水で洗はれたと。(北小谷小學校戸土分教場報告)

五、同村字古宮の大綱古宮諏訪社慶安二年マデハ大編社トイフは、諏訪大神出生の舊地と傳へて、明神の出生に關する傳説を存し、且つ七年毎の御柱祭には下社の武居祝が巡拜に來るを例としてゐた。(神明細帳北小谷小學校報告)

又いふ、沼河北賣は、北海の漁業に用ゐる大綱を産屋の四面に張られたので大綱の稱を生ずるに至つた。(北安曇郡志)

六、同郡中土村字宮ノ場の諏訪社は、文龜年間までは宇スハマの地に鎮坐した。スハマの稱は神代の昔、建御名方神が母神と共に來つて、漫々たる安曇の大湖を切排き、湖水の干初めた所にましく、洲濱と宣うたに起る。(中土小學校報告)

七、同郡南小谷村下ノ瀬には、俗に布ヶ淵と名づくる沼があり、その名稱は越から姫川を溯つて來られた沼河北賣が休息されたに起るといつてゐる。(小谷口碑集)

八、その南方北城村では、越路から諏訪明神を尋ねて來られた布ヶ姫のおいでになつた處を大出待ちに待たれた處を松川といひ、明神が來られないので落膽して身を投げられた處が布ヶ淵で、それ故に松川の下流を姫川といふに至つたといふ。(小谷口碑集)

九、諏訪大明神は、諏訪の地で鹿島香取の大明神と取交された誓約の趣を、越後にまします御母高志大明神に告げ申さうと御名方即ち今の嶺方までおでましになつた。一方高志大明神も御

子の身の上を案じ、信濃に向けて出發になり、北城村嶺方雨降宮アツリノミヤ（俗稱雨降宮諏訪大明神の地で圖らずも母子對面なされたが、高志大明神は諏訪様の話を聞いて痛く氣を落され、越後に歸つてしまはれた。その時此の川筋をお通りになつたので、この川を古志川とも姫川ともいひ、御對面の場所を御名方といふに至つた。〔小谷口碑集〕

二、建御名方命と、武甕槌命との御争事を耳にせられた母神沼名河姫命は、聲援のために出かけて、姫ガ淵の處まで來られたが、味方が利を失つたと聞いて、御供の神達に面目なしとて、此處に身を投じて神去りましたといふ。〔中土村諏訪社報告〕

之を通觀するに、所々に事例の最も多い地名解釋説が多數を占める外、地方色の鮮かなものとして、國土の生成に關するそれが重なる部分を占めるのは、頗る注意に價する。蓋し四邊山に圍まれた盆地に、或は湖を置き或は川を通ずる天然の地形が上田平や善光寺平等信州の所在に見らるゝと同時に、之に伴つて各所に之と同型の説話を發生せしめた中でも、之が主動力となつた神格の擬定には、それ／＼の特色を帶せしめ、之を通じて古人の信仰の傾向を窺はしむるに足る何ものかを潛めてゐるのである。此點に於て諏訪大神の神影が隨所に鮮かに印せらるゝのは、最も意味深く感ぜらるゝが、之によつて史實としての價値を判斷せらるべきや否やは、自ら別論に屬する。

さて是等傳説の中には、(一)信越兩國の交渉に起つたのもあれば、(二)越後に起源を發するものもあり、(三)又中には之と反對の立場にゐるものもある。今假にその全部を以て新らしい作品としても、

その間に流るゝ上記三様の傾向に至つては、必ずしも時代の新古を區別する必要を見ないので、そのかみ上代に於ける地方傳承に臨む場合に就いても、亦この標準がある程度まで可能であらねばならぬ。而して近代に於ける諸種の説話が姫川に沿つて南下したのと同様に、古代にあつても(二)の種類に屬するもので信濃に流入したのは、蓋し數少くなかつたのであらう。

かくて是等諸種の點を綜合すると、嘗に船舶や傳説の上丈でなく、之を産出した人にあつても亦然り、その中でも早くから越に移住した出雲人達が、此の道程によつて信濃の奥にも足を延ばしたとするは、最も見易いところであらねばならぬ。但し之を資料として採用する上に於て、一應の注意を要するのは、上記(二)より(三)に至る大部分が、國境及び之に近い小谷シカ、四ヶカ、莊ジヤウ方面に集まり、以南の廣大なる面積を占める安曇本部の地に至つて影を隠すことである。尤もそれは小谷口碑集の著者小池直太郎氏の如き忠實な採訪家を缺くためでもあらうが、尙ほその他にも有力なる一の事由が横たはる。即ち北城村(16)の邊に傳へるところによると、初め姫川を溯つて同村宮入諏訪社の桂樹の下に留まり給うた建御名方神は、嶺方を過ぎて善光寺平に進んで小縣の生島足島社に到られたので、建御名方の神名も嶺方の地字に基づくといひ、之に加へて嶺方の邊から山越しに水内の野に出るを往古の街道としたといつてゐる。尙ほ此の地方を實査された今井眞樹氏の報告によると、今でも一般の口碑は明神様は之より東に折れて諏訪に向はれたといひ、安曇野の經過に就いては、之を信するものがないといふ。此の傳承は少しも學者の考證を經ない民間の口碑にかゝる丈に、頗る興趣に富み、且つ第一と第二との折衷的位置にあつて、傾聽

すべき價值を含むやうに思ふ。蓋し安曇峡谷の最北部を形づくる佐野坂以北の五ヶ村、即ち小谷四ヶ莊は山谷十餘方里の地域を占めて、その地勢他の南部の諸村と區別せらるゝ丈に、人文上に於ても相違の點が尠くないので、往古より諏訪本社と深い關係を繋いで分社の數も可なりに多く、宛かも本社の飛地氏子區域なるかの觀を呈する。仍つて説を成すものあつていふ安曇系の勢力は以南の地に止まつて此處に及ばず、諏訪系のそれは此處に根據を置いて以南の地に互ることなく、その分界點は自ら明白に従つて安曇系氏族は南方より北上し、出雲系氏族は北方より南下し、此の自然の區劃によつて、相互の均勢を保持したのであらう。而して後者が之より東方に向ひ發展したといふは、地理上の順路に導かれた結果に外ならないと。一應の觀察としてその要點を記しておく。尙ほ北安曇から小縣に至る間の説話としては

一、上水内郡神郷村豊野では、諏訪神は神代(豊野ノ舊稱)を経て諏訪に落ちられた。それは此處に祀る伊豆毛神が父神(天己貴命)にましますからである。

又諏訪神は諏訪に落ちられたから、神代村には、此神を祀る社が無いのであるといふ。(神郷小學校報告)

二、小縣郡西鹽田村の生島足島神社は、明神が諏訪に入るに先立ち一時足を留められたところで、その故事によつて起つたのが今に傳はる御渡行事であるといふ。(本社傳説)

思ふに西力東漸の最も著しい現象の一として、出雲人の東國方面への移住に就いては、單なる諏訪といふが如き一局部を離れ、廣く大局よりの觀察を必要とし、その道程に就いては、或は北、或

は南よりして、或る場合には傳説、或る場合には考古學的遺物を残したと同時に、或る場合には別に記念物を留めないで終つたとも考へらるゝので、偶々今日に存する一方面的資料を捕へて復原的試みに着手し、之によつて逸早くも何等かの結論を收めようとするは、單に學術に忠なる所以でない許りか、寧ろ無謀に近い妄舉といはなければならぬ。吾人はかくの如き見解の許に、上記何れの系統にも妥當性の包藏せらるゝを認めると同時に、之を此にいふ當面の問題に限定した場合に於て、年代的區別と集團の系統的相違との二大要件の横たはる點に着目し、就中何れかの一が闡明せられた曉に至つて、初めて解決の曙光を見出さるべきであると考えるのである。従つてこれ以上の研究は、考古學や土俗學等、その道の學者の努力に打任せて、姑く他日の機會を俟つことゝしたい。

此に於て轉じて安曇の方面を観る。此所は西に信飛兩國の國境をなす白馬・乘鞍・鎗ヶ嶽等の有名な飛驒山脈、東に水内との郡境をなす八方物見等の連山が何れも南北に伸びて自然の境界を作り、その間、姫川の流と之に續く青木・中綱・木崎の三湖とを貫いて南北に縱走する一大峡谷を作る。その面積南北の兩安曇郡を合せて百十四方里。之が自然地理上の位置は、いふまでもなく越と諏訪との兩中心點を繋ぐ意味に於て、輕からぬ任務を負ふ丈でなく、筑摩を経て伊那の野に連續して、伊那より日本海に出る中間地帯としても頗る大切な位置に當る。此の峡谷に沿ふ原野や段丘にも早く先史時代からの遺蹟や遺物は豊富に散布する。此處に於ける最初の開拓者は、海部系の部族で、彼等が移住を始めたのは、遙かの古代に屬し、恐らくは先着のアイヌ族と接

觸する位の古さに溯るであらうとの説もある。その徑路は距離の最も短い北方に求めるのが合理的のやうで、それと見らるゝ節々も尠くない。尤も之に對して南方天龍川筋及び西方飛驒高原に本居を求める餘地も十分にあるが、當面の問題に關しないから、姑く論議を見合はせておく。何れにしても南北に互る安曇二郡の大部分が彼等の占據した所で、今なほ郡内の各地に關係の遺蹟や傳説を残す。而して更に東に展びては、犀川に沿ふ更級の方面から千曲の流域を分けて埴科から小縣の一部に入り、本國の中央部より稍北寄りの一帯を横斷する廣大なる面積を包擁してゐたので、かの和名抄にいふ小縣郡の海部郷は、蓋し東方の限界を示す地點であらねばならぬ。是等の點に徴しても、この部族が一時いかに優勢であつたかを推測せられよう。彼等海部系部族の首長として之を統率する地位にあつたのが海神の裔孫と稱する安曇宿禰で、仍つて郡に名づけて安曇といつたが、相並んで同系の海犬養宿禰の族も移住し、その外名を留めないで終つた分派の家々も尠くなかつたかと察せらるゝ。而して之を古墳の分布状態から推すと、彼等古代氏族は峽谷地帯を中にした左右の段丘又は高原に起り、漸次中央部の湖沼又は河川地域に近づいて來たもので、中にも北安曇の南端から南安曇の北部につゞく有明西穂高の高原が古墳の密集地として、今なほ往古の記念物の數多くを藏するのを見ると、恐らくは此の附近をその盛時に於ける根據地としてゐたのであらう。此邊は南安曇峽谷の中心に當つて、最も平坦の部分に富み、土地肥え水利に恵まれ、且つ交通に便に、之より東に向へば犀川の流に沿つて、更級水内の方面に到り、北すれば高瀬川に導かれて安曇郡の奥に入り、西すれば梓川について飛驒の高

原に進むことが出来る。此に是等三川の會合點に近く、西の方飛驒山脈の一部をなす穂高嶽の裾野を占めて齋祀したのが穂高神社である。此社は諏訪よりも遅れて世に著れ、且つ如何なる故にや、神階を受けなかつたが、延喜の制に於ては等しく大社に列して名神祭に預り、又古來安曇氏に奉せられて閩郡の崇敬を蒐め、今日に於ても南北安曇を通ずる第一の宗祀と崇めらるゝ。蓋し本國に於ける海部系部族の氏神とした根本の神社であらう。但しその本來の祭神を海神系の穂高見命とすべきや否やは、遽かに決定し難いので、なほ攷究を重ねることゝしたい。本社の外、更級郡には、海神の御子宇都志日拆命に因む式の氷鉈斗賣神社もあれば、神名に由縁ある和名抄所載の斗女氷鉈の二郷も横たはる。

かくの如く此の峽谷に早くから海人系氏族……それも單なる存在だけでなく、古代の久しい期間を通じ、地方的優勝者の地位にあつたもの……の分布する事實は、當面の問題を取扱ふ上に於て、何としても看過し得ないので、吾人は地理上に於けるそれと滄りのないある重大な役目を、他の方面に於ても果すべく運命づけられたものと考へたい。それは外でもない、後に諏訪神社二座の一と仰がれ、建御名方神に亞ぐ地位を占め給うた八坂刀賣神の出現まじつたことである。八坂刀賣神は遙かに時代を降り、續後紀承和九年の條にその名が見えるを文獻上の初めとし、紀記は勿論一切の古典に明文を缺くので、その出自を何れに置くべきか、固より正確なる判断を下すに由なく、たゞでさへ困難な仕業に一層の面倒さを伴ふ。とはいへ古人の殘した纒かの暗示を辿つて、大膽にも一應の管見を述べんか。此際考慮を經べき第一は、上社に於けると同様、

鎮坐に至るまでの地理的條件、第二は學者の考證を經ない古來の民間傳承で、此の兩者の側から徐々に歩を進めて朦朧氣乍らにも、大體の輪廓を捕捉するより外に方法もないのである。先づ前者から始めて、あたりの模様を一瞥する。かの安曇族の根據たる穂高の高原は、地勢松本平に續き、相合して一帯の曠野を作るもので、之より南下して右すれば伊那に、左すれば諏訪に入る。中にも後者の進路は海拔一〇五二米の鹽尻峠を越えるか、或は迂廻して今日の鐵路を通ずる山峽を天龍の河口へと分入るかの二途で、何れにしても、一日若しくは二日の行程を以てすれば湖岸の勝地に達し得らるゝ、自然の捷徑にかゝり、その間に別段の無理を伴はない。思ふに安曇の一帶に根ざし固めた部族が、北方で更級から小縣の方面へ進展したと同様に、南方で筑摩を経て諏訪に入來すべきは、何を措いても地理上の傾向が之を指示して餘りある。而して現在よりも面積に富んだ木崎等三湖……それは安曇峽谷の中心的現象たるもの……が、職業上の繋がりから起つて、海部の族と深い交渉を保ち、いつの世にか彼等によつて湖畔の生活が營まれてゐたとする時は、三湖の何れよりも雄大で、魚鹽の利に富み、且つ殆ど相等しい距離に横たはる諏訪湖の存在が、彼等の間に見逃さるべきでなかつたといふことも出來よう。その年次の如きは、固より何れを先何れを後とも定め難いが、之を古墳の分布状態に徴し、僅少乍らも郡内の各所に安曇の系統らしい型式の存在を肯定せらるゝのは、少くも原史時代に於けるある部分の移住を教ふるものでなくて何であらう。

轉じて下社の所在を観るに、鹽尻峠の東麓湖北の一隅を占むる古來の社地は、安曇方面との聯

絡を繋ぐ上に於て頗る妥當性に富んだ天與の環境に居る。即ち上社に於ける伊那地方の存在と相匹敵する現象を求むる時は、正しく此の方面が之に相當するので、仍つて同様の重要性を此に求め、之によつて一社の成立を考ふるのも、亦一の方法であらねばならぬ。而して此の背面的勢力に溯源してこそ新たな発見をも期せらるゝのである。之を後世の史實に顧みるに、春秋兩社の造營に關する用途が、東筑摩と、もに安曇の南北郡に課せられ、此の三郡が下社のために永く股肱の地とせられ來つたことの如き大いに基づくところがあるので、往古からの營ならぬ深縁は、即ち此間に漂ひ、今も不斷にその作用を及ぼしつゝある。是等の點からすれば、八坂刀賣神の出自を以て、かくも關係の濃厚な安曇方面に求めるのは、必ずしも理由のない試みとなし難い許りか、それが却つて自然の道行に一致するといはれよう。次に傳説の方面に及ぶと、近世考證學の泰斗たる栗田博士は、地方傳承として有名なかの泉小太郎の物語を根據とし、之を神代の昔譚とする約束の許に、相互の交渉を論じてゐらるゝが、先づ之が原型たる説話の大様を擧ぐれば、次の如くである。

人皇十二代景行天皇の御宇までは、有明山麓の平地は、一面の湖水で、此處に犀龍といふものがゐたが、その東高梨の池の白龍王といふものが之と交つて一子日光泉小太郎を生んだ。後母の犀龍は我身の姿を恥ぢ湖水に逃隠れたので、小太郎はその行方を尋ね、熊倉下田の奥、尾入澤で出會つた。その時犀龍語つて曰ふ、我は諏訪大明神武南方富之命の變身なり、氏子繁榮なさしめんと欲して化現せり……と。かくて小太郎は教へらるゝまゝに、犀龍に乘じ、巨巖を破り水

湖を開いて陸地となし、千曲の川筋を越後の大海にまで引入れた。その後犀龍は白龍王を訪ねて坂本の横吹の岩穴に入り、小太郎は有明里に歸り居住した。年を経て白龍王は犀龍と共に川會に來り對面し、佛崎の岩穴に入り、その後又年を経て、小太郎は八峰瀬權現の再誕と名乗り、此里を守護すべしとて同じく佛崎の岩穴に隠れた。後に彼處に川會大明神の社を建て、此の靈神を祭ることゝした。

此の湖水決壊に關する物語は、多少づゝ違つた形式を以て現在でも地方人の間に膾炙してゐるが、此では就中流布の廣い信府統記(二七)によつて大意を採録した。此外、北安曇郡志は仁科記舊俗傳、藤原拾葉等の説を折衷して掲出し、北安曇郡會染村十日市場の川會神社縁起も之によつて文を成してゐる。之に基づき博士の意見は、白龍は彦火々出見尊、犀龍は后神豐玉媛の故事に基づき、ともに海神の由縁から之を傳會したもの、實は上古の代諏訪神と海神と相謀つて海水を疏し陸地を造られた神蹟を意味し、此に犀龍といふは、外ならぬ建御名方神の妃神に當るといふにある。次いで之を祖述するもの漸く多く、例へば吉田博士は地名辭書に、飯田好太郎氏は修補諏訪氏系圖(正篇)の補記に、太田亮氏は諏訪神社誌に於て、それゝその大意を引用されてゐる。近世考證學派の間に稱へらるゝ此神の出自説は、之によつても略ぼその徑路を採知し得らるゝが、此種の方法による研究の結果が、學術上どこまで權威づけらるゝかは、固より多言を要しないと思ふから、此では精細なる批評を見合はせておく。尙ほ外にも類似の構圖に成るものを見出されないでもないが、何れにしても、今日までに管見に入つた成立説話は、寧ろ後出的事由を前提

として兩系の提携に導いたに過ぎないので、之を本質的要件とするに至つてゐないから、その間に注文通りの資料を探らうとする試みは、まだ一實現の機會に程遠いといはねばならぬ。

上述の如く、上社に於けるとは趣を異にして殆ど全く資料を缺くため、極めて空漠たる憾があつて、今日ではなほ結論に導くべき時期に到達しないといへ、假にさきに擧げた地理的要件に立脚して一應の假定説を立てんか、八坂刀賣神は、諏訪に程遠くない安曇の山野に育まれ、此處に據つた安曇の勢力を母胎として出現された地方の女神として、他に卓越的位置にましゝ、その國神としての地位は、かの沼河比賣や、之に同型の神々とも之を共通にせられたものではあるまいか。國神として女性の地位と威力とに注意を拂ふべきは、更めていふを俟たないところ、それは古代の社會組織からすると、母神としての血脈上の繋がりからも見られ、又巫女思想の上からも十分に説明し得らるゝが、例へば同じく安曇の系を引く小縣郡の式内小社玉依比賣神社の如きは、後者の範疇に入るべき一かと察せらるゝ。而して此にいふ八坂刀賣神の神系と神格とに至つては、容易に決定し難いといへ、恐らくは安曇部族の何れかに奉戴されて何れかに根據を占め給うた神として、強ひて比較する時はかの更級郡の氷鉦斗賣神等とも相類似する境遇にましゝたのであらうか。公簿に登載された官社の外に、なほ此の一族の奉ずる古祠の存在したことは、例へば穂高神社に於ける明應十年二月の造宮定日記に住吉庄の名を録して、住吉神の鎮坐を想定せらるゝが如き、時代はいたく降下するといへ、その一例とせらるゝので、必ずしも式所載の社を以て關係の神々の全部とするの要なく、廣い意味での同系又は同系に入るべき神々は、その他

にもあつて、奉祀の神社は所在に互り、その數も尠くなかつたと考へらるゝのである。それは丁度諏訪に於て御子神の社が各地に散在し、その多くが正史に記載を省かれたやうに。而して就中我が八坂刀賣神が諏訪の地に祀られ給ふに至つたのは、恐らく之を奉戴した部族の來住に起因し、そこには、上述の如き事由が作用したかと推測せらるゝ。尙ほ後編第一章に補説するであらう。

註 (1) 諏訪研究。

(2) 諏訪史(一)

(3) 諏訪史(一)・上伊那郡史先史及原史時代の上伊那南安曇郡誌・北安曇郡志等に散見する記事参照。
(4) 同上。

(5) 本社の所在に就いては、信濃地名考(中)・伊那志略(一三)等地誌類を始め、神名帳に關する註釋書にも異説を見ることなく、現に下伊那郡智里村書神に鎮坐する阿智神社(舊名山王權現)を以て之に當てゝゐる。書神は日本武尊の故事にいふ嚼蒜の謂に基づくといはれ、附近には今に阿知川(菅江眞澄ノ伊那の中路ニイフ味河)の流を通ずる。蓋し信濃坂即ち神御坂の東麓阿知驛に位し、かの信濃之坂神を祭祀するに起つて、頗る神威の畏敬せられた社であつたらうと思はれるが、街道の變遷その他の事故により、中世以降少しも世に表るゝに至らず、全く地方の小社たるに止まつた。因みに此項に關しては、長野縣廳高山調良氏を経て阿智神社の調査を煩はした。

(6) 第四章二節参照。

(7) 參考太平記(三一)武藏野合戰事の條、新田方の與黨を擧げた中に、神家一族三十五人とあり、人數は今

川・毛利・北條・金勝院南都・天正本に三十二人、今出川・西源院本に三十三人に作るといふ。修補諏訪氏系圖(續篇)に、神氏支末苗字輯記と題し、是等諸氏の苗字を録してある。尙ほ守矢氏文書神家並祠職に關する覺書によると、「一人ニハ姓戸トテアリ、神家ハ姓神也、戸ハ宿禰云々」とある。多分姓名錄抄や拾芥抄に神の姓を以て宿禰の部に入れたに基づくものであらうが、二書にいふ神姓が果して諏訪の場合に應用せられ得るかは頗る疑問とする。

(8) 第一章註四参照。美和は諏訪七郷中最も所在の推定に苦しむところで、信濃地名考(上)は、大回の地字によつて、湖東上諏訪町大和の邊とするも、此處は地理志料にいふ如く、桑原郷に入るべき所であらう。之に對して志料にいふ意見も、別に根據のあるものでない。此外に顯幽本紀には、伊那郡の箕輪(上伊那郡中・西・南箕輪村箕輪)に當て、箕輪はミノ郷と唱へ、ミワの稱の残つたものであらうとし、栗岩英治・今井登志喜兩氏も亦この箕輪説を主張してゐられる。更に諸國郡郷考(七)には、三尾村と推定してゐるが、三尾村はその所在明かでないので、恐らくは何かの誤記であらう。

(9) 第四章一節・後編第四章参照。

(10) 後編第二章参照。

(11) 今井眞樹氏報告による。

(12) 社司佐藤氏の報告を煩はし、口碑に傳はるところを採録したものである。

(13) 此項に關しては、小野神社々司百瀬芳隆氏の調査を煩はした。

(14) 此項は、南小谷小學校宮下隆繼氏の外、北小谷小學校戸土分教場主任武田豐氏の調査を煩はした。

(15) 此項に關しては、北城小學校矢口金一氏の調査を煩はした。

(16) 昭和四年實地の調査を試みられた今井眞樹氏の書狀の一節に、北安の小谷・四ヶ莊を通じて諏訪系

傳説の多きには意外に有之、殊に今回此地を踏査して意外に思ひ候は、建御名方命が糸魚川筋を入り候も、三湖を過ぎ大町に出づる徑路を取らずして、嶺方を踰へて善光寺平に出でしとの傳説を聞きたる事に御座候とある。

(17) 第四章一節参照。

(18) 南安曇郡誌・北安曇郡志。

(19) 南安曇郡誌。

(20) 穂高神社々司武田政太郎氏穂高神社考参照。

(21) 諏訪史(一)

(22) 後編第三章参照。

(23) 川會神社縁起正しくは信濃國川會之御諱詞並縁起といふ。現に十日市場の内山昇氏によつて保管せらるゝ。本社及び本縁起の調査に關しては、社掌師岡豊一氏の報告を得、又十日市場内山正次氏・會榮小學校後藤源一郎氏及び松本市胡桃澤勘内氏等の勞を煩はした。

(24) 新撰姓氏錄考證(上)・神祇志料(四)

第四節 上下社鎮坐の起源 下

次いで愈々結論に入り、上下社の性質から延いて兩社の關係如何といふ眼目の點に移る。先づ前者から始めると、第一は上社である。此處には上述の通り本宮の外に前宮がある。前宮は今日でこそ攝社として隸屬的地位に立つてゐるが、その所在は一社鎮坐の由來を研究する上に至大の關係を持つので、今に残る古式神事を始め、畫詞や古記録の類を涉獵すると、その點が頗る明瞭にせらるゝ。栗岩氏は早くも此に着眼して

上宮の附近に前宮と云ふがある。在來史家の説法によれば、前宮とは妃宮と云ふ程の意味だと云つて居る。成程文德實錄や三代實錄などには神妃を前の字で現はしキサキと讀ませて居る。けれども、此處の前宮はキサキの宮でない事は、此宮が祭禮の中心點である所からしても判る。同時に此事實は又此宮が本宮に對しての前宮でないこと云ふ事にもなる。果して然る以上は本宮の前在地と解するの外に道がなくなつて來るのである。傳説に明神墳塋の地と云ふは、暗々裏に此事實を語つて居るものではあるまいか。(諏訪研究)

といひ、八代博士も

一、一社の祭祀中最も重大な御頭祭は本宮でなくて前宮の十間廊に於て執行せられ、

二、畫詞によれば正月以降の祭事にも荒玉社若宮寶前を拜して本宮に參詣し、

三、三月巳の日の祭事には、夜大祝が内御玉殿に詣で、寶殿を開いて神寶を出し、諸人に拜見せしむる事が見えてゐる。荒玉社も内御玉殿も共に前宮にある。

四、大祝職相續の嚴儀も前宮の鶏冠社に於て行ふ例で、前宮は祭禮の場合に於ても、大祝相續の式に於ても中心となり、本宮唯一の神寶も社中の内御玉殿に納められ、

五、御柱の太さも長さも之を立つる儀式も、毫も本宮と變りがないとすれば、前宮は頗る重大な意義のあるものと思はれる。然らば前宮は現在の本宮が以前にあつた所で、建御名方命の最初の居住の第宅であつたらうと思はれる。(國史叢書諏訪神社の研究大意ヲ採ル)

といひ、具體的事例を列擧して之を證明されてゐる。

今吾人の見るところを掲ぐるならば、之と略ぼ同様の論據の許に、前宮の所在を以て一社の發祥地とする點に於て何の滌りもないが、此處に於ける前宮社を以て本宮鎮坐以前の舊祠とし、一社の搖籃期を神社そのものに係けようとする見解には、いかにしても同意し兼ねるのである。

思ふに前宮の「マ」を以て世俗の通用語として、以往又は以前等時間的關係に立脚する語とするには、敢て異議を挾まないが、それにしても、その主體を何れに置くべきか、……例へば上野の一宮貫前神社の攝社として、本社の東方約二十町許を距てた富岡町に位する小船神社が、本社に詣づる者の先づ參拜する意味で俗に前宮（まみや）と呼ばるゝ如く、……之を參詣人の行爲にかけて説明するを適當とするか、將た栗岩氏の如く鎮坐の時期に即して解釋すべきであるかは、別に攷究を要すると思ふ。ところで本社では本宮に先立つて前宮に詣る風習のあるを聞かないが、祭祀の見

れに於ては前宮を先とする一二の古例を存する。是等の點又その地理上の位置からすれば、栗岩氏が唱導し、八代博士も耳を傾けられた後段の解釋がより穩當のやうに見えるが、これ丈ではなほ盡さないところがあるので、更に一段の工夫を必要とする。而して前宮の所在たる所謂神原の一圓を以て、かくの如き由緒のある場所とするは、後編に至り詳述する祭祀關係を始め、種々の點からして到底動かし難く考へるので、その證左としては、さきに兩氏の列擧された數項の外、本宮の神座が自然の地勢を無視して、前宮の方向に向つてゐることの如き、就中有力なる一とすべく、又此地を以て明神の墳塋とする説の發生の如きも、之が一端とするに差支なからう。即ち一社の由來を究めようとする溯源的努力が、かく古墳起源説を藉りて表るゝに至つた根柢には、恐らく此處を以て窮極の靈所とする思想が強く作用してゐたのである。さり乍ら今日も立派に生命のかゝる社壇の起源とは、自ら分離して考へねばならないので、仍つて先づ地理上の實況から觀察を試みたいと思ふ。

先にも一言した通り、湖南に於ける文化帶の一部を形づくる本社(2)の疆域は、杖突峠の山腹に當る秋葉山下の緩かな傾斜面を利用して、東北方に開け、左右及び背後の三面に山を負ひ前面に平野を臨む。即ち西北には秋葉山に續く高さ(諏訪盆地面より)五〇米の尾根、東南には二〇米乃至三〇米の山脚が突出して、左右に障壁となり、その間に幅員約二〇〇米に及ぶ斜面を作る。而して秋葉山下の右に残された稍廣濶な溪谷からは水眼川を通じ、その流は斜面を縦斷して北に向ふ。水質極めて良好で、今に附近第一の名を専らにしてゐる。その面積こそさほど廣くないが、

湖畔の山懐に抱かれて自然の一區域をなし、生活に都合の宜しい條件を具へた處で、何人でも一度足を踏入れた場合には、滾々たる水の流に心惹かされ、日當りの宜しいのに清々しい氣持を起さないものはなからう。従つて此處に部落的集團の營まるゝに至つた根源は頗る古いので、之を今に残る遺蹟や遺物に徴しても、早く先史時代に溯るべきを察せしめるが、同時に久しきに互つて當初の狀態を持續し來つたことも、之を想見するに足るのである。即ち今も附近の畑地や川床から石斧石鏃の類を、境内から土器の破片を發見せらるゝ外、古墳の分布に至つては、本殿背後の所謂神陵を中心にして、樋澤・ヨシクボ・ヘビ塚山ノ神常坊主第一・同第二等五六の圓墳が周圍に散在し、規模は小さい乍らも、いかにも雄辯にそのかみの模様を物語つてゐる。思ふにいつの代かその時期は固より明示し難いといへ、彼等部落民の主なる者は既述伊那の方面から移來り、かの神氏の統率の許に、豊かな自然の力に育まれ乍ら、此邊に長閑な生活を營みつゝ、あつたのであらう。伊那に通ずる往還は、部落の變遷により、今日では一里許り北方の杖突峠から分れて、一は安國寺に、一は神宮寺に下つて、前宮の所在を中間に置くことゝなつたが、その間安國寺道から分れて秋葉山下に至る小徑は、今なほ樵夫によつて利用されてゐて、此の秋葉山下を以て往代に於ける伊那街道の起點と考へる可能性を附與する。而して之を現況から見ても、此邊が伊那から來る者の第一に落着くべき場所たるはいふまでもないのである。かくの如くにして、いつの頃にか彼等の間に信仰の中心として發生した一の設備が、やがて我が諏訪神社の起因をなすもので、それはいふまでもなく、舉族崇敬の標的たる偉大なる英雄神建御名方神の奉爲にするを目

的とし、又その設備は神社といつたやうな限定的形式を執るに到らなかつたかと想像する。此れ即ち後の大祝と大祝の住居する神殿とを對象とする祭祀の風習である。

大祝と神殿とに就いては特別の敘述を必要とするから、委細は後編の記事に譲り、此ではたゞ大綱だけに觸れておく。要するに此處に定住した人々の間に、一面では全部落民を統率する首長とし、他の一面では神人媒介の機關として、中樞的位置に置かれたのが大祝で、大祝は自己そのものが直ちに神として表現神たる役目を勤め、居常住居する住宅が直ちに神殿として崇拜の標的と仰がれたのである。かくの如きはいふまでもなく、神道の古儀に屬して、よく祭政一致の實を表す所以の途とせらるゝが、我が諏訪社に於ける原始期の状態は、かやうにして神人住居を分たない混沌の間に徘徊し、大祝その人が神人に通ずる大切な機能を發揮しつゝ、あつたものと考へたい。此に至つては、前宮の性質に關しても、従前一部學者の間に唱へられたのとは違つた意義を考出さねばならなくなるのである。

然らば一步を進め、神殿の奉祀から程遠からぬ上社本宮の鎮坐となつた動機は如何。栗岩氏は、さきの記事に次ぎ

而して其移轉の理由は、湖水の狭まるに隨ひ、前在地が湖水から隔つた故であると解する事も牽強ではあるまいと思ふ。(諏訪研究)

と述べ、八代博士も之を承けて

現今の本宮の地に移轉したのは、中心たる湖水の減退に從つて移住したもののか。(國史叢書、諏訪

との説を立て、ゐらるゝ。一見頗る巧妙な解釋のやうで、一應の常識から判斷すると、いかにも最もらしく聞える。さりながら立還つて之を地質學の教ふる専門的見地からすると、遠い〱地質年代に於てならばいさ知らず、先史若しくは原史時代に入つてから、それ程に甚だしい變遷があつたかは頗る疑問としなければならぬ。その論據は第一章に收めた三澤氏の論文に詳かな通りで、此に至り吾人は當面の問題を解くべき秘鑰を他に求めねばならなくなつたのである。今之を實地に就いていふと、神原の西々北方十町に位する本宮の所在は、南東から北西にかけて守屋の嶮嶽を負ひ、平地に連なる北東面を急峻なる傾斜に打任せて、前面に發展の餘地を存する代りに、左右の區切となるべき障壁を缺き、それ程の形勝とも將た住居に適する所とも思はれないが、中でも生活の資源たる飲料水の供給に關しては、より不便で、いかにしても人文の發達上神原より、より優秀な位置に居るといひ兼ねるのである。仍つて翻つて考古學的觀察に移り鳥居博士の説に聽くと

諏訪神社(上社)の存在と古墳分布との關係を見るに、湖畔に古墳が殆んど次から次へと密集的分布を形成してゐるに拘らず、古墳は奇妙にも上社の神地を避けて、此處のみこれが存在してゐない。此の事實から見れば、社地は日本の古俗たる清淨なる所であるから、その不淨たる死者の埋葬を殊更に避けたものであるか、這は一考を要すること、思はる。(諏訪史二)

とあつて、これを本來の淨地としてゐらるゝ。是等の點からすると、上社本宮の起源は、上記地形

の變遷に伴ふ部落民の移住といふが如き人為的原因に歸するには、餘りに理由の薄弱なるを感せしめるので、事の真相は、寧ろ以外の點に潛むのではあるまいか。此に於て先づ念頭に浮出さるゝのは、一社の背面にそゝり立つ守屋山の存在である。此山が本來の形象からして、崇敬の標的たるに十分の價値を持つとせらるゝ以上、遠い〱昔先住民の棲息した時代から、之を神聖視する風習を起してゐなければならぬ。而して之を神聖視した以上、祭祀の對象とするに至るべきはいふを俟たないので、従つて普通の場合に見る如く、此處にも之が爲めに何等かの外的設備を表し來るを順序とする。現在のの上社の所在は、蓋し此の目的を以て起り、その歴史は遠く先史期の往代に溯るのであるまいか。而してその場所が山麓の北東平野と湖水とに向ふ方面に設定されたに就いては、更に方向の關係に留意するの要がある。即ち守屋山の展望は、直下の山脚部は勿論、遠く離れた伊那や程近い前宮の邊でなく、前面に平野を隔てた湖東の一帶、中でも普門寺上桑原のあたりを以て、最も之に適はしい箇所とするので、既に記述を経た如く、此邊から仰視した場合に於てこそ、初めて山容の雄姿に接し、崇嚴の感にも打たれ得るのである。而して普門寺上桑原の邊が先史期の遺蹟に包まれて、先住民の部落とされたことは、此に説明するまでもない。上社の所在が山に近く祭祀に便な地點としての一面の價値は、此に之を見出さねばならないので、それは外ならぬ湖東の一面を對象として初めて適當の解釋を附與せらるゝといひたい。更に之と同時に考慮すべきは、神渡現象の起點たる衣渡、河口の方向に當つてゐること、遙かに時代を経た中世以降となつても、當社濱なる語によつて之を表示したやうに、その間に於ける里

餘の距離は、少しも問題とされないので、諏訪人は此の神秘的現象を以て恆に上社の湖岸に生起しつゝあると考へたのである。之に對して古代人は勿論無關心に打過すべくもなかつたので、爲めに起點に近いある地域を占めて祭場風の設けを見るに至るべきは、固より自然の経過であらねばならぬ。例へばかの濱神か、若しくはその他の精靈か、何れにしても、之が本質上湖邊を以て祭祀に適當の場所としたのである。

かくの如き前提に立つ時は、一面山靈のため、一面水靈のために禮拜の設備を始めたのが此にいふ守屋山の北東面で、その起源に至つては、固より兩者の前後を區別せらるべくもなく、又必ずしも之を同一の地點に限定するの要もないので、その初めは相近接する地に表れ、後に合體して山と水との崇拜の對象を一にしたと解して支障ないのである。かくの如く最初から神聖の念を以て迎へた、め、所謂タブーされた地域として、永く古墳の築造を見るに及ばなかつたのは勿論、延いて數々の特殊の風習をも生せしめたのであらう。即ち説を立つれば、此の地方に特有の「タ、ヘ」の最も著しい表れとして、聚落民の畏敬した場所で、その當事者は或はかの洩矢神に類族の神であつたかも知れないのである。而して先住民の祭場が新來の氏族にも踏襲さるゝのは、多くの場合に共通する現象で、之によつてその神聖味も愈々増進する。従つて此でも亦是等の事例に於けるが如く、そのまゝに神族によつて建御名方神の奉爲にさるゝことゝなつたので、此に至つたのは、神原に於ける大祝の神殿が、時勢の催すまに、漸く神人分離の情勢を助長し、神の住居たるに適はしい靈地を必要としたからであるといひたい。それは單に神觀の推移に伴

ふ必然の要求たるに止まらないで、一面からいへば、建御名方神の威光が漸く内より外に延び、神の一族より延いて地方的に瀰漫すべき時運に際會したに因るのである。遙か後世の作物ながら、神氏系圖に湖南山麓に於ける社壇の建設を第三十一代用明天皇の御代に繋げ、之を上代の末期に置く思想を示すのは固より一顧の價値なしとしないので、それは物部守屋傳説を離れても、何かの意義を藏するものであるまいか。而して此説に従へば、強ひて窮屈な場所への移住を想定する必要もなく、彼等は永く祖先の靈の眠る神原の本郷に留まり、日夕の奉仕に當る若干の人々だけが移つたに過ぎないとして十分に解釋づけらるゝのである。

かやうな解釋の外更に考慮を廻らすれば、當初から神原と上社の地と分立して設定せられ、一方は神社、他の一方は之に奉仕する祠職の所在と區別されてゐたと見るのも一の方法であらう。即ち此説は神と人とはその場所を異にして居を定め、神は神居たるに應はしい人里離れた森嚴の區域を擇ぶが、人は之に反して生活に適應する聚落地を悦ぶとする法則の上に立つもので、固より相當の理由を具し、その實例にも乏しくないといへ、果して此に之を應用し得らるゝかは頗る疑問とせらるゝ。此に直接の比較資料として援引すべきは、既述安曇郡の穂高神社である。本社は奥宮と里宮との兩所より成り、里宮は街道に沿ひ人家に挟まれた平林に位するが、その背面七里の奥に立つ穂高嶽は、海拔三〇九〇米、巍々として中空に峙立する峻峰下に清冷の水を湛ふる三湖を横たへて神祕の境を形づくり、湖岸の一角に小祠を設けて、之を奥宮と崇めてゐる。思ふに今なほ地方第一の靈嶽とせらるゝ穂高嶽は、その容姿といひ、形勝といひ、崇拜の對象たる

べき十分の資格を具するもので、嶽と湖との精氣の鍾まるところ、即ち奥宮の所在と稱すべく、延いて山頂と山麓とを擇んで神社を置いたのも、大いに意味の深いこと、しななければならぬ。即ち之を諏訪の場合に移すと、守屋山は穂高嶽、三湖は諏訪湖に該當し、上社は穂高の上下社を包ねた地位に居る。而して今なほ祈雨の際に、里宮に詣で、験のない場合は、山上に登つて奥宮に祭事を行ひ、傍らの池中に筏を乗廻して大聲を發する習慣を存するが如きは、そのかみの山靈崇拜の遺風を留むる行事でなくて何であらう。ところで諏訪では、之と聊か趣を異にし、祭祀の上では、かやうな相關的風習を今日に残さないが、強ひていへば、守屋山の西北面湖南村後山山中の人々の間に、古來の慣習として、舊六月朔日に「御七堂」といふ行事があつて、村中の者一戸に一人は必ず登山して山上に守屋大連の祠を拜し、祠に向つて右方前面に立つ高さ六尺、廻り四抱へ許りの大石を七匝した後、神宮寺に下つて上社に詣で歸宅するを例とするが如き、第一次と第二次との信仰を兼併せた上に成立する行爲として、穂高に於ける祈雨の風に比較すべき現象と説明し得らるゝかも知れない。併しそれとしても極めて纖かな片鱗に過ぎないのである。

かくて上社の鎮坐と、もに神人その居を別にし、此に初めて神社としての形體を具備して、今後の發達を導出すべき素地を固めたのである。而して奉齋の神社と奉仕の祠官とその所在を異にし、相互の間に里餘の道程を隔つる實例は、大神宮を始め諸大社に尠くないので、本社に於ける十町内外の道程に至つては、固より問題とするに足りないのである。

本社並に穂高社の場合に通じて考へさ、れるのは、一社の鎮坐に先立つ悠遠の時代から引續

いて鎮坐地そのものに對するある種の信仰状態が繼續し、そこに神社の設定を促すに至るべき素因を具してゐたことである。例へば關東地方の平原に於て、石器時代の遺物の包藏せらるゝ、先史期の聚落の中心點に、今に至るまで鎮守の神を奉祀して、千古に互り神聖區域を渝へない現象の如きは、餘りに平凡に過ぎる事實である。それにも増して留意すべきは、諸國に於ける古社の鎮坐地で、一見何の奇もなく思はるゝ中に、遠く溯つて石器時代に分入るべき由來を有するもの、尠くないのは、今更いふまでもない。本社の地點は即ち此の意味を以て考慮を拂ふべきで、穂高と同じく山水の靈氣の鍾まる所として、その歴史は勿論、有史以前先住民の時代に溯り、そこに神居としての永久の生命が輝くのである。尙ほ之が類例としては、さきの穂高社の外阿蘇嶽⁽¹⁰⁾とその中に包まるゝ靈沼によつて阿蘇社に於ける原始信仰を、豊後の鶴見嶺と山頂の三池とにより火男火賣神のそれを起したことの如き、その一に援引せられ得るであらう。併しそれよりも本社の實況に近いのは、宮根權現で、駒ヶ嶽と蘆湖との奇勝に挾まれた中間を占める靈域こそ、よく本社と事情を一にするといひたい。而して是等の點は、ある程度まで下社にも應用が可能であらねばならないが、特に湖邊を繞つて上下社の並立つ狀況に對しては、南武藏の平野に於ける見沼の池畔に氷川社と氷川女體社との相向つて鎮坐する例を以て最も恰好の對照として提供したいと思ふ。

次に下社の模様は如何であつたらうか。本社の鎮坐に就いては、従前學者の間に邸宅説を始め、上社分身説同じく旅所説等種々の意見が立てられてゐるが、その多くは上社を主體とするか、

若しくは上社によつて説明を試みようとする相互の聯關説たるに止まつて、春宮と秋宮との對立關係等内容の大切なる點を看過してゐる。さり乍ら此の問題に直面しては、是非とも此に思を致し、此所から出發して解決に取懸るの覺悟がなければならぬ。後にいふ如く、此の兩所は少くも室町中期頃に於て、殿舎の容積構造等を等しくしてゐて、恐らくは畫詞の時代にあつても同様であつたらうと推測せらるゝが、この上、祭神が半季づゝ交迭して鎮坐する習慣を今に更めない等、多くの點に於て、兩社同等の地位に居り、從つて之に相當する内實を具し來つてゐる。即ち前宮が、本宮に對し從屬的地位に居るのとは全く趣を異にするのである。仍つて此では上記南北朝以降の状態を基礎として意見を立てることゝしたい。從つてその論據がいかにも薄弱なるを免れ難いといへ、今日のところ、これ以上に進みやうもないので、眞に止むを得ない次第と謂はざるを得ない。

今先づ春秋兩社の位置に顧みるに、ともに湖北に於ける平野の一隅にあつて、春宮は奥まつた中央の形勝に、秋宮は之に對し、出崎の一方に位するともいひ得らるゝが、見方によつては、ともに山を負ひ流を傍らにする段丘の脚部を占めて、互に相對立し、一方が次にいふ如く、古代聚落の中心であつたとすれば、他の一方も之に異なることなく、又之がために一方に祭場が設定されたとすれば、他の一方も同様であり得たといはるゝのである。而して之を神渡現象に徴すると、秋宮に沿ふ承知河口シヨウチは第一、春宮の傍らに於ける砥川河口は第二のその終る所として、尋常の場所に絶えて見ない異彩を放ち、そこにはいひ知れぬ神祕の力を藏するものがある。即ち世々の注

進狀に下宮濱とあつて、此のあたりを以て神渡の終點とするは、之が思想の表現とせらるゝが、加ふるに此處の場合には、その地點が上社に於けるよりも一層社頭に接近して、下社濱の觀念をより適切に感せしめる。吾人は是等の理由により、此の兩所を神聖視する風の極めて古代に溯るべきを信じようとするもので、延いて河口に近い山麓を占めて、祭場若しくは之に近い設備を營んだ起源も、同様遙かの古代に置かるべきであると思ふ。これ即ち春秋兩社の位置を説明すべき根本事由の一で、即ち上社の發生ともその思想を共通にするのである。此の點に就いて、曾て今井眞樹氏が

そのかみ上代には、洲羽海全體が崇拜の對象とせられ、氷上に於ける神幸の起點と終點との兩端に神籬を立て、神を招祀したので、その跡が即ち上下社の所在となつた。

といはれたのは、久しく土地に親しみ、十分な理解の許に按出された考説として、頗る傾聽に値する。又或者は説をなしていふ、今でこそ兩社は中間に稠密なる人家を隔てゝ、全然別個の存在となつてしまつたが、その初めは、一圓の叢林を以て蓋はれた同一區域内の一神社として起つたのであらうと。これ位の距離ならば、同一社地の連續として、尤大に失する嫌もないので、或はその通りであつたかも知れない。

かくの如き手近い脚下の方面の觀察に加へて、聊か距離を隔てた背面との繋がりにより、眼界を轉じ、山のあなたに潛む何物かに期待をかけるのも、此際に於て採るべき方法の一であらう。それは外でもない、砥川を分上つた水上の奥地に位する霧ヶ峰の存在である。之が景勝に關しては

第二章に述べた通りであるが、頂上高原の一部は、本社に属する御射山として、古くから神事執行の祭場とせられ、その處には今もなほ御射山社の小祠が置かれてゐる。本社の發生を辿るべき一方の重大なる關係は、即ち此にかゝるので、此の人里遠き山頂を占めて設定せられた御射山の祭場は、もと／＼土地と環境との具有した靈的性能に起つて、之を具象化した御射山神を現し、下社の神よりも古い發生の起源を持つと推測せらるゝもの、その歴史は恐らく先史時代の以前に溯るのであらう。御射山の高原から流につけて西南方に下ること二里餘、將さに湖邊に到らうとして、初めて山又山の峽を離れたのが下社の立つ山麓の附近である。此の關係からすると、御射山の延長即ち下社ともいふべく、御射山を以て下社の奥院とする古來の俚俗の言にも多分の合理性を認めらるゝ。此の意味に於て、上社程に直接的でないといへ、これ亦原始信仰の内容に於て、山との關係を無視出來ないのである。次に進んでそれ／＼に就き、仔細に觀察を遂げてみよう。

春宮は湖北の野の東北隅に當り、現在では湖汀線より約十七町を隔て、寧ろ山麓に近い所にある。一わたり附近の地形を見るに、北の方郡境に並立つ山脈の餘勢は、次第に南下して湖邊に幾層かの段丘を作る。段丘は東の方和田峠に、西の方三峰山に起る山勢によつて兩分せられ乍らも、略ぼ同一の高度を持しつゝ、湖邊に迫來つて、中間に幅の狭く流の急な一條の水脈を通ずる。砥川の流が即ちそれで、一見すれば東西に連なる層地に深く穿入つて、相窄迫する兩岸の上に左右に分けて高臺を形づくつた觀を呈する。此の高臺の湖邊に向つて將さに盡きんとする處、砥

川を右にして社地を劃するのが本社の境域で、その形狀南北を指して帶狀を呈する。即ち東方に於ける臺地の砥川に沿ふ下段の平地にあつて山を負ひ水に臨み、いはずとも特に選ばれた場所と知らるゝのである。此の砥川を挟む兩岸の高地は、遠く先史期の遺蹟に乏しくないと同時に、古墳の分布も甚だ密で、加ふるにその地形からしても頗る早い時代からの聚落地と察せらるるが、之が中心點は恐らく砥川の流に沿ふ邊にあつて、或は河流により部落を分けてゐたかとも推測せらるゝ。此所に社地の營まれた背景として、先づ以て留意すべきはこの點にある。次に交通關係に移ると、此所は東北の方和田峠を経て上田平に出る中山道の要衝に當り、今でも路線は境内の東側に沿つて北上してゐる。同時に西すれば、鹽尻峠の麓まで纔かに三十五町、山麓の邊から東に向へば、一直線上の先端に社頭の叢林が眼界に入る。即ち和田越と鹽尻越と湖北に入る二大幹線の基點たる要衝に位するのである。尤も現在では、鹽尻峠の位置が北から南に移り、中山道が稍南方に反れて平野の中部を斜めに横斷することゝなつたゝめ、本社の位置は曩日に比していたく重要な度を減するに至つたが、そのかみ鎌倉時代以前、街道筋が西山田から東山田へと湖北の山麓を縫つて東行してゐた頃には、正しく上記の状態を呈し、社頭の西に接する東山田の邊は、恐らく宿驛の所在として繁昌した所であつたのであらう。之に加ふるに東方に向ふ甲州裏街道、西南方を指す伊那街道も東山田を基點としてゐたので、交通關係に於ては、地方第一の重さを持つ所と謂つて決して過言でない。續いて社頭の前面には、左右に沃野が開けて、近くに砥川、稍離れて横河川の流を通じ、頗る灌漑の便に富んで、秋の豊かな實りを捧ぐる外に、上社

の側にも増して豊富なる温泉の湧出といふ天與の惠澤にさへ浴してゐるのである。

上記先住民の遺蹟が、山脚を縫つて東西に互る状態と、湖北に於ける湖汀線が徐々に南下する事實とを對照する時は、此所でも時代の上的につれて幾らかづ、湖岸が狭められ鎮坐期に至つては、社頭と神渡現象との間が現状よりも幾らか詰まつてゐたであらうと推測し得らるゝかも知れない。而して現状によるに、海拔七五九米を示す湖面と、七九〇米に達する本社領域とは、その差三一米、その距離直径にして一八五五米。さり乍ら此の場合藉すに千歳の歲月を以てして、果して幾何の程度まで湖汀線の侵入を認められ、その結果が本社の成立に對し、どれ程の關係を持つたかは、上社に於けると同様、極めて疑はしい限りとする。

かやうに歩一步と詮じ詰めるに従つて、春宮の所在は段々とその意義を増し、鎮坐の年代の愈々古代に溯るべき事由も闡明されて來る。即ち地方としては最も早く文化の開けた山麓の第一線たる地帯に位して、その所在の人文的價値は上社の前宮が立つ神原のそれに相當するともいはるべく、その出發點に分入る時は、湖北の野に住居を定めた民衆達が部落的生活を営むに當つて設定した中心的祭場として、地點そのものに大切な價値を包藏するといひたい。かくの如き意味を持つ本社に對しては、その源流を東北の方和田峠の方向に求めるのも決して無理な考察といへないが、吾人は前節に縷説した經過の後を承け、西北の方安曇野の方角に之を置く方が一社の主體たる祭神や祭祀關係に徴し、頗る自然の道行であらねばならぬと思ふ。而してその間の道程としては、近く鹽尻峠の通過説と、もに、伊那の一部を經由する西南方の天龍湖上説も

亦成立するであらう。かくて本社は單に下社だけでなく、湖北に於ける根本社壇として、創祀の年代最も古く、仍つて後に秋宮に區分して四季の筆頭に居る春の名に負うたのである。

春宮に並び下社の一部を成す秋宮は、春宮の東南約八町の所にある。此處も亦左右に先史期からの遺蹟を控へ、殊に古墳の分布に至つては、宛かも兩社を中心にして築造されたかと思はせる程で、その中にはかの青塚の如き代表的標本が社頭に近く横たはる。その位置春宮の背面から延いて湖北に連なる臺地の裾にあつて、湯澤山に續く明神山の高地を負ひ、東方には四町許りを隔て、承知川の流を控へる。湖岸までの直径約十町、春宮に比し七町の近距離に在る。今此の二社の位置に就き自由な想像を廻らすとせば、次のやうな假定説を出して見たい。春秋兩社ともに、その初め山脚に於ける前述の意味の場所に起つて、一は北に、一は東に位し、一方春宮を以て本宮、之に對して秋宮を以て第二次の社としたのでもあらうか。此の場合、何を以て兩所の主客を判つべきかといへば、既述の如き西北方起源説の歸趨としては固より、社域の形勢に基づく一應の觀察によつても、春宮を本位とすべきを適當とする上に、之を名稱の上に考へても、對立的とはいへ、春の稱呼を以て第一次とし、秋のそれを以て第二次とすべきは何人にも論のなかるべきところ、加ふるに今に傳はる地方人の口碑に徴しても、普通には春宮が古く秋宮が新らしいといふ。此點につき参考の一助とせらるゝのは、冬季に至つて居を移す土俗である。後に詳述する如く、此の地方には人間と同じくある種の神が冬季の一定期間を土中の室むろに過す原始的習慣を後世まで持續し來つたが、此の風習に基づいて説を立つるならば、もと／＼春宮を祭神の本

居とした外、冬季に入ると、程遠からぬ湖邊に近い假宮……土俗の語を藉りていへば室……に移し奉るを本来の立前として、此の目的のために營まれたのを秋宮としたと意義づけることも出来よう。さり乍ら御室の性質を以て後編にいふ如くに解する時はこれ丈の説明では頗る不徹底の嫌あるを免れないので、寧ろ次の如くに考へるのが自然の方法であるまいか。即ち近時民族學者によつて提供せられた數々の事例に見る如く、春と冬と若しくは春と秋との季節を限つて降臨せらるゝ神がまし／＼て、その場合に祭事を擧げた土俗の風習に基づき表れの一つとして、此處でも亦新たな年を迎へた春の初めに神靈を招請したのを春宮、年も漸く押詰まつた秋若しくは冬の頃に之を行つたのを秋宮を起す前提として、此の相關する春秋の祭は、かの御室の習はしに於けるが如く、もと／＼同一地域に於ける異なる地點を擇んで之を營んだのであらう。而して此の場合に於て恐らくは春祭を本體とし、秋祭を之が前儀的地位に置いたものと考へた。然るに世を経て祭神常住の觀念に支配せられて社殿の設立となり、延いて祭祀の形式を具備するに至つて、神靈の季節的遷徙の信仰を起し、その末現に目睹するやうな半季毎の動坐の風を生じて儀式的形體を整へたのであるまいか。尙ほ後編祭祀考に補説するであらう。

さて春秋兩社の稱呼は、遙かに時代を降り、諏訪効驗に、春秋の宮の宮居こそ……とあるを初見とし、次いで畫詞にも春ノ宮又は秋ノ宮とあるが、事實は勿論それよりも古く、恐らくは鎮坐に程遠からぬ古代に溯るのであらう。而してどこまでも實用本位の民家であつて見れば、經濟の點からも制限を受けるため、此までの發達を遂げるに由ないといへ、信仰の對象としては、必ずしも

實用上の便否を問ふ必要もなく、加ふるに秋宮を取巻く湯ノ町の方面に、段々と地方の主力が移り來つた場合に於て、いつしか秋宮に打傾くに至るは人情の常とするところである。而して主力の移動に就いては、單なる自然的法則による外、温泉の所在といふ地方に特殊の事情にも顧慮するを必要とする。即ち春宮の附近に比し遙かに豊富な中でも、現に秋宮の西に接する綿ノ湯は、傳説に謳はるゝ程の古い歴史を持つて一圓の元湯とせられ、之を中心にして發達した温泉部落が、即ち湯ノ町に外ならない。此の事實は、本社 of 位置を考ふる上に於て、無關心に過すを聽さない許りでなく、鎮坐後の發達を説明すべき事由の一としても、深く注意を要するのである。

かやうにして上社では神原に於て大祝を主體とし、下社では春と秋との兩所に齋祀して、水湖の南北に於ける祭祀の中心が定められた。上下兩社の次第からいへば、上が下に先立つかの如くに考へらるゝといへ、そこまでの決定的斷案を下すには、なほ今後に於ける慎重なる調査を必要とする。その年代に至つても亦之と同様で、的確に動きのない時期を指示するは、不可能の難事とする。固より文獻も之を語らず、考古學上の遺物や遺蹟も、たゞ傍觀的態度を執る丈で、神祕の帳内奥深くに鎖された千古の祕密は、いつになつても明るみの世界に持出されさうにないものである。

文獻は勿論、傳説の表にも駢とした痕蹟を留めない程の古代に溯るべき鎮坐若しくは之に近い期間に於て、上下の兩所は、いかなる關係を持してゐたのであらう。引續いて何人の念頭にも浮べらるべき此の大切な點に關しては、何ものにも先立つて、相互の間に一條の脈絡を通じつゝ、

あつた自然的要件の横たはるのを看過してはならぬ。これ即ち今も人口に膾炙する神渡現象である。冬期の結氷によつて起る湖面の鞍狀隆起現象を目して、神の所業に歸し、神祕の觀念を以て迎へた由來は、既述の如く先史時代に溯り、そこに認められた神格も、亦諏訪神に先立つある種の國神であつたのである。さり乍ら、是も亦一社の鎮坐後となつては、いつしか諏訪神に對する大なる信仰の力に攝取され、之が風習に同化さるゝに至るべきを順序とする。かの堀川院百首に載する源顯仲の和歌に

すはの海のこほりのうへのかよひちは、神のわたりてとくる成けり、

とある神は明かにそれといはないので、聊か物足りなく感せしむるといへ、此の一首は、王朝末期の作品としての時代的價值だけでなく、保安・保延の間十數年神祇伯の要職にあつて、上下社を管下に收めた人の詠歌として、殊更に興趣を惹く。之に次ぐのが顯昭の袖中抄(八)の記事で

信濃のすはの明神の一宮と申をんな神のもとへ、しはす晦、夜かよひ給ちかひとてこそは、すはのうみはこほりてたひゝともかちわたりし侍るなれ、つもごりの夜神わたり給しるし氷のうへにみえて、春たつあしたに氷はとくとくといへり、(慶安四年刊本ニヨル)

とあつて、立派に之を諏訪神の神蹟に歸してゐる。顯昭は専門の歌道に委しい許りでなく、國典の全般に互り博覽多識、別して諸國の舊聞や民間の傳承に趣味を持ち、神道に關する造詣も淺くなかつたが、本書によると、その一端として信濃國に就いても、人並以上の該博な智識の程を見せてゐる。而して本書には、宇治のはしひめを解釋するため、河北の離宮の神が毎夜河南の橋姫の

神の許に通ひ、曉に至つて歸り給ふしるしに、夥しく川浪の立つといふ傳承を述べ、その類例として之を採つてゐるが、何れにしても、異常なる自然現象の動機を以て、附近に於ける固定的神格に傳會する點に至つては、思想を共通にするといはねばならぬ。かやうにして之を神の通路といひ、上社明神が下社への神幸の跡と信するに至つたのも、必ずしも王代に入るを俟たないので、その起源は蓋し鎮坐に接する上代のある時期に存するのであらう。而してそれは神渡そのものの自然現象としての表現から、不知不識の間、必然的に導かれたもの、即ち年々に繰返さるゝ隆起の作用の方向が兩三種に區別せらるゝ中で、現存する應永以降代々の注進狀にも散見するやうに、上下社間の濱邊を一直線上に貫く場合が、數に於ても多く、現象としても著しく人目を惹いたのは、信仰に忠實なる諏訪人として、湖水の兩岸に位する兩社祭神の間に何等かの默契が潛んで、相互に定期的交通關係を結ばるゝ、行爲の表現と信するの外なく、延いて彼等の兩社に對する畏敬の念にも一層の固きを加へたのであらう。さり乍らかくの如きは獨り純朴な諏訪人に限らず、いつの代いかなる人にあつても自然に想致さるべきであつたのである。此に於てか思ふ、かやうな信仰の發生は、上下兩所をして管ならぬ間にある社として、相互の繋がりを密にする上に與つて最も力あつたので、管見を以てすれば、之あつたが爲め、主として信仰の上に於て、單獨の存在を聽され難いまでの緊密な連鎖を通じ、此の連鎖がやがて種々の點に作用して、種々の外的表現を惹起するに至る動因となつたかと考へるのである。而して湖面を横斷する線路に關しては、現象としても、前者ほどに顯著とされなかつたのであらう。畫詞の如きも郡内小坂鎮守と佐久の

新聞社との參會説によつて之を説明し、上下社の何れにも觸れしめてゐない。小坂鎮守社は、湖岸の西北方湊村小坂字日影林にあつて、略ぼ之が終點に當る。之に對する東北方の起點は、上諏訪町大和字新井の先宮社に相當するので、此處にも附近の口碑として神幸の傳説を起してゐる。蓋しもとは此神に就いて物語られたのが、後に別の理由から同一方向の遠距離に位する新聞社に移つたのではあるまいか。

註(1)後編第一章二節參照。

(2)神原附近の地理に就いては、特に宮川小學校の調査を煩はし、且つその報告に依つた。挿入地圖の原形は同校教員諸氏及高島小學校小林茂樹氏の手になつたものである。なほ聚落的生活の要件たる飲料水に關しては、三澤勝衛氏から、水眼川源泉調査と題する報告を得たので、次に附載する。水眼川の源泉は、前宮の鎮坐する小町屋部落の南々西、釜無山脈の北側に發達してゐる此の附近必從谷の一たる水眼川窪の奥、前宮の本殿から約八町を隔てた地點の谷底にある。此の附近一帯は、複輝石安山岩より成り、厚さ約四〇〇米に及ぶが、その厚い安山岩の下底から俄かに湧出してゐるのである。昭和四年八月十四日の調査によると

水量 毎秒約一・五個 水溫(攝氏)一〇・七 水素イオン濃度 七・一

を示し、水質中性に近く極めて良好である。而してその湧出量も、溫度も、恐らく年中不變であらうと考へらるゝ。次に此水が流下して前宮附近に至ると

水溫(攝氏) 一四・八 水素イオン濃度 七・〇

となる。即ち溫度は途中から稍高められて來るが、水素イオン濃度にさしたる變化のない點から

しても、地表又は淺層の地下水の混入の殆どないものと判斷出來る。次に參考までに、附近を並流してゐる樋澤川の水溫及び高部區の東南杖突峠の扇狀地の末端近くから湧出する源泉の測定値(昭和四年八月十四日測量)を擧げると

樋澤川水溫(攝氏) 一九・〇 高部區字清水水溫(攝氏) 一四・八 水素イオン濃度 六・四

となつてゐて、水質は水眼川のそれに劣るのである。

附けていふ、宮川小學校の報告によると、この水眼川の水は冬期にも決して氷結せず、降雨・旱魃の場合にも増減しないといはれ、現に小町屋部落三七戸中三〇戸は之を飲用水に供してゐるが、土地の者は諏訪明神がこゝに鎮坐せられたのも、此の良水のあるためだと言傳へてゐるといふ。

(3)前宮及本宮並其附近史蹟踏査報告。尙ほ前宮本殿背面の所謂神陵に關しては、小池安右衛門氏の報告に、現時墳丘を存せざれども、瑞垣を構へて人の出入を禁ず。里人よく其の意を解し、小兒と雖も古來出入せしことなしと云ふ。尙里人の傳へに今を去ること七十餘年前、神陵上に成育せる一大巨槻樹を伐採し、これを建築用材に充てんとし、終に伐採せしことあり。而も其の根元迄も採取せんとし、土を發くこと數尺に及びしに、石礫累累々として、其の底を知る能はざるが如き状態をなすに遭へり。……とあつて、積石塚らしく思はれる傳説が残されてゐる。但し瑞垣を構へて人の出入を禁じてある所と巨槻を發掘した所とは、その間數間を隔て、建御名方命の神陵説を起したのは後者である。尙ほこゝには朱書の經石が散布してゐるといふが、それは後に神聖なる地點として經塚に應用したためであらう。附記、古墳の中常坊主第一・第二ともに破壊されて今痕跡を留めない。

(4)三澤氏による上社前御手洗川の水質調査(昭和五年一月十九日調)の結果は
水溫(攝氏) 五・七 水素イオン濃度 六・七

とあり、同年同月日の前宮水眼川のそれは
水温(攝氏) 八・八 水素イオン濃度六・九
となつてゐる。而してイオン濃度の點からすると、水眼川の水が御手洗川のそれよりも、より良質
といはざるを得ない。

(5) 諏訪湖の研究(下ノ一二四二)

(6) 現存する應永四年以降の注進狀によると、神渡の起點を、當社濱に置き、當社濱の總稱中に、古河渡・柳
渡・高知渡・今川渡等の地字を區別してゐるが、要するに是等の所々は、上川・宮川兩河口及びその附近
にあつて、上社側に接近した湖岸の一部に相當するのである。此外間接的資料ながらも吾妻鏡建
長三年三月十四日の條に、「去比信濃國諏方社頭湖、大島井唐船等出現」とあつて、湖水を以て社頭の存
在とするものゝ如きも、併せて参考の一助とするに足るのである。尙ほ註(一五)並に附録(二)神渡表
に參照を要する。因みに神渡表は今井眞樹氏を煩はし作製したものである。

(7) 穂高神社考。穂高嶽の形勝に就いては、文化十四年に於ける松本藩士高島章貞の登山記があるか
ら、左にその要點を抄出する。

此岳乎、巍々然秀天外、雖盛夏積雪不消、白雲漠々常不見巔、青天朗日偶然峻峰現、極目望之危削峙立
似白幣、巖々神跡可仰、岳之足有三靈湖、大小不等、上者湖面清冷水底砂石可數、中者奇石怪岩如鳥
獸如果卵如墻壁如座榻、石楠花廻其岸、下者湖邊樹木陰森雖白日朦々乎、乘桴遊觀湖中、嘆山水之佳
境、慨然發聲賞揚不止、懷舊之際卒然巒端雲起、湖面霧迷微雨打面、昏黑不辨前後、惘然收聲息、踣偃于
桴上小時而雲蔽霧散、雨亦晴、深山之體相從來雖若斯乎、更又如神靈嗚呼我穂高神岳乾坤之精氣
其鍾於此乎、不然嶽與湖何若斯神靈邪、何若斯絕景邪、其神靈敬可遠、絕景清可近者此神岳也、吁靈哉、

景哉斯述所觀用以例記云、

尙ほ近くは南安曇郡誌にもこの山につき、自然地理上の説明が記されてゐる。

(8) 昭和五年一月本社に出張の際、社司武田政太郎氏及び氏子總代の人々から聴取したところによる。
之に關して日本及日本人臨時増刊郷土光華號(大正四年十月)に「信濃富士附近の傳説」と題して榛葉
太生なる人の寄せた記文、並に之を稍敷衍して掲載した藤澤衛彦氏の日本傳説信濃の卷穂高祭の
前驅の記事には、多少の誤謬があるらしく思はれる。

(9) 湖南村後山關順治氏報告。

(10) 釋日本紀(一〇)所引筑紫風土記・三代實錄貞觀九年二月二十六日。

(11) 柴田常惠氏の説による。

(12) 後編第一章二節參照。

(13) 後編第三章二節參照。

(14) 諏訪湖の研究(下ノ一二四二)

(15) 是亦世々の注進狀によると、下宮濱の總稱中に、礪河渡・殿田渡・長溝渡・竹鼻之内大澤崎・竹鼻之内鮎澤
等の地字を擧げてゐるが、要するに承知川及び砥川の河口及びその附近をいつたものである。尙
ほ註(六)並に附録(一)(二)神渡表に參照を要する。

(16) 今井眞樹氏傳説上より見たる諏訪湖の神幸大意を採る。

(17) 後編第三章參照。

(18) 畫詞(祭五)に、七月朔日春宮より秋宮へ移徙のことを記し、當時春宮・秋宮の稱が一般に慣用されたこ
とを教へてゐる。

第四章 上代に於ける諏訪神社

第一節 大化改新以前の状勢

緑滴る木々の梢に圍まれ、浪靜かなる諏訪の湖畔に宮柱太敷立て、彌遠永に鎮まりました上社は、固より揭焉にまします祭神の稜威の輝くまに、次第に遠近の信仰を蒐め、上下の崇敬を深くして、漸く大をなすに至つたことであらう。その間の経過は之を想像に任すの外ないといへ、かの穂高神社が安曇の族に阿智神社が阿智祝部にもて齋かれて、氏人の勢力の消長と運命を一にしたと同様、此でも神氏の族が勢威を振つた限り、祭神と、もに一社の實力を増進して、次第に盛運に向つたのは蓋し疑を容れない。さり乍らかやうな月並的推測は、何れの場合にも當嵌めらるゝ代り、極めて特殊性に乏しいので、本社に限る説明としては聊か物足りない感じを起さしめる。加ふるに神氏そのもの、實體に至つても、何等傳ふるところなく、たゞ考古學上の研究を藉り、上代に於ける地方的著族としての存在を跡づけらるゝに止まるに於てをやである。

此間に當り一瞥を経べきは、かの出雲大社を始め、古代の神社に往々にして見る如く、此にも藤島明神といひ、洩矢武居エビスといふが如き土着の舊族が新來の優勢者に歸服して、永くその支配を受くるに至つたと傳ふることである。之による時は、一社の背後に潛む勢力は、必ずしも出

雲系の新らしいそれ丈でなくて、前々から根ざし固めた地方的背景を併せて新舊の合體した堅固なる基礎の上に立つべく運命づけられ、鎮祭以後に於ける若干の時期が之に要した期間であつたと考へて決して不當であるまい。而して此の民族的傾向は、一面に於て祭事に於ける諸種の事象と聯關し、他の一面に於て信仰の地理的範圍に至大の關係を持つかに思はするのである。先づ祭事については、地方に固有の原始信仰の域より進んで、人文の發達に應はしい數々の形式を創め、そのかみの自然神や狩獵神としての崇拜の風習に加へて、農業神としての性格を固むるに至り、新舊混淆の裡より漸く統一的氣運を導出すに向ひつゝ、あつた状勢を想見せしめるので、夫等の點に就いては、畫詞以下の祭事に關する記録が最も確的な證左であらねばならぬ。而してそこに至つたのは、一面に於て環境の促す自然の作用が有力なる動因として不斷に力強く働きつゝ、あつたと同時に、他の一面に於ては、奉仕者の側に於ける前記兩様の系統が年を追つて融和の域に進んだ結果の一に外ならぬとも考へらるゝ。後編に入つて論及する通り、鎮坐以前に於ける古代の信仰の多くが割合によく一社に保存されてゐる事實は、確かに之を傳へた、人に關係するので、それは守矢家々傳の暗示するやうに、そのかみの古い氏族が終始一貫して命脈を持續したに因り、祭事に於ける舊い系統の存在と、その影に隠れた舊族の勢力との間には因果の深縁が潛むと解したのである。次いで是等民族的傾向が進んで外側に及ぼした働きと關聯して、當代に於ける一社の信仰の領域に就き一應の考察を經るを順序とする。

古代に於ける一社の勢力範圍と見るべき區域に、内縣小縣外縣の別があつて、畫詞祭二にその

名目を挙げ、此外、神長本畫詞及び年内神事次第舊記には大縣の稱をも載せてゐる。是等は單に一社丈でなく、本國の古代史上に於ても、意義深き思想の表現と思はるゝので、次に縣の由來から始めて之が解釋に當つて見よう。

縣の起源に就いては、學界に定説を缺き、今遽かにその意味を明示すべくもないが、古代に於ける行政區域の一種として、國に並び、又は國の内に設定されて所在に行互つてゐたことは、更に説明を要しないところで、大化改新以後それらの多くが郡若しくは郷里の稱となつて引繼がれたことも、更めていふを俟たないのである。此に於てか思ふ、我が信濃國に於て、郡縣政治の世となつて稍久しきを経た天平勝寶七歳の頃に始めて見え、爾來今日に繼續する小縣郡の名は、疑もなく古い縣名の踏襲にかゝり、その他のそれに至つては、いつの代にか悉く公稱たる資格を失つてしまつたのであるまいか。而してその間に於て偶々生命を繋留めたのが貞觀十年三月正五位下を授けられた八縣宿禰命神や本社の本社の神事に表るゝ上記三縣の名目で、之によると、その初め本國には縣の名を負うた小地域が散在して、丁度後世の郡に相當する地位にあつたかと思はるゝ。さて此中でこゝに必要な三縣の意義に關しては、幕末の頃から引續いて松澤義章飯塚久敏、延川和彦、飯田武郷等地方の學者がそれ／＼説を立て、ゐるが、何れにしても之が發生に關する解釋上いたく缺陷のあるを遺憾とする。

今その出典に見るに、是等三縣の名は、一社の古式神事たるの湛行事に従ふため、神使と稱する特定の祭員が巡行する地方を呼ぶに用ひられ先づ内縣と小縣とに就いては、畫詞(祭二)に

神殿旋繞座次ニ隨カイトテ不同也、小縣ニ反神使ガ神殿ヲ繞ル回数ヲイフノ後、上原ニ宿シテ東山ヲヘテ下宮ニ至ル、内縣一反ノ後、千野ニ宿シテ郡内南方境ニ至ル、三道此外ニ外縣ヲ加ヘテ巡禮共ニ山路ヲヘテ往行三日五日ヲ送ル、……とある。而して之を神長本に對照して經廻の地點を示すと、内縣の使は

經由地

現地名

第一日 千野(神事)

宮川村茅野

第二日 古田

豊平村上古田 下古田

第三日 矢崎

永明村矢ヶ崎

第四日 栗林

永明村横内附近(?)

以上の如く、上川の中流に添ふ東西に向つてゐる。蓋し本文に南方堺とあるは當時この方面が郡の南方に位する郷村であつたからであらう。次いで第五日に前宮の峰湛をつけて行を終るのである。次に小縣の使は

經由地

現地名

第一日 上原(神事)

永明村上原

第二日 上桑原二所畫湛

四賀村上桑原

下桑原(神事)

上諏訪町下桑原

第三日 下宮大和畫湛

同 町大和

同 馬場(畫) 下諏訪町友ノ町馬場

友之町 同 町友ノ町

第四日 在河 平野村小井川

第五日 下桑原 既出

上原 既出

真志野(畫) 湖南村北真志野南真志野

等以外の西部を包ね、北は下社、南は上社の西北方に到つてゐる。即ち内、小兩縣の名の許に神使の巡行した所々は、前宮を基點とする郡の平坦部に集まつて、稍一方に偏し周圍の山嶽部に及んでゐないのである。

かくの如き後世にまで持續した實際的行爲の跡に鑑みると、従前は如く、内縣を以て今日の諏訪全部、小縣を以て現在の小縣郡に當てる説には、いかにしても追従し兼ねるので、それよりか、兩者ともに郡内に於ける存在として、それ〴〵に異なる地域を指摘したものと考へたい。而して神長本にいふ大縣は、本文にいふ小縣とその區域を一にし、年内神事次第舊記の如きは神長本と同じく内、大外の三縣を列して、別に小縣の名を掲げてゐないのである。次に外縣に就いては、前文の前提に

先初午ノ日(三月)下蕨二人トツアケタ外縣トツアケタ大明神立テ、即チ神殿ノ巡禮三反ノ後、今夜大雪フクシニマフテ、外諏訪ニ發向ス、

とあつて、明白に外諏訪の稱との一致を教へてゐる。外諏訪とは、諏訪本部に對する稱呼で、その所在は、祭典古式の註に

按フニ外ノ諏訪郡ト云フハ、今ノ伊那郡ノ内ナリ、湛神事ノ箇所皆其内ナルヲ以テ辨知スベシ、とあるを最も傾聽すべき考説としなければならぬ。特に外縣の名は出してゐないが、神長本に上記内、大兩縣以外の湛として擧ぐる箇所は即ちそれに當り、その箇所は「伊那廻」と稱して室町末期まで神使の巡行を繼承したところに外ならぬ。次に之を表示すると左の如くである。

湛ノ所在

現地名

- 一、平井(豆)湛 上伊那郡朝日村平出
- 二、小河内(宿)湛 東箕輪村南小河内
- 三、常土の輪(神事) 不明
- 四、鹽野井(春冬)湛 南箕輪村鹽ノ井
- 五、北御齒 伊那町御齒
- 六、南御齒 同 町御齒
- 七、伊那部(湛) 同 町伊那部
- 八、大嶋之郷 美鷲村上大島下大島
- 九、楨(真木)之郷(湛) 伊那町上牧
- 一〇、寺之福嶋 同 町福島

- 二、下寺(下豆良) 同 手良村(下)手良
- 三、野口 同 村野口
- 三、中坪 同 村中坪
- ・四、前淵(畫漚) 同 不明
- ・五、さそこ 同 朝日村(澤)底

(コノ中・印ハ神長本畫詞ニ見ユルモノデアル)

是等所々の位置によると、その範圍は天龍の流を下ること約七里、伊那町の邊に到つて東に折れ、支流三峰川の沿岸につけて高遠町あたりに及んでゐるので、さきに神族發祥の舊地と考定した上社背景の地帯は、悉くその間に包擁さるゝ。伊那町より更に二里餘の道程を南下すると、畫詞にいふ郡境大田切に達するが、外縣即ち外諏訪郡の疆域は此に達し、今日の上伊那郡の大部分をその範圍としたのであらう。尙ほ修補諏訪氏系圖(正篇)の補記に

外縣ト云フ地方ハ伊那郡ナルベシ、其理由如何トナレバ、近代迄伊那郡ニ於ケル北部ニシテ諏訪郡ニ接續セル村里ヲ外ノ諏訪郡ト呼稱セシ事アリ、故ニ古時ノ外縣地方ヲ指セル名稱ト知レリ、

とあるが如きも参考の一助とするに足るのである。次に参考のため、神使の行が一回の巡行に要した日子を畫詞によつて計上すると次の如くである。

	進發	歸着	日數
外縣	初午日	次丑日	八日
内縣	初酉日	次丑日	五日
小縣	初酉日	次寅日	六日

中でも内縣が一社に最も近接し、之に對する外縣が外圍に當る區域を意味するは、いふまでもない。たゞ大小の何れにしても、之を單稱するは一見頗る奇異に感ぜらるゝが、今假に一案を立つれば、その初め諏訪本部の全域を指した内縣の稱が、後に之を二區に分轄したにつけて、就中主要なる部分に附隨して残り、之に對する他の一方を小縣として區別したのもあらうか。それは内縣を大縣と考へる意味の許に。然るに後になつて小の辭を嫌忌した結果が、反對に大の名を採るに至つて、大小ともに實體を一にするといふ奇觀を呈するに至つたのではあるまいか。

以上の推測は、南北朝以降の文獻を根據とするに過ぎないので、完璧の期し難いのは更めていふまでもない。従つて之に對して異論を挟むべき餘地は十分で、例へばその初め今日の小縣にまで足を入れてゐたればこそその名に負うたので、後に此の方面に勢力を失つた結果が、畫詞以下にいふ如く、纔かに郡内にその稱を留めて、往代の名殘としたのであらうといふことも出来る。さりとて吾人は此までの冒斷に出る勇氣を持たないので、行政區劃の小縣と、神使の巡行する小縣とは、その名一で實を異にすると思つて、是等三縣以外に大縣の存在を求め、佐久邊をも包擁せしめようとする見解には同意を表し兼ねるのである。

以上大、小、外の三縣は、諏訪から上伊那に及んで、その範圍可なりに廣く、一社に固有の藩屏たる重要な地域に屬したのである。而して後編に説くが如く、湛の行事と之に伴ふ神使の巡行とを守矢氏に固有の諏訪本部に於ける風習とする前提に立つ時は、諏訪神の信仰が本來のそれを包擁した結果、神使の巡行も内より外に延びて神族の根據地を包ね、是等地方に於ける特殊關係を生むに至つたと解釋せらるゝと同時に、之によつて一方神族と提携し乍らも、その許に置かれた守矢氏の潛勢力がなほ頗る重きをなしてゐた形跡をも十分に看取せしめる。いふまでもなく頭に諏訪神の威光を載いたればこそ、かやうな現象をも呈するに至つたので、此にも亦舊新兩系の融和せんとしつゝ、あつた状態はほの見えるのである。

上社に次ぎ下社の模様は、眞に暗夜にもものを探るに等しく、想像の手懸りをさへ獲るに苦しむ状態にあるが、恐らくは安曇系の人々により奉仕を續けられて、上社とも大體の成行を一にしたのであるまいか。但し此間にあつて、さきの神使の一行が、下社の領分にも踏込んで、程近い大和から進んで社頭に接する馬場に湛神事を行ふとある神長本の記事は、之を無關心に看過し得ないが、これ恐らくは下社の存在に觸れない往代からの流例として、行政系統との關係なく、之を以て直ちに上社の勢威が下社を包ねた表れの一と斷じ難くはあるまいか。而して之より奥に向ひ、一社の背後を固むる筑摩から安曇の野に入ると、些しも神使達の足跡を認められなくなるが、これ即ち前者にも増して注意を用ふべき點であらねばならぬ。今之を中世以降の事實に徴すれば、上社の造營に關する課役を此の方面にも負擔せしめつゝ、あつたに拘はらず、古代の慣習た

る此の行事に至つて一切そのことのないのは、そこまでに上社の勢威が暢びなかつたからで、その裡面には、是等地方が下社の背景としてなほ重要性を失はなかつたことを示し、延いて上下社の關係がまだ、融和的境地に入るに至らなかつた一端をも露はすと考へらるゝ。而して下社に於ては、いつになつても一社又は祠官の間から神使の發向したことを聞かないが、蓋し初めからその風習を持たなかつたのであらう。

之を要するに、鎮坐以降上代の缺史期を通じ、内は優勢なる氏族に奉戴せられ、外は不斷に時勢の大きい流に棹さしつゝ、文化の進度と行程を一にして、徐ろに勢力を培養し、以て他日の雄飛に資すべき根基を固めつゝ、あつたといふの外ないが、かやうに想像するにつけて先づ念頭に浮出さるゝのは、本國の國情並に地形に關する最初の記載ともいふべき景行紀四十年十月の文で、本書に東征中に於ける日本武尊の語として

蝦夷凶首咸伏其辜唯信濃國越國頗未從化、

といひ、仍つて尊は碓日坂から本國に入り、信濃坂を経て美濃に出られたとあるが、之によると、上代のある時期までは、十分に王化に潤ふに至らないで、一部化外の域とされてゐた状態を彷彿として窺知せしめるので、蓋しその當時にあつては、越と、もに蝦夷の族の土着的勢力が行互つて、まだ、順從の途に就くに至らなかつたのであらう。而して彼等よりも後に移り來つて彼等に優勝者となつたと思はるゝ、諏訪地方に於ける巨族に至つても、他の國々に於けると同様、中央との連繫を通ずるに及ばないで、隱然たる一敵國の觀を持しつゝ、あつたと考へて、強ちに無稽の

隠説といひ難からう。更に之に加ふるに、さきに景行紀の文のつゞきに本國信濃を以て、山高谷幽翠嶺萬重、人倚杖而難升、巖嶮磴紆、長峰數千、馬頓轡而不進の處とも記されてゐるが、之を以て國情の全般に互る誤のない描寫となし難いのは勿論ながら、かくいはるゝ地理上の根據は、優に之を具備してゐたのである。然れば上記の如き地形に包まるゝ諏訪の天地が我が上下社の發達に對し、いかなる傾向を執らしめつゝ、あつたかは殆ど問題とするに足りないもので、恐らくは尙ほ大自然の懷裡に包擁するに止まり、未だ廣く外間との交渉を開始するに至らしめなかつたといひたい。思ふに古事記に「除此地者不行他處」とあつて、祭神自身の行動に局部的制限を附したのはいふまでもなく古人の率直な信仰の表現にかゝるが、その信仰の表れたる、一面に於て頗る纏りの宜しく落着きのある環境の作用を基礎とすると、他に一面に於て、共々に久しい間を超越的境涯に打過した神と人とを聯ぬる感念の發露として、最も應はしい表方と思はるゝので、是等の點からすれば、之が發生期を以て古事記の撰上期よりも更に溯る當代に置くのが妥當であるまいか。然りとすれば上代に於ける最も著しい信仰上の産物は、即ち此に見出さるゝといつて決して過言でないのである。

此に至り、聊か方向を轉じて觀察を新たにすべき重大事の横たはるを見る。それは外でもない、上記の如き由來も久しい狀勢をして、遂に大なる偉力の許に歸一せうとする外的事由の發生したことで、後代に於ける一社の發達を導く上からは、是非とも此の問題に觸れるを必要とする。次にその内容に入るに先だち、立論の根柢となる阿蘇及び科野兩國造家系統の關係に就いて、一

瞥を経たいと思ふ。

此の兩系の起源に關しては、早く神武記に「神八井耳命者意富臣……阿蘇君……科野國造……等之祖也」とあるを始めて、國造本紀にも

科野國造

瑞籬朝(崇神)御世、神八井耳命孫建五百建命定賜國造、

阿蘇國造

瑞籬朝御世、火國造同祖神八井耳命孫速瓶玉命定賜國造、

といふ。阿蘇家の家傳によると、建五百建命は健磐龍命に當り、速瓶玉命の父とされてゐる。それは何れにもあれ、科野と阿蘇と國造家の出自を一とする古傳は、早く記に採録された程の尊重すべき價値を持つのである。なほ之を道與石城常道仲長狭(安房)等東國の海道筋に於ける國々が同じく神八井耳命の裔孫を以て國造と仰ぎ、中にも常陸の那珂國では、崇神の朝に荒賊を平定せんために差遣された建借間を國造の祖とするといふ風土記の傳説に照合すれば、東國に於ける皇威の振張と、もに此の方面に向つた一族發展の經過と年代とに就いても、大體の見當を立てるに苦しまないものである。而して我が信濃國は、是等の地方に到るべき途中の要衝として、恐らくは之に先立つて國造の補命を見、就中重要視された處であつたのではなからうか。

本國に於ける國造の根據地は、王代に於ける最初の國府の所在と推測せらるゝ小縣郡の平野で、此處には今も千曲の流を挾んで比較的規模も大きく年代も古い幾多の古墳が所在に散在し

て、雄辯にそのかみの状勢を物語つてゐるが、此の地方たる、蓋し安曇に據つた安曇族、諏訪に據つた神族の勢力圏外に残され、東漸した文化の最後の歸着點に當ると、もに、東の方上下の毛野を経て、蝦夷に到る幹線に沿つたのである。従つて此處に在來の地祇族に對する皇別系の新勢力の樹立を見たのは、本國の統治上頗る注目すべき現象であらねばならぬ。然らば此の國造職の設置によつて、諏訪本土に如何なる影響が將來されたのであらう。此點に關しては、全く臆測の範圍に入るが、之により古來の神家や安曇族の一部が直ちにその管下に入つたとは到底信せらるべくもない。とはいへ時代の大勢には固より拮抗の出來よう筈もないので、西力東漸の進運に催されて次第に孤立的地位に置かるゝに至つたに反比例して、中央朝廷の側の威力は時と、もに漸く加はり、延いて文化的方面にも徐々に融和の途が講せられて、地方を舉り、王化の範圍に入つたのは、勿論大化改新よりも餘程以前の時代に存したのであらう。而して如上の傾向が我が諏訪社をも支配したのはいふを俟たないが、それはやがて一社を世に著す第一歩たるに外ならなかつたのである。附けていふ、國造本紀流布の版本によると、此後景行天皇の御代に建沼河命の孫大臣命を以て須波國造に定賜ふとあるが、それは大系本に引く紅葉山文庫・前田・船橋本等によつても那須の誤とすべきであるから、此に論及すべき限りでない。又天孫本紀によると、武烈天皇の御代の人物部麻佐良連にかけて須羽直女子妹古爲妻生二兒とある須羽直は、信濃國造か神家の族であらうといふ説もあるが、是も他に一切の傍證を缺くため、之を如何とも定め難く、従つて諏訪に關係のありやなしやも容易に決し兼ねるのである。

此の機會に於て本社と本國政治上の中心たる小縣方面との交渉の經過を跡づけると、古代の地名として、和名抄に所載の須波郷の名残を小縣の一部に留め、又祭祀の古儀を存する神社として、式の大社生島足島神社を上田平の一方に奉祀する。此社は國土の靈格に崇事するに起り、その起源は恐らく悠遠なる太古の時代にあるのであらう。その後何れの代にか境内に諏訪明神を祀り、併せて下之郷上下宮と稱したが、古來相傳の祭祀に「御遷り神事」といふのがあつて、毎年十一月三日の夜、境内の一方にまします下宮（諏訪明神）の靈代を本社内陣内に移し、……之を攝神本宮御諸參朝といつてゐる、……年を越えて翌年三月三日に至る、此間毎夜粥を煮て、明神より親しく生島足島神に獻供し給ふ、式を行ひ、之を以て一社の重儀とした。神親ら神に物を獻り、饗薦の意を表せらるゝは、必ずしも珍奇の例とするに足りないが、此では祭神の性質からしても、諏訪神が客位にあつて、本來の土地神に奉事せらるゝ意味の行事と思はるゝので、恐らくは諏訪の神威が此の方面に及んだ時代に源流を發し、後之を具體化すると、もに、諏訪信仰の風とも結んで、遂に今日の形式を産むに至つたのではあるまいか。但し從前の説では既述の如く之を以て祭神渡來の途次に於ける出來事にかけてゐたのである。是等郷名といひ、諏訪關係の祭事といひ、果していつの頃にまで溯源し得らるゝかは何人と雖も斷言に苦しむであらうが、さきによつた内縣の神使の道程から一步を進め、大門峠を経て、小縣の方面に進出するは、地理上自然の方向にかゝるので、湛の行事には出なかつたとしても、頗る早い時代から神威が到達して、いつしか地名や祭事に反影を留むるに至つ

たとして、決して不可あるを見ないのである。此に於てか上代も漸く終りに近づきかけた大化改新及び以降の時代に入り、煙を披き霧を凌ぎつゝ、あつた状態から更に一步を進めたいと思ふ。

註(1)後編第四章参照。

(2) 萬葉集(二〇)天平勝寶七歳筑紫の諸國に遣さるゝ防人に關して多くの歌を擧げた中に「國造少縣郡他田舍人大鳥」の詠二首を採つてゐる。

(3) 洲羽國考(松澤義章)諏訪舊跡志(飯塚久敏)・修補諏訪氏系圖(延川和彦)。是等諸先輩に通ずる説は、大體に於て内縣を諏訪郡、外縣を伊那郡、小縣を小縣郡、大縣を佐久郡に擬當するものである。

(4) 内縣及び小縣以外の方面に於ける神使巡行の箇所關しては、神長本畫詞の記事は割合に簡單で、その後を承けた上社權祝文書、文明二年三月日伊那廻之日記及び「永祿八年十二月上宮祭禮再興次第」の二書に委しい。兩書ともに大體に於て一致する中で、鹽野井は再興次第によつたので、伊那廻之日記には「くぼ」とある。久保と鹽井とは相接近した處で、曾て鹽井を併せて「久保」と稱した時代もあり、又再興次第には鹽野井の神主を窪助四郎と稱してゐるから、恐らく地點に動きなく時代によつて稱呼を異にしたまで、あらう。次に南北御園は、神長本に單に御園とあつて方角の區別を附けず、又「さそこ」は神長本畫詞に「させこと」とある。尙ほ野口は再興次第にその名を缺き、代りに上豆良の名が見える。この兩處の地理的關係は明かにすべくもないが、恐らくは上記久保と鹽井のそれの如く、何れか一方が他方に包括されてゐたのであるまいか。因みに此項に就いては井澤武雄氏の調査を煩はした。

(5) 後編第四章参照。

(6) 後編第三章参照。

(7) 阿蘇家譜(11)

(8) 小縣郡史。

(9) 姓氏家系辭書。

(10) 須波郷の所在は、小縣郡史に地名考以下にいふ古人の説に基づき、上田市の一部から千曲川を挟んで東西に互る一帶に當てゝゐる。之によると國分寺の位する上田平の中部から西に引きつゞく樞要の區域に當るのである。因みに須波郷以下本郡の郷位置圖は、藤澤直枝氏の作製によるものである。

(11) 生島足島神社文書「天文二十二年八月二十四日武田信玄袖判證文」

(12) 生島足島神社文書「元文五年工藤薩摩書留由緒」本社由緒調書。尙ほ第三章三節にも参照を要する。

(13) 信濃毎日新聞大正十四年四月十七日號「生島足島祭典御遷りの神事」参照。

第二節 大化の改新以降の狀勢

大化改新が國史上に於ける劃世的の著しい事件たるは、今更いふまでもない。前々から萌しつゝあつた時勢の新らしい氣運は、之を境として圓熟の期に入り、國家の行政組織は之により面目を一新するに至つた。此時に當り、我が神社界に起つた諸般の改革の中、最も留意すべきは、土地の公有制度が樹立され、四方の生民が天皇に直隸せしめられたに伴ひ、彼等の奉祀し來つた諸國大小の神社も、いつしか氏人の手を通じて朝廷に知られ、朝遇を受くる機會に浴したことで、此の一般的趨勢に催され、官社の制度が創められたのは、蓋し大化よりさのみ隔たらない間にあつたのであらう。併し官社の設けは何れの國にも共通する現象で、之を以てしては未だ一社の特異性を云々するに足りないのである。

今此の時期に當つて本國信濃國の占めた地位如何といふに、東山道中部に於ける東西連絡の要衝として、歷代朝廷の重要政策とされた東北經略の業に關し、輕からぬ任務を課せられた痕跡は、纔か乍らも大化四年四月紀に之を徵せらるゝが、それがあらぬか天武天皇の十三年二月に至つては、遷都の候補地を畿内に求められたと同時に、三野王等を本國に差遣して地形を看せしめらるゝといふ破天荒の出來事に遭遇したのである。書紀の記者はその條下に記して、將都是地歟といつてゐる。次いで閏四月には三野王等が本國の圖を進めたとあるから、引續き準備に従

事されたのであらう。翌十四年十月に及び、輕部足瀨等を本國に遣して、行宮を造らしめられた。この時にも紀の編者は、蓋擬幸東間溫湯歟といつてゐる。東間⁽²⁾は筑摩の謂で、溫湯の所在は松本市の東郊里餘の山麓にある山邊溫泉に擬せられてゐるが、若しさうでないとしても、今も盛に湧出する附近溫泉地帯の何れかにあつたのは、確かであらねばならぬ。然りとすれば、王代に於ける國衙の所在に近接して、本國の中府たる地點に當るから、行幸の辭を此處に藉りたのも、成程と首肯せらるゝのである。而して此地たる、諏訪とは中に山一重を隔てる丈で地形相連續するか、當初の計畫通り行幸を催された曉には無論のこと、行宮の設置だけでも、程遠からぬ本社を著す上に、いかに好都合であつたかは殆どいふを俟たないのである。

さて是等事柄の真相は、固より之を確かめ難いといへ、溫湯行幸の裡面に重大なる政治的意義の潛むのはいふまでもなく、それは前後の時代を通ずる國家の大問題たる蝦夷の平定に關聯し、之が爲め戦局により近い便宜の地を擇び、一時的にもせよ、此處に駐營せうとする思召であつたのかも知れない。併し此ではその動機や事由にまで深く立入るを必要としないので、たゞその結果が本國信濃を著す上に、いかに大切な關係を持ち、又本國が當時の政局に對していかに重視されてゐたかを明かにする丈で十分である。

かく本國の地位が異數の昇進を遂げたにつけ、國內の出來事も漸く中央政界の注意に上るに至つたのであらう。是より先、十四年三月には降灰のために草木が皆枯れたといひ、引續き持統天皇の五年に至つて

八月辛酉二十三日、遣使者祭龍田風神・信濃須波・水内等神、

一八四

とある。此に於て一國の重要な神々も初めて世に著れ給うたのである。此にいふ龍田の風神は、廣瀬の大忌神と、もに是よりさき天武天皇の四年始めて公に祭祀されて以來、引續き年毎の奉幣を受け來つてゐたが、殊に此歳は四月から六月に亙り陰雨止まず、頗る天候の調節を失した、め畿内の諸寺をして誦經せしめ、又天下に大赦する等非常の御沙汰を見たので、是等の事情を綜合すると、次いで八月臨時の遣使となつた理由も、成程と首肯せらるゝ。その目的はいふまでもなく、風雨の難を除いて秋稼の豊饒ならんことを期するにあつたのである。従つて新たに加はつた信濃の兩社に就いても、その動機は略ぼ之を想像せらるゝが、それにしても他の近畿の諸大社を擱いて、遙々と遠國の信濃にまで範圍を擴げられた理由は如何に。それは既述行宮の設置後漸く數年を経たこと、て、中央との連絡はなほ頗る緊密に從つて行宮の所在國たる事由が重きをなしたのではあるまいか。即ち當代の政局に對して輕からぬ任務を負ふ特殊の國として、かやうに他に類例のない使節を差遣さるべき必要をも認められたので、此に至つた主因は、一に地方的背景にあるといつて過言でないのである。然らば何故に須波と水内との二神が選に入つたのであらう。此にいふ須波神は鎮坐の地名による稱呼で、その名に負ふ我が建御名方神を指し、水内も同様本國の地名にかゝり、郡内の宗社たる建御名方富命彦神別神をいふものと思はるゝ。但し後者に就いては他に異説がないが、何れも根據が薄弱で採るに足りないから、此では一切觸れないでおく。即ち諏訪系の神にましく、又ともに後に

神名帳に名神大社と錄せられた本國の代表的名祠にましますのである。思ふに當代には廣瀬龍田二社の奉幣の外、大夫をして諸國に雨を請ひ、又これを止めしめられた度も屢々で、天候の調節を幽冥の加護に俟ち給うた聖慮が頗る明白にされてゐるので、その趣旨が此にも及んだのは、固よりいふまでもない。たゞ常の取扱と異なるのは、國家の宗祀たる龍田に並び、地方の大社を擧げて殊遇に預らしめ、且つ之に關する記事を國史の表に留めたこと、かくの如きは諸國の神社として眞に稀有の例に屬し、此の前後の時代を通じ、之に均しい恩典に浴したものの、あるを見ない。然れば此際の奉幣によつて當代に於ける諏訪神の國內に占め給うた地位を推測せらるると同時に、此の事實が今後に於ける一社の發展上、いかに重大の關係を持つか、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあるといはれよう。附けていふ、此の事柄の内容からして、當時に於ける祭神の性格を風雨神らしいと説く學者もあるが、かやうな神格論に立つ時は、その目的からして、農業神としての御祈と考へるを妥當とするといひたい。さり乍ら管見では、寧ろ政治的關係に重きを置かれ、神格の如きは別に問題とされたのでないと思ふのである。後世の記文ながら、畫詞縁起上によると

持統天皇五年八月一日、勅使ヲ發遣シテ信州須波・水内神等ヲ祭ル由日本紀第三十卷ニ載タリ、是則當社祭禮始メナルヲヤ、今ニ至マテ當日ヲハ月朔神事ノ最要トス、

といひ、之を本文の一段として掲記してゐるが、之を以て一社の規模とした意志は、十分に忖度し得らるゝのである。但し此に一日とあるは、紀の本文を精讀しなかつた、めの誤である。この